

ず此の故に秘密主菩薩は此に於て智の方便を攝し一切法平等に入りて當に勤めて修學すべし。(大日經)

六、彼の諸の菩薩は盡形壽不奪生命戒を持す、刀杖を捨てて殺害の意を離れ、他の壽命を護ること猶己身の如くなるべし、余の方便ありて諸の衆生類の中に於て、其事業に隨ひて彼の惡業の報を解脱せんが爲めに施作する所あれば、怨害の心にあらず。(大日經)

七、不與取戒を持して、若し他の所攝の諸の受用の物には觸取の心を起さず、況やまた余の物の與へざるを取らんや、余の方便あり、諸の衆生の怯慳積聚して施福を修せざるを見ては、其像類に隨つて彼の慳を害ふが故に、自他を離れて彼れが爲に施を行ず、讚する時に因りて施するは妙色等を得、秘密主若し菩薩、貪心を發起して之れを觸取する時は、此の菩薩は菩提分を退して無爲の毘奈耶の法を越ゆ。(大日經)

八、不邪淫戒を持して若し他の所攝と自妻と自種族と標相の所護とに貪心を發せざれ、況んやまた非道に二身交會せんをや、余の方便あれば度すべき所に隨つて衆生を攝護せよ。(大日經)

九、菩薩盡形壽不妄語戒を持して、設令活命の因縁の爲めにも妄語すべからず、即ち諸佛の菩提を欺誑する事と爲る、秘密主之れを菩薩の最上の大乘に住すと名く、若し妄語せば佛菩提の法を越失す、この故に秘密主この法門を斯の如く知りて不眞實語を捨離すべし。(大日經)

一〇、不僞惡罵戒を受持して應當に柔軟の心語隨類の言辭を以て諸の衆生等を攝受すべし、何を以ての故に秘密主菩提薩埵の初行は衆生を利樂す、或は余の菩薩、惡趣の因に住するものを見ては之れを折伏せんが爲めに僞語を現す。(大日經)

一一、不兩舌語戒を受持して間隙語を離れ惱害語を離るべし、犯せば菩薩と名くるに非ず、衆生に於て離折の心を起さず、異の方便なり、若し彼の衆生所見の處に隨ひて着を生ぜば其の像類の如く離間の言語を説いて一道に住せしめよ、所謂一切智智の道なり。(大日經)

一二、不綺語戒を持し隨類の言辭を以て時方和合して義利を出生し一切衆生をして歡喜の心を發し耳根の道を淨めしむべし、何を以ての故に菩薩は差別の語あるが故に、或は余の菩薩戲笑を以て先と爲す、衆生の欲樂を發起して佛法に住せしむるは具に無義利の語を出すと雖も、かくの如き菩薩は生死の流轉に着せざる

なり。(大日經)

一三、菩薩應當に不貪戒を持すべし、彼の他の物を受用する中に於て染思を起さざれ、何を以ての故に菩薩は着心を生ずることなきが故に、若し菩薩心に染思あれば一切智門に於て力無うして一邊に墮す、又秘密主菩薩應に歡喜を發起して斯くの如き心を生ずべし、我が作すべき所を彼れをして自然に生ぜしめ極めて善哉と爲す、數自ら慶慰す、彼の諸の衆生をして資財を損失せしむることなかれ。(大日經)

一四、應當に不瞋戒を持して一切處に遍し常に安忍を修すべし、瞋と喜とに着せず、怨及び親に於て其の心平等にして轉ず、何を以ての故に菩提薩埵は惡意を懷くにあらず、所以いかんとなれば菩薩は本性清淨なるを以ての故に、秘密主菩薩應に不瞋恚戒を持すべし。(大日經)

一五、當に邪見を捨離して正見を行じ、他世を怖畏し害なく曲なく詔なく、其の心端直にして佛法僧に於て心に決定を得べし、此の故に秘密主邪見は最も極大の過失と爲す、能く菩薩の一切善根を斷ず、之れ一切の諸の不善法の母たり、此の故に秘密主下戲笑に至るまで亦當に邪見の因縁を起さざるべし。(大日經)

一六、菩薩に二種あり、云何か二とする所謂在家と出家となり、秘密主彼の在家の菩薩は五戒の句を受持す、勢位自在にして種々の方便道を以て時方に隨順し、自在に攝受して一切智を求む、所謂方便を具足して舞伎天祠主等の種々の藝處を示現し、彼々の方便に隨ひて四攝の法を以て衆生を攝取し、皆阿耨多羅三藐三菩提を志求せしむ、謂く不奪生命戒及不與取、虛妄語、欲邪行邪見等を持するこれを在家の五戒の句と名く、菩薩受持の所説の善戒の如き具に諦に信じ當に勤めて修學すべし、往昔の諸の如來の學處に隨順す、有爲の戒に住し、智慧の方便を具足して如來の無上吉祥の無爲戒蘊に至るとを得、四種の根本罪あり、乃至活命の因縁にも亦應に犯すべからず、云何か四とする、謂く諸法を謗すると、菩提心を捨離すると、怯慳すると、衆生を惱害するとなり、所以如何となれば此の性は之れ染なり、菩薩戒を持するに非ず、何故に過去の諸正覺及び與未來世現在の人中の尊、智と方便とを具足して無上覺を修行して無漏の悉地を得たるや、亦余の學處の方便を離れたるを説くことは、當に知るべし、大勤勇、諸の聲聞を誘進するなり。(大日經)

一七、若し有智の者諸の眞言を持せんに、先づ瞋恚を斷ぜよ、乃至天神にも瞋を生ずべからず、亦餘の持眞言者を瞋嫌せざれ、諸の眞言に於て意を擅にして乃至功能及

諸の法則は之れを分別すべからず、諸の眞言及び法則に於て深く敬重を生じ、諸の惡人に於ても善く須く將護すべし、何を以ての故に能く大事を障へ、及び彼れを壞るが故に、阿闍梨の所に於て縱ひ愆過を見るときも、身業に猶驕慢憚恨の種々の是非を談説することを生さず、心意に遂に惡想を分別せざし、過に於ても既に爾る耳、況んや法に依るをや、縱ひ大なる怒を懷くとも、遂に自ら所持の眞言を以て他の明王を縛し、及び損害を生じ、並に苦に治罰すべからず、亦復降怨の法を作すべからず、未だ曾て阿闍梨の處に於て眞言を受けずして人に授くべからず、所受の人も三寶の處に於て恭敬を生ぜずば復是れ外道なり、阿闍梨の所にして眞言を受得すとも亦與ふべからず、乃至手印及び眞言並に功能の法及び普行の法をば並に與ふべからず、未だ曾て曼荼羅に經入せざるものに亦授與せざれ、一切有情兩足の類を跳躡すべからず、乃至多足をも亦跳躡せざれ、又諸の地印を踐躡して過ぐべからず、所謂錘と輪と楛と杵と螺と金剛杵等となり、及び素より成ぜるも並に踐躡せざれ、諸余の菜草根莖枝葉及び花實亦踐躡せざれ、亦不淨の穢處に棄てざれ、若し眞言法を成就せんと樂はん者は應に須く制に依るべし、大乘の正義を詰難すべからず、若し菩薩の甚深稀有不思議の行を開きては應に諦信

を生ずべし、疑心を懷かざれ、眞言を持せん人は彼の別の持誦の人と更相に驗を施すべからず、若し小過に緣らば即ち降伏の法を作すべからず、成就を願はん人は歌詠し言詞し調戲すべからず、身を嚴るが爲めに好みて脂粉花鬘を塗飾すべからず、亦跳躡し急走し邪に行かざれ、亦河中に裸形にして浮び戯れざれ、略して之れを言はゞ身の諸の嘲調と一切の戲笑の諸の邪口業と、及び虚誑語と、心を詔汗する語と、離間和合と、惡口と罵詈と皆作す可からず、對答すべき所多言を假らず、無益の言談終に習學せざれ、亦復外道の人及び旃荼羅の人と同住せざれ、斯の如く等の類來りて相問詰すとも亦與に語らざれ、亦外の諸人と談話せざれ、唯伴と共に語れ、念誦の時に當りては縱ひ是れ同伴なりとも亦與に語らざれ、唯餘時をば除く、所須に非ざるよりんば伴と與に語らざれ、亦油を以て身に塗飾せざれ、又葱蒜蘿菔油麻酒酢及び餘の一切の諸の菜茹を喫ふべからず、米粉豆餅並に蒸せる畢豆及び油麻並に團に作れる食皆喫ふべからず、一切毘那夜迦所愛の食及び供養の殘食の苴麻粳米豆粥、及び乳粥、鷄へ被るゝ所の食、或は觸せられたる食皆食すべからず、一切の車乘及び鞍乘皆乘騎せざれ、一切の嚴身の具所謂鏡と花粉と藥と傘蓋と因縁の事に非ずんば亦用ふ可からず、又手を以て手を摺り脚を

以つて脚を摺らざれ、一切の水中に大小便せざれ、岸の側にて手を以て食を承け而も食す可からず、亦鉢銅の器を用ひて食せざれ、諸の葉上を以つて翻して食を盛らざれ、小の床榻に臥せざれ、亦人と同處にして臥せざれ、亦仰ぎて臥せざれ、師子王の如く右脇にして臥すべし、臥す時に當りて目を張りて睡らざれ、日に再び食せざれ、斷食すべからず、多食すべからず、少食すべからず、食に於ては疑ひあらば須く之れを食すべからず、一切の調戲と多く人の褻乃至女人あらん、皆觀看せざれ、身口意等しく所受し、房舍及び好き飲食皆著すべからず、惡き房舍及び龜き飲食を受くるも皆棄つべからず、亦紫色の衣裳を著すべからず、亦故破の衣服と垢穢の衣服とを著すべからず、念誦の時には內衣を著すべし、自ら謙下して僣犯多くして三種の悉地を成ずる事を得るに由なしと云はざれ、縦ひ宿業の爲めに身諸疾に嬰るとも亦念誦を違闕せざれ、所受の眞言終に捨棄せざれ、其夢中に於て或は虚空に於て聲を現じて告げて言く汝是の眞言を持す可からずと、是くの如きを頻に聞くも亦捨棄せざれ、復彼の諸の惡しき責罵をも瞋らざれ、何以故並に是れ魔なるが故に、唯須く精進すべし、退心して惡思して諸の邪境界を攀緣して諸根を縱放すべからず、恒に護淨して之れを念誦すべし、若し大悉地の成就

を求めんと欲はば自ら誦持する所の眞言を以つて魑魅魍魎を攝伏すべからず、亦自他を擁護せざれ、亦難を救ひ諸の惡毒を禁ぜざれ、直に所持の眞言のみに非ず、諸餘の眞言をも亦作すべからず、所有の隨用、一切の眞言、皆頻々に而も作すべからず、亦人と互に驗力を誦はざれ、若し悉地を求めば當に須く三時に洗浴し三時に持誦すべし。(蘇悉地經)

一八、身等の諸根恒常に定に在りて世間の諸欲に貪著すべからず、常に勤めて斯の如き律制を依行して廢忘せざれば、若し晨朝の時に諸罪を誤犯して若し暮間に至らば即ち須く懺悔すべし、若し夜時に於て諸業を誤犯せば明けて晨朝に至りて誠心に懺悔すべし。(蘇悉地經)

一九、戒は之れ正順解脱の本なり、故に波羅提木又と名く、此の戒に依因て諸の禪定及び滅苦の智慧を生ずることを得、此の故に比丘當に淨戒を持つて毀缺せしむることなかれ、若し人能く淨戒を持てば是れ即ち能く善法あり、若し淨戒なければ諸善功德皆生ずることを得ず、之れを以つて當に知るべし、戒を第一安穩功德の所住の處とす。(教誡經)

二〇、汝等比丘已に能く戒に住す、當に五根を制すべし、放逸して五欲に入れしむるこ

と勿れ譬へば牧牛の人の杖を執りて之れを視せしめて縦逸して人の苗稼を犯さしめざるが如し、若し五根を縦にすれば唯五欲の將に岸畔なくして制すべからざるのみに非ず、亦惡馬の轡を以つて制せざれば將當に人を牽いて坑陷に墜すが如し、賊害を被るが如きは苦一世に止る、五根の賊は禍殃累世に及ぶ、害を爲すこと甚だ重し、慎まざればあるべからず、是の故に知者制して而も隨はざれ、之れを持すること賊の如くして縦逸せしめざれ、假令之れを縦にすとも皆亦久しからずして其磨滅を見ん、此の五根は心を其の主とす、此の故に汝等當に好く心を制すべし、心の畏るべきこと毒蛇惡獸怨賊よりも甚だし、大火の越逸する、未だ喻とするに足らず、譬へば入ありて手に蜜器を執りて動轉輕躁にして但蜜をのみ觀て深き坑を見ざるが如し、譬へば狂象の鈎なく、猿猴の樹を得たるが如し、騰躍蹕躑して禁制すべきこと難し、當に之れを挫して放逸せしむること莫れ、此の心を縦にすれば人の善事を喪ふ、之れを一處に制すれば事として辨せずと云ふことなし、是の故に比丘當に勤精進して汝が心を折伏すべし、汝等比丘諸の飲食を受けて當に藥を服するが如くにすべし、好に於て惡に於て増減を生ずること勿れ、輒ち身を支ふることを得て以つて飢渴を除け、蜂の華を採るに唯其の味を

取つて色香を損せざるが如く、比丘も亦爾なり、人の供養を受けて趣ち自ら惱を除け、多求して其の善心を壞ることを得ること勿れ、譬へば智者の牛の力の所堪の多少を籌量して過分して其の力を竭くさしめざるが如し。(教誡經)

二、汝等比丘晝は即ち勤心に善法を修習して時を失せしむること勿れ、初夜後夜亦廢るゝことあること莫れ、中夜に經を誦じて以て自ら消息せよ、睡眠の因縁を以つて一生空しく過ぎて得る所なからしむる事なかれ、當に無常の火の諸の世間を燒くとを念じて早く自度を求むべし、睡眠すること勿れ、諸の煩惱の賊常に伺ひて人を殺す怨家よりも甚し、安んぞ睡眠して自ら警寤せざるべき、煩惱の毒蛇睡りて汝が心にあり、譬へば黒蛇の汝が室にありて睡らんが如し、當に持戒の鈎を以つて早く之れを除くべし、睡蛇既に出てて乃ち安く睡るべし、出てざるに而も睡るは是れ無慚の人なり、慚の服は諸の莊嚴に於て最も第一とす、慚は鐵鈎の如し、能く人の非法を制す、是の故に比丘常に慚恥して暫くも替ること得ること勿れ、若し慚恥を離るれば即ち諸の功德を失す、有愧の人は即ち善法あり、若し無愧の者は諸の禽獸と相異なること無し。(教誡經)

三、汝等比丘若し人あつて來りて節々に支を解くとも當に心を攝して瞋恨せしむ

ること莫れ、亦當に口を護りて惡言を出すこと勿れ、若し恚心を繼にすれば即ち自ら道を妨げ、功德の利を失す、忍に徳たること持戒苦行も及ぶこと能はざるところなり、能く忍を行ずるものは乃ち名けて有力の大人とすべし、若し其れ惡罵の毒を歡喜忍受して甘露を飲むが如くにする、こと能はざるものをば入道智慧の人と名けず、所以何となれば、瞋恚の害は即ち諸の善法を破り、好名聞を壞す、今世後世に人見んと喜ばず、當に知るべし、瞋心は猛火よりも甚し、常に當に防護して入ること得しむること莫れ、功德を劫むる賊、瞋恚に過ぎたるはなし、白衣受欲非行道の人法として自ら制することなき、瞋猶怒むべし、出家行道無欲の人而も瞋恚を懷く甚だ不可なり、譬へば清涼の雲の中に霹靂して火を起す所應にあらざるが如し、汝等比丘當に自ら頭を摩づべし、已に飾好を捨てて壞色の衣を着し、應器を執持して乞を以つて自活す、自ら見るに是くの如し、若し憍慢を起さば當に疾く之れ滅すべし、憍慢を増長する尙世俗白衣の宜しき所にあらず、何に況や出家入道の人解脱のための故に、自ら其の心を降して乞を行ぜんをや。(教誡經)

二三、汝等比丘諂曲の心は道と相違す、この故に宜しく其の心を質直にすべし、當に知るべし、諂曲は但欺誑をなす、入道の人には則ち是の處なし、是の故に汝等宜しく端

心にして質直を以つて本とすべし。(教誡經)

二四、汝等比丘當に知るべし、多欲の人は多く利を求むるが故に苦惱亦多し、少欲の人は求なく欲なければ則ち此の患なし、直爾に少欲なる尙修習すべし、何に況んや少欲は能く諸の功德を生ず、少欲の人は則ち諂曲して人の意を求むることなし、亦復諸根の爲めに牽かれず、少欲を行ずるものは心則ち坦然として憂へ畏るゝ所なし、事に觸れて餘りあり、常に足らざること無し、少欲あるものは則ち涅槃あり、是れを少欲と名づく。(教誡經)

二五、汝等比丘若し諸の苦惱を脱れんと欲は、當に知足を觀ずべし、知足の法は即ち之れ富樂安穩の處なり、知足の人は地の上に臥すといへども猶安樂とす、不知足の者は天堂に處すといへども亦意に稱はず、不知足のもものは富めりと雖も而も貧し、知足の人は貧しと雖も而も富めり、不知足の者は常に五欲の爲めに牽かる、知足のももの爲めに憐愍せらる、之れを知足と名づく。(教誡經)

二六、汝等比丘若し寂靜無爲安樂を求めば當に幘鬘を離るべし、獨處閑居靜處の人は帝釋諸天共に敬重するところなり、是の故に當に己衆他衆を捨つべし、空閑獨處して苦本を滅せんことを思へ、若し衆を樂ふものは則ち衆惱を受く、譬へば大樹

の衆鳥これに集れば則ち枯折の患あるが如し、世間の縛者は衆苦に没す譬へば老象の泥に溺れて自ら出づること能はざるが如し、之れを遠離とす。(教誡經)

二七、汝等比丘若し勤精進まれば則ち事として難きものなし、是の故に汝等當に勤精進すべし、譬へば少水の常に流れて則ち能く石を穿つが如し、若し行者の心數に懈廢すれば、譬へば鑽火の未だ熱からざるに而も息めば火を得んと欲すと雖ども、火得べきこと難きが如し、之れを精進とす。(教誡經)

二八、汝等比丘善知識を求め善護助を求むること不忘念に如くは無し、若し不忘念あれば諸の煩惱の賊則ち入ること能はず、此の故に汝等常に當に念を攝して心に在くべし、若し失念のものは則ち諸の功徳を失す、若し念力堅強なれば五欲の賊の中に入ると雖も爲めに害せられず、譬へば鎧を着て陣に入るに則ち畏るゝ所以なきが如し、之れを不忘念と名づく。(教誡經)

二九、汝等比丘若し攝心の者は心則ち定にあり、心定にあるが故に能く世間生滅の法相を知る、此の故に汝等常に當に精勤して諸定を修習すべし、若し定を得るものは心則ち散ぜず、譬へば惜水の家の善く堤塘を治するが如く、行者も亦爾なり、智慧の水の爲めに善く禪定を修して漏失せざらしむ、之れを名けて定とす。

(教誡經)

三〇、汝等比丘若し智慧あれば則ち貪著なし、常に自ら省察して失することあらしめざれ、これ則ち我が法の中に於いて能く解脱を得べし、若し爾らずんば既に道人に非ず、又白衣にあらず、名づくるところ無し、實の智慧は則ち之れ老病死海を渡る堅牢の船なり、亦之れ無明黒闇の大明燈なり、一切の病者の良藥なり、煩惱の樹を伐るの利斧なり、是の故に汝等當に聞思修慧を以つて而も自ら増益すべし、若し人智慧の照あれば天眼なしと雖も而も是れ明見の人なり、之れを智慧とす。

(教誡經)

三一、汝等比丘若し種々の戲論は其心則ち亂る、復出家すと雖も猶未だ脱を得ず、是の故に汝等當に急に亂心戲論を捨離すべし、汝若し寂滅の樂を得んと欲はば、唯當に速に戲論の患を滅すべし、之れを不戲論と名く。(教誡經)

三二、汝等比丘諸の功徳に於て常に當に一心に諸の放逸を捨てて怨賊を離るゝが如くにすべし、大悲世尊利益せんと欲する所皆已に究竟す、汝等但當に勤めて之れを信ずべし、大悲世尊利益せんと欲するところ皆已に究竟す、汝等但當に勤めて之れを行ずべし、若しは山間若しは空澤の中に於てし、若しは樹下閑處靜室に在

りて所受の法を念じて忘失せしむること勿れ、常に當に自ら勉めて精進して之れを修すべし、爲す事なく空しく死せば後に悔ゆること有ることを致さん、我は良醫の如し、病を知りて薬を説く、服すると服せざるとは醫の咎に非ず、又善く導くものの、人に善き道を示すが如し、之れを聞きて行かざるは導くもの、過に非ず。(教誡經)

三三、古人は道の爲めに道を求む、今人は利の爲めに求め、名の爲めに之を求む、道を求めざるの志、道を求むるの志、已に道法を忘る。(性靈集)

三四、國亂れんとする時は、鬼神先づ亂る、鬼神亂るれば、即ち萬人亂れ、賊起り、百姓喪亡し、國王、太子、王子、百官、互相是非す、天地變恠あり、日月衆星時を失ひ、度を失ひ、大火、大水、及大風等あり、是の諸難起らば、皆應さに此の般若波羅密多を受持し、講讀すべし、若し此の經を受持し、講誦すれば、一切求むる所の官位富饒、男女、惠解、行來意に隨ひ、人天の果報皆満足を得、疾疫厄難即ち除瘉することを得、枉械、枷、鎖、其身を檢繫するも、皆解脱することを得、四重戒を破り、五逆罪を作し、及諸戒を毀る等、無量の過咎は悉く消滅することを得。(仁王經)

三五、諸國の中、若し七種起らば、一切の國王難を除かん爲めの故に、此の般若波羅密多

を受持し、解説すれば、七種即滅して、國土安樂なり……云何が七種、曰く、一には日月度を失ひ……二には星辰度を失ひ……三には龍火、鬼火、人火、樹火、天火四起……四には時節改變して、寒暑恒ならず……五には暴風數起る……六には天地亢陽、陂池竭涸、草木枯死、百穀成らず、七には四方の賊來りて國を侵し、内外兵戈疑ひ起り、百姓喪亡す……何の故に此の災難有るや……大小國邑、一切の人民父母に孝ならず、師長を敬せず、國王大臣正法を行はず、此の諸惡に由て、是の難興るあり。(仁王經)

三六、若し自殺し、人をして死せしめ、方便して殺し、殺を讚歎し、殺を見て隨喜し、乃至呪殺するが如き、殺因、殺緣、殺法、殺業、乃至一切の命ある者は故殺するを得ず、菩薩は常住慈悲心、孝順心を起し、方便して一切衆生を救護すべし、然るに反つて更に自ら心を忽にして、殺生を快意とするは、是れ菩薩は波羅夷罪なり。(梵網經)

三七、自ら盜み、人をして盜ましめ、方便して盜み、呪して盜む等の盜因、盜緣、盜情、盜業、乃至鬼神有主のもの、又は賊物を劫す等、一切の財物、一針一草も故盜するを得ず、而して菩薩は佛性、孝順心、慈悲心を生じ、常に一切の人を助け、福を生じ、樂を生ぜしむべし、然るに反つて更に人の財物を盜むは、是れ菩薩波羅夷罪なり。(梵網經)



三八、自ら姪し、人をして姪せしめ、乃至一切の女人をば、故姪することを得ず、姪因、姪縁、姪法、姪業、乃至畜生女、諸天鬼神女、及非道の姪を行ふことを得ず、而して菩薩は孝順心を生じ、一切衆生を救護し、淨法を人に與ふべし、然るに反つて更に一切人姪を起し、畜生乃至母女姉妹六親を擇ばずして淫を行ひ、慈悲心なきは是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

三九、自ら妄語し、人をして妄語せしめ、方便して妄語し、妄語因、妄語縁、妄語法、妄語業、乃至見ざるを見たりと云ひ、見たるを見ずと云ひ、身心共に妄語すべからず、而して菩薩は常に正語正見を生じ、亦一切衆生をして、正語正見を生ぜしむべし、而るに反つて更に一切衆生をして邪語邪見邪案を生ぜしむは、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四〇、自ら酒を酔ひ、人をして酒を酔はしめ、醉酒因、醉酒縁、醉酒法、醉酒案、一切の酒は酤ふことを得ず、是れ酒は罪の因縁を起すを以てなり、而して菩薩は一切衆生をして明達の慧を生ぜしむべし、然るに反つて更に一切衆生顛倒の心を生ぜしむるは是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四一、自ら出家在家菩薩比丘尼の罪過を説き、人をして罪過を説かしむる、罪過因、罪過縁、罪過法、罪過業を爲すべからず、而して菩薩は外道惡人の二乘惡人の佛法中非法非律を説くを聞き、常に悲心を生じ、是の惡人輩を教化し、大乘の善信を生ぜしむべし、而るに反つて更に自ら佛法中の罪過を説く者は、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四二、自ら讃して他を毀り、亦人をして自讃毀他せしめ、毀他因、毀他縁、毀他法、毀他業を爲すべからず、而して菩薩は一切衆生に代り、毀辱を加へらるゝを受け、惡事は自己に向け、好事は他人に與ふべし、若し自ら己の徳を揚げ、他人の好事を隠し、他人をして毀を受けしむるが如きは、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

自ら慳み、人をして慳ならしめ、慳因、慳縁、慳法、慳業あるべからず、而して菩薩は一切の貧窮人來り乞ふを見れば、前人須むる所の一切を給與すべし、而るに菩薩惡心瞋心を以て、乃至一錢一針一草も施さず、位を求むる者あるも、爲めに一句一偈一微塵許の法をも説かずして、反つて更に罵辱するは、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四三、自ら瞋り、人をして瞋らしめ、瞋因、瞋縁、瞋法、瞋業あるべからず、而して菩薩は一切衆生中善根無淨の事を生ぜしめ、常に悲心を生ずべし、而るに反つて更に一切衆

生中に於て、乃至非衆生中に於て、惡口を以て罵辱し、加ふるに手打を以てし、又刀杖を以てするも、意猶息まず、前人悔を求め、善言懺謝するも、猶瞋つて解けざるが如きは、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四四、自ら三寶を謗り、人をして三寶を謗らしめ、謗因、謗緣、謗法、謗業を爲すべからず、而して菩薩は外道及惡人が一言佛を謗るの音聲を以て、三百の餘心を刺すが如く思ふべし、況んや口自ら謗り、信心、孝心を生ぜざるべけんや、而るに反つて更に惡人邪見の人を助けて謗らしむれば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(梵網經)

四五、自ら知る、我は是れ未成の佛、諸佛は是れ已成の佛なるを。(梵網經)

四六、法の爲めに身を滅すとも、法を請すべし。(梵網經)

四七、他に從つて聽く時には十六事を具せよ、一には時を以て聽け、二には聽かんことを樂へ、三には至心に聽け、四には恭敬ひて聽け、五には過を求めずして聽け、六には論議の爲に聽かざれ、七には勝さらんが爲に聽かざれ、八には聽く時に說者を輕んぜざれ、九には聽く時に法を輕んぜざれ、十には聽く時に終に自ら輕んぜざれ、十一には聽く時に五蓋を遠離けよ、十二には聽く時に受持讀誦の爲にせよ、十三には聽く時に五欲を除かん爲にせよ、十四には聽く時に信心を具せんが爲に

せよ、十五には聽く時に衆生を調へんが爲にせよ、十六には聽く時に闍根を斷た  
んが爲にせよ。(優婆塞戒經)

四八、佛法は行を貴ぶ、不行を貴ばず、但能く勤行せば、縱ひ寡聞なるも亦先ちて道に入  
る。(智度論)

四九、一切の行は信を以て首と爲す、衆徳の根本なり。(梵網經)

五〇、煩惱の過を知り、煩惱に隨はず、能く惡苦を忍び、恐怖の心を生ぜず、此の四法を具  
ふるものは惡を作さず、善法を樂みて修め、善と惡とを分別し、正法に親しみ、衆生  
を憐愍み、宿命を識る、此の五を具ふるものは動されず、若し人の讒を聞きては心  
に忍べよ、若し讒むるを聞きては心に愧ぢよ、道を行ひて自ら慢るなかれ、人の離  
るゝを見ては和合せしめよ、人の善を揚げて咎を隱せ、人の耻づることは説くこ  
となかれ、煩惱に於ては怨想を生じ、善法に於ては親想を生ぜよ、父母師長を供養  
するといへども、此が爲めに惡事をなさざれ。(優婆塞戒經)

五一、菩薩は百千劫の間罵辱らるゝとも瞋心を生ぜず、又百千劫の間稱讃らるゝも亦  
歡喜せず、之れ人の言は音聲の生滅にして夢の如く響の如くなることを了知す  
ればなり。(智度論)

五二、忍耐は即ち是れ菩提の正因なり、阿耨多羅三藐三菩提は即ち是れ忍の果なり。

(優婆塞戒經)

五三、佛言く、利養の爲と雖男女の色を販賣るなかれ、かくの如きは正しき生活にあらざるなり。(梵網經)

五四、恩を知るは大悲の本なり、善業を開く、の初門なり、人に愛敬せられて名譽遠く聞え、死して天に生ずることを得て、終に佛道を成ぜん、恩を知らざる者は畜生よりも甚し。(智度論)

五五、慈心は即ち是れ一切安樂の因縁なり……慈悲を離れて善法を得ることなし

(優婆塞戒經)

五六、智人の施を行ずるは、恩を報ゆる爲にせず、事を求むる爲にせず、惜慳貪れる人を護る爲にせず、天人の中に生れて樂を受くる爲にせず、善名の外に流布する爲にせず、三惡道の苦を怖畏る爲にせず、他に求むる爲にせず、他に勝る爲にせず、財を失ふ爲にせず、多く有つ爲にせず、不用の爲にせず、家法の爲にせず、親近の爲にせず、智人の施を行ずるは、憐愍の爲の故に、他をして安樂を得しめんと欲する爲の故に、他人をして施心を生ぜしむる爲の故に、諸の聖人と道を行ずる爲の故に、諸

の煩惱を破壊せんと欲する爲の故に、涅槃に入り有を斷ずる爲の故なり。(優婆塞戒經)

五七、財無き人の、自ら財なしと説くものは實にあらず、何となれば、人として、一水一草も有せずと云ふもの無ければなり、極貧の人一食を得たる後、食器を洗ひ、その滌汁を施すも福を得ん、縱令麩塵を以て蟻に施すも亦無量の福を得ん、天下の極貧と雖、誰か塵許りの妙なきものあらんや、極貧の人衣服なしと雖、眞の赤露のものはあらじ、苟にも衣あらば、一線を抜きて、人の瘡を繋ぎて施を作せ、善男子、天下の人貧窮なりと雖、其身なきものはあらじ、若し施す物なき時は、他人の施を作すを見ば、身を以て往いて之を資助けよ、若し夫れ施すに意なくんば、國主と雖、必ず施す能はざらん。(優婆塞戒經)

五八、乞ふ者に語げよ、汝今眞に是れ我功德の因なり、我今慳貪の心を遠離するは、皆汝が來り乞ふの因縁に由ると。(優婆塞戒經)

五九、一には先に多く發心して少く與ふ、二には惡物を選択んで以て人に施す、三既に施を行じ已りて心に悔恨を生ず、此三事は淨き施に非ず、復次の八事あれば施已りて上果を成就することを得ず、一には施し已りて受者の過を見る、二には施す

時心平等ならず、三には施し已りて受者に求むるところあり、四には施し已りて喜びて自から讚歎む、五には後に再び與ること無からんと説く、六には施し已りて惡口罵詈す、七には施し已りて二倍を還さんことを求む、八には施し已りて疑心を生ず、是の如き施主は親しく諸佛賢聖の人に遇ふこと能はず。(優婆塞戒經)

六〇、若し佛子、一切の疾病の人を見ては、應に供養すると佛の如くして異なることなるべし、八福田の中、看病の福田は第一の福田なり、若し父母と、師僧と、弟子との病あると、諸根不具なると、百種の病苦あると、皆養ふて瘡さしむべし。(梵網經)

六一、衆の離壞するを見れば能く和合せしめよ、人の善事を掲げ、他の過咎を隠せ、人の慚耻づる處は終に宣説せざれ、人の秘事を聞きては余に向ふて説かざれ、世事の爲に而も呪誓を作さざれ、少恩己に加ふる者あらば大いに報ひんことを思欲せよ、己の怨みの者に於ては恒に善心を生ぜよ、怨親等く苦まば先づ怨む者を救へ、罵る者あるを見れば反りて憐心を生ぜよ、來り打つ者を見れば悲心を生ぜよ、諸の衆生を視ること猶父母の如くせよ。(優婆塞戒經)

六二、佛王に告げ給はく、王よ、我法に七種の廣施福田を説く、一には佛像、僧房、堂閣を興立し、二には清涼なる樹園浴池を作り、三には常に醫藥を施して衆くの病人を療

救ひ、四には堅牢なる船を作りて人民を濟度し、五には橋梁を作りて渡し、六には道の近くに井を作りて渴乏けるものに飲ましめ、七には道の近くに厠廁を作りて便利處を與ふべし。(梵網經)

六三、佛言く、位次の上下を争なかれ、先に戒を受けしものを上となし、後に戒を受けしものを下となせ、座する時は前後上下の序を整へよ。(梵網經)

六四、一念の瞋恚は能く無量劫の善根を焚燒す。(大日經)

六五、物に定まれる性なし、人何んぞ常に惡ならん、縁に遇ふ時は即ち庸愚も大道を庶幾ふ、教に須ずるときは、則ち凡夫も賢聖に齊しからんと思ふ、羝羊自性なし、愚童も亦愚にあらず、この故に本覺内に薰じ佛光外に射して、歎爾に節食し、教々に檀那す、牙種孢葉の善相續して生じ、敷華結實の心探湯不及なり、五常漸く習ひ、十善鑽仰す、五常と言へば仁義禮知信なり、仁をば不殺等に名く、己を恕つて物に施す、義は則ち不盜等なり、積んで能く施す、禮は曰く不邪等なり、五禮序であり、智はこれ不亂等なり、審に決し能く理はる、信は不妄の稱なり、言つて而して必ず行ず、能く此の五を行ずる時は、則ち四序玉燭し、五才金鏡なり、國に之を行へば、則ち夫平昇平なり、家に之れを行へば、則ち路に遺を拾はず、名を擧げ先を顯すの妙術、國を

保ち身を安んずるの美風なり、外には五常と號し、内には五戒と名く、名異にして義融じ、行同うして益別なり、斷惡修善の基、漸脫苦得樂の濫觴なり。(十住心論及寶論)

六六、愚童少しき貪瞋の毒を解して、歎爾に持齋の美を思惟し、種子内に熏じて善心を發す、牙垢相續して、英軌を尙ぶ、五常十善漸く修習すれば、栗散輪王も其旨を仰ぐ。

(十住心論及寶論)

六七、我等懺悔す無始より來た。妄想に纏はされて衆罪を造る。身口意業常に顛倒して誤つて無量の不善業を犯す。珍財を慳怯して施を行ぜず。意に任せて放逸にして戒を持せず。屢忿恚を起して忍辱せず。多く懈怠を生じて精進せず。心意散亂して坐禪せず。實相に違背して慧を修せず。恒に是の如くの六度の行を退して。還つて流轉三途の業を作る。名を比丘に假つて伽藍を穢し。形を沙門に比して信施を受く。受くる所の戒品は忘れて持せず。學すべき律儀は廢して好むこと無し。諸佛の厭惡する所を慙ぢず。菩薩の苦惱する所を畏れず。遊戲笑語して徒に年を送り、誑誑詐僞して空しく日を過ぐ。善友に隨はずして癡人に親しみ。善根を勤めずして惡行を營む。利養を得んと欲して自

徳を讚し。勝徳の者を見ては嫉妬を懷き。卑賤の人を見ては憍慢を生ず。富饒の所を聞いては希望を起し。貧乏の類を聞いては常に厭離す。故に殺し誤つて殺す有情の命。顯はに取り密に取る他人の財。觸れても觸れずしても非梵行を犯す。口四意三互に相續し。佛を觀念する時は攀縁を發し。經を讀誦する時は文句を錯る。若し善根を作せば有相に住し。還つて輪廻生死の因と成る。行住坐臥知ると知らざると犯す所の是の如くの無量の罪。今三寶に對して皆發露す。慈悲哀愍して消除せしめたまひ。皆悉く發露し盡く懺悔す。乃至法界の諸の衆生。三業に作る所の此くの如くの罪。我れ皆相代つて盡く懺悔す。更に亦その報を受けせしめざれ。(懺悔の文)

## 第五 修養門

二、或時に一法の想生ずることあり、所謂持齋なり、彼れ此の少分を思惟して、歡喜を發起し、數々修習す、これ初めの種子、善業の發生なり、復之れを以て因と爲し、六齋日に於て、父母男女親戚に施與す、之れ第二の芽種なり、復此の施を以て非親識のものに授與す、之れ第三の庖種なり、復此の施を以て器量高德のものに與ふ、之れ

第四の葉種なり、復此の施を以て、歡喜して伎樂の人等に授與し、及び尊宿に獻ず、之れ第五の敷華なり、復此の施を以て親愛の心を發して、之れを供養す、之れ第六の成果なり。(大日經)

三、學處を授けたる師と同梵行とに一切毀慢の心に懷くこと勿れ、能く時宜の當に作すべき所を觀じて和敬と相應して給侍すべし、愚童の心行の法を造らざれ、諸尊に於て嫌恨を起さざれ、世の導師の契經に説き給ふが如く、能く大利を損するは瞋に過ぎたるはなし、一念の因縁悉く俱胝曠劫の所修の善を焚滅す、此の故に慇懃に常に是の無義利の根本を捨離すべし、淨菩提心の如意寶は世出世の勝希願を滿す、疑を除けば究竟して三昧を得、自利利他之れに因て生ず、故に守護せんこと身命より倍すべし、觀ずれば廣大の功德藏を具す、若し身に意に衆生を燒すこと下少分に至る迄皆遠離すべし、異の方便の濟ふところ多きをば除く、内に悲心に住して而かも瞋を現ぜよ、恩德を背く有情類に於て常に忍辱を行じて過を觀ぜざれ、又常に大慈悲と及び喜捨無量の心とを具して力の能くする所に隨ひて法食を施し、慈の利行を以て群生を化せよ、或は大利と相應する心に由て時を俟つが爲めに而も弃捨せよ、若し勢力の廣く饒益することなければ法に住し

て但し菩提心を觀ずべし、佛の中に萬行を具して清白醇淨の法を満足すと説き給ふ、布施等の諸の度門を以て衆生を攝受して大乘に於て受持讀誦等及與思惟正修習とに住せしめよ、智者六情根を制止して、常に當に意を寂めて等引を修すべし、事業を毀壞することは諸の酒に由る、一切の不善の根なり、毒と火と刀と霜雹等との如し、故に當に遠離すべし、親近すること勿れ、又佛我慢を増すと説き給ふに由て高妙の床に坐臥すべからず、要を取り之れを言はば、具慧者は悉く自損損他の事を捨つべし。(大日經)

三、一一の諸の眞言に心意の念誦を作せ、出入の息を二と爲す、常に第一相應するなり、之れに異にして受持すれば眞言に支分を闕す、内と外と相應するに我れ四種ありと説く、彼の世間の念誦は所緣ありて相續して種子の字と句とに住し、或は心、本尊に隨ふ、故に攀緣ありと説く、出入の息を二と爲す、當に知るべし、出世の心は諸字を遠離せり、自と尊と一相と爲す、二なく取着なし、意と色像とを壞せず、法則に異する事なかれ、所説の三落又に多種の持眞言あり、乃至衆罪除いて眞言者清淨なり、念誦の數量の如くして斯の如き教に異すること勿れ。(大日經)

四

明に緣りて起る所の戒は、戒に住すること正覺の如くして、悉地を成ずることを

得しむること、世間を利するが故なり、等しく自眞實を起して疑慮の心を生ぜず、常に等引に住し戒を修行して當に覺るべし、菩提心を法と修學の業と果とは和合して一相となり、諸造作を遠離す、具戒は佛智の如し、之れに異なるは具戒に非らず。諸法に自在を得て通達し衆生を利す、常に無着の行を修すれば礫石と衆寶と等しくす、乃ち落叉を滿つるに至つて所説の眞言教、時月等を畢へ禁戒の量終竟す、最初には金輪の觀、大因陀羅に住して當に金剛印を結び、乳を飲みて以て身を資すべし、行者一月滿して能く出入の息を調ふ、次に第二月に於ては水輪の中に嚴整して蓮華印を以て醇淨のを服すべし、次に第三月に於て勝妙火輪の觀、不求の食を噉せよ、印は大慧刀を以てす、一切の罪を燒滅して身意語を生ず、第四月には風輪、行者常に風を服して轉法輪の印を結び心を攝し以て持誦せよ、金剛水輪の觀、瑜伽に住するに依りて之れを第五月となす、得非得を遠離し、行者所着無くして三菩提に等同なり、風火輪を和合して衆過患を出過す、また一月持誦して亦利と非利とを捨てよ、梵釋等の天衆摩睺毗舍遮遠し住して敬禮し一切守護をなし、皆悉く救命を奉ぐ、彼れ常にかくの如きことを得たり、人天の藥草神持明の諸靈仙その左右に翊侍し所命に隨つて當に作すべし、不善爲障のものの羅刹

五母等持眞言者を見て恭敬して之れを遠ざかる、この處の光明を見て馳せ散ずること猛火の如し、所住法教に隨ひて皆明禁に依るが故に、等王覺の眞の一切自在を得て難降のものを調伏すること大執金剛の如し、諸の群生を饒益すること觀世音に同じ、六月を經逾し已つて所願に隨ひ果を成ず、常に當に自他に於て悲愍して救護すべし。(大日經)

五、五種の三昧耶を説き給ふ、初めは曼荼羅の具足せるを見る三昧耶なり、未だ眞實の語を傳へず、彼の密印を受けず、第二の三昧耶は入て聖天の會を觀るなり、第三は壇印を具し教に隨ひて妙業を修す、復次に傳教を許すには三昧耶を具ふることを説く、印壇の位を具して教の所説の如くすと雖も、未だ心灌頂に逮ばず、秘密の慧生ぜず、この故に眞言者祕密道場の中に於て第五の要誓を具へ、法に隨ひて灌頂すべし、當に知るべし、此れに異なるものは三昧耶と名くるに非ず、善く住して若し意を觀ずれば眞言者、心を覺りて三處を得ざれば彼れを説きて菩薩と爲す、無縁の觀行を得て方便を以て衆生を利す、衆善本を植ゑしめんが爲めなり、故に人中勝と號す、諸法の本寂にして常に自性なき中に於て安住すること須彌の如し、これを名けて見諦と爲す、これ空うして即ち實際なり、虛妄の言説に非ず、所

見猶佛の如し、先佛も斯の如く見たまへり、菩提心を逮得する悉地は最も無上なり、之れより五種の諸の悉地の差別あり、所謂修行に入ると諸地に勝進すると世間の五神道と諸佛と縁覺等となり、修業に間息なくして乃し心續淨に至り未だ熟せざるを成熟せしむ、其の時悉地成ず、彼の一時の頃に於て淨業と心と俱に等し、眞言者當に悉地、意に隨ひて生ずることを得べし、悉地、空界に昇ること幻の無畏者の如し、呪術の網に惑はさるゝこと帝釋の網に同じ、乾闥婆城の所有の諸の人民の如く身の祕密も斯の如し、身に非ず亦識に非ず、又睡の夢に於て諸天の宮に遊ぶとも此の身をも捨てず、亦彼れも至らざるが如く、斯の如く瑜伽の夢の眞言行に住まるもの、の所生の功德の業の身相猶虹霓の如し、眞言の如來珠、意語身より出生して念に隨ひ衆物を雨ふらすとも分別の想なし、猶十方の虚空の諸の有爲の行を離るゝが如く眞言者も一切の分別の行に染せられず、唯有想なりと解了して是くの如く遍く觀察すれば、其時に眞語者を諸佛同く隨喜したまふ、正覺兩足の尊二種の護摩を説き給ふ、所謂内及び外なり、増威も亦かくの如し、諸尊の珠類の性を觀察して當に證知すべし、世間の諸の眞言には今彼の限量を説く、福徳自在等ある衆の知識る天神と彼の所説の明呪と及與大力の印とは彼れ皆

六

現世の界なり、故に分量ありと説く、成ずと雖も堅住せず、悉く之れ生滅の法なり、出世間の眞言は無作にして、本不生なり、業生悉く已に斷じ、戰勝して三過を離れたり、鱗角の無師及び佛の聲聞衆と菩薩と諸の眞言とは彼の量我に説くべし、三時を超越して衆縁より生起する所なり、可見と非見との果、意語身より生ず、世間の所信の果と數とは一劫を經、等正覺の所説の眞言は劫數を過ぐ、大仙正等覺と佛子衆との三昧は清淨にして想を離れたり、有想をば世間と爲す、業に従ひて果を獲るものは成熟と熟時とあり、若し悉地を成ずることを得れば、自在に諸業を轉ず、心自性なきが故に因果を遠離し、業生を解脱す、生、虚空に等同なり。(大日經)

阿字は一切如來の加持したまふ所なり、眞言門に菩薩の行を修する諸の菩薩は能く佛事を作し、普く色身を現じて阿字門に於て一切の法を轉ず、この故に祕密主眞言門に菩薩の行を修せん、諸の菩薩若し佛を見んと欲ひ、若し供養せんと欲ひ、發菩提心を證せんと欲ひ、諸の菩薩と同會せんと欲ひ、衆生を利益せんと欲ひ、悉地を求めんと欲ひ、一切智々を求めんと欲は、此一切佛心に於て當に勤めて修習すべし。(大日經)

七

眞言教法の如くすれば彼の果を成就す、當に字々相應すべし、句々亦斯の如し、心



相を作して念誦して善く一落又に住せよ、初の字は菩提心なり、第二をば名けて聲と爲す、句を想ふて本尊と爲す、而も句處に於て作すべし、第三の句は當に知るべし、即ち諸佛の勝句なり、行者觀じて彼の極圓淨の月輪に住すと、中に於て誦に誠に諸字を想ふて次第の如くす、中に字句等を置きて想ひ、その命を淨む、命とは所謂風なり、念出入の息に隨ふべし、彼等を淨除し終りて、先づ持誦の法を作せ、眞言に善住するもの次に一月念誦すべし、行者前方便に一一の句通達す、諸佛大名稱この先受持を説き給ふ、次に當に所有に隨て塗香華等を奉るべし、正覺を成ぜんが爲めに自の菩提に迴向すべし、是の如く兩月に於て眞言當に無畏なるべし、次に此の月を滿し畢て行者持誦に入るべし、山峯と或は牛欄と及び諸の河潭等と四衢道と一室と神室と大天室となり、彼の曼荼羅處は悉く金剛宮の如くせよ、此の處にして結護し、行者成就を作せ、即ち中夜分を以てし、或は日出の時に於て、智者應當にかくの如き相現ありと知るべし、呼聲あり、或は鼓音あり、若しまた地震動し及び虚空の中に悅意の言辭あるを聞く、知るべし、是の如くの相あらば悉地の物意の如し、諸佛兩足尊彼の果を宣説し給ふ、此の眞言行に住すれば必定して當に成佛すべし、一切の種類に應じて常に眞言を念持せよ、古佛大仙の説なり、

八、

故に當に憶念すべし。(大日經)  
障者は自心より生ず、昔の慳怯に隨順す、彼の因を除かんが爲めに此の菩提心を念ずべし、善く妄分別の心思より生ずる所を除かんには菩提心を憶念せよ、行者諸過を離る、常に當に意に不動摩訶薩を思惟し、彼の密印を結んで能く諸の障礙を除くべし、秘密主復聽け散亂の風を繫除せんこと、阿字を我が體と爲し、心に阿字門を持せよ、健陀以て地に塗りて而して大空點を作して、驢臬の方に依りて闔ふに捨囉梵を以てす、彼の器に大心の彌盧山を思念せよ、時々その上にあり、阿字の大空點あり、先佛の宣説したまふ處なり、能く大風を縛す、大有情諦に聽け、行者駛雨を防ぐには囉字門を思惟す、大力火光の色なり、威猛にして熾なる焰靈あり、忿怒にして遏伽を持せり、所起の方分に隨つて地を治め、蔭雲を興す、斷ずるに慧刀の印を以てす、昏蔽して尋ち消散す、行者無畏の心を以て、或は菴羅劍を作し、此の金剛繫を以て一切金剛に同じ、復次に今當に一切の諸障を息むるとを説く、眞言の大猛不動大力者を念るべし、本曼荼羅に住すと、行者或は中に居して彼の形像を三昧の足を頂戴すと觀ぜよ、彼の障當に淨除すべし、息滅して生ぜず、或は羅迦迦を以て微妙と共に和合して行者形像を造つて而も以てその身に塗れ、彼

の諸の執着のもの斯の對治に由るが故に、彼の諸根熾然なり、疑惑の心を生ずること勿れ、乃至釋梵の尊我が教に順はざるが故に、尙當に爲めに焚せらるべし、況や復餘の衆生をや。(大日經)

## 九

汝無等の利を獲て位大我に同ぜしめ、一切の諸の如來この教の菩薩衆皆已に汝を攝受して大事を成辨す、汝等明日に於いて當に大乘の生を得べし、是の如く教授し終りて、或は夢寐の中に於て僧の住處と園林の悉く巖好なると、掌宇の相殊特なると、顯敞諸の樓觀と幢と蓋と摩尼珠の寶と刀と悅意の華と、女人の鮮白衣あつて、端正にして色殊麗なると、密親と或善友と、男子の天身の如くなると、群牛の特乳に豐なると、經卷の淨無垢なると、遍知と因緣覺と並に佛の聲聞衆と、大乘の諸菩薩と現前に諸果を授け、大海河池を度り、及び所樂の聲を聞き、空中に吉祥ありと言ふ、當に意樂の果を與ふべしと云ふを觀見せん、是の如く等の好相を宜しく諦に分別すべし、此れと相違せんものをば當に知るべし、善夢にあらずと、善く戒に住せんもの晨に起き師に白し終らんと、師この句法を説いて諸の行人を勸發せよ、此の殊勝の願道は大心の摩訶衍なり、汝今能く志求す、當に如來を成就すべし、自然智の大龍を世間に敬ふこと塔の如し、有と無と悉く超越して無垢虛

空に同じ、諸法は甚だ深奥なり、了し難し、含藏無し、一切の妄想を離れ、戲論本より無きが故に、作業妙に無比にして常に二諦に依る、これ殊勝の願に乗ず、汝當に斯の道に住すべし。(大日經)

## 一〇

佛説の修多羅を顯明して廣く知解して決定を生ぜしむ、之れに依りて正しく平等戒に住し、當に毀犯の因を離るべし、謂く惡心を習ひ及び懈惰し妄念し恐怖し談話する等なり、妙眞言門の覺心者は斯の如く正しく三昧耶に住す、當に障蓋をして漸く消盡せしむべし、諸の福德増益するを以て是の生に於て悉地に入らんと欲せば、其の所應に隨ひて之れを思念ふべし、親たり尊の所に於て明法を受け、て觀察し相應すれば成就を作す、當に自ら眞言行に安住せんこと所説の明の次第儀の如くすべし、先づ灌頂傳教の尊を禮して眞言所修の業を請白せよ、智者師の許可を蒙り已りて、地分の所宜の處に依れ、妙山と補峯と半巖との間種々の窟窟と兩山の中と一切の時に於て安穩を得べし、芰と荷と青蓮との遍嚴の池と大河と涇川と洩と岸との側り、人物の諸の幘閣を遠離すべし、篠葉扶く疏き悅意の樹ありて多く乳木及び祥草と饒ならん、蚊虻の苦寒熱惡獸毒虫の諸の妨難あることなく、或は諸の如來聖弟子の嘗て往昔に遊居したまふ所、寺塔練若古仙の室、

當に自心意樂の處に依るべし、在家を捨離し誼務を絶して、勤めて五欲もろく、  
の蓄纏を轉ぜよ、一向に深く法味を樂ひ、其の心を長養して悉地を求むべし、又常  
に堪忍の慧を具足して能く飢渴の諸の疲苦を安んずべし、淨命の善伸を以てせ  
よ、或は伴なくば常に妙法の經卷と俱にせよ、若しくは諸佛菩薩の行に順じて正  
眞言に於て堅く信解し、淨慧力を具して能く堪忍し、精進にして諸の世間を求め  
ず、常に樂みて堅固にて怯弱なし、自他の現法に成就を作せ、余の天の無畏依に隨  
はず、之れを具するを名けて良き助伴と爲す。(大日經)

一、我今眞言を持誦し成就する行相を説かん、當に須く三業をして内外清淨ならし  
め、心散亂せず曾て間斷無く常に智慧を修し、能く一法を行じて衆事を成就すべ  
し、復慳怯を離るれば、所出の言詞に滯礙あること無く、衆に處して畏れ無く、所作  
皆辨す、常に慈忍を行じ諸の譎誑を離るれば、諸の疾病無く、常に實語を行ずれば  
善く法事を解す、今歳小壯にして諸根身分皆悉く圓滿す、三寶の處に於て常に敬  
信を起し、大乘微妙の經典を修習して、諸善功德退心を懐くこと無し、斯の如き人  
は速に成就することを得、諸の菩薩及び眞言に於て常に恭敬を起し、諸の有情に  
於て大慈悲を起す、斯の如き人は成就を得、常に寂靜を樂ひて衆中を樂はず、恒に

實語を行して作意し護淨す、斯の如き人は速に成就を得、若し執金剛菩薩の威力  
自在なるを聞きて心に諦信を生じ歡喜して聞かんと樂ふ、斯の如き人は速に成  
就を得、若し人少欲にして一切に知足し眞言を誦持し所求の事を念じて晝夜に  
絶えず、斯の如き人は速に成就を得、若し人初めて眞言經法を聞きて則ち身の毛  
堅ち、心に踊躍を懷き大歡喜を生ぜん、斯の如き人は則ち成就を得、若し人夢中に  
自ら悉地經の所説の如くなることを見て、心に寂靜を樂ひ、衆と共に居せず、斯の  
如き人は速に成就を得、若し人常に阿闍梨の所に於て敬重すること佛の如くせ  
ん、斯の如き人は速に成就を得、若し人眞言を持誦するに久しく効驗なくとも棄  
捨すべからず、信廣願を増し轉精進を加へて成るを以て限と爲ん、斯の如き人は  
速に成就を得べし。(蘇悉地經)

一、復次に當に同伴の者の相を説くべし、福德莊嚴し、貴族に生種し、常に正法を樂ひ  
て非法を行ぜず、復深信を懷きて諸の恐怖を離れ、精進にして退せず、尊教を奉行  
して常に實語を作し、諸根支相皆悉圓滿し身に疾病なく、過ぎて太だ長く太だ短  
く太だ肥え太だ瘠からず、亦瘠せて小さからず、色太だ黒からず亦太だ白からず、  
此の陋疾を離れたれば、福德の同伴なり、餘の諸の苦を忍び善く眞言と印と曼荼

羅と供養の次第と諸餘の法則とを解して常に梵行を修し諸事に順忍し言を出  
すに和雅にして人をして聞かんと樂はしめ諸の我慢を離れ強記にして忘れず  
教あれば奉行して相推託せず多聞にして智慧あり慈心ありて悲ること無く常  
に布施を念じ善く解して明王の眞言を分別し常に須く所持の眞言を念誦して  
行者と同うし兼ねて結界護身等の法を明らかにせん斯くの如き伴を得ば則ら  
速に成就せん三業調善にして曾て師の所に於て曼荼羅に入り佛教に歸依して  
疏小の法を習はず善く行者所須の次第を知り言教を待たずして所求有るに隨  
ひ時を知りて即ち送らん此の如きを具せる者を勝れたる同伴と爲す身意賢善  
にして心に憂惱無く決定堅固にして終に退心せず斯の如き伴を得ば則ち速に  
成就す多くの財利に於て貪着する事を望まず斯の如き徳を具するを説きて勝  
伴と爲す復行者に於て心に捨離することなく若し諸餘の等業を成就せんと欲  
はゞ爲めに強縁と作りて自然の聖戒を捨離せしむべからざらん是くの如き徳  
を具せるを説きて勝伴と爲す行者の處に於て規求する所なく未だ悉地成就を  
得ざるより以來終に捨離せず縦ひ年歳を淹くして悉地を證する事なくとも終  
に捨離の退心を懷かず假令大苦及餘の難事ありて身心を逼惱すとも亦捨つべ

からず是くの如き徳を具するを説きて勝伴と爲す若し前の如く種々の徳行あ  
るは最上の勝事を成就するに堪能なり縦ひ前の徳無くとも但し眞言成就の法  
則を明にし並に須く善く諸の曼荼羅を解し智慧高明にして復加ふるに福德あ  
りて持誦者に勝る如是の伴は亦能く最上の勝事を成就す最上の事を成就せん  
と欲ふが爲めに其福德の伴半月半月に持誦の爲めに而も灌頂と及び護摩とを  
作し時に隨ひて辨ずる所の香花燃燈會次第に依りて擁護し簡擇し爲すこと有  
る所に隨ひて並に須く助作すべし直に前の如く等の事を助修するのみに非ず  
若し誦持者虧失する所あらば其の福德の伴經法に依り理を以て教誨し法事を  
して闕くこと勿らしめよ乃至事々に廣く爲めに諸行の因縁を開釋せよ是くの  
如きを具せる者最も勝伴と爲すべし行者毎日持誦の時所行の事に及び時あり  
て忘失せば其福德の伴所見の處に隨ひて相助けて之れを作して周備せしむべ  
し若し藥法を成就せんと欲せば須く常に手を以て其藥を按じ或は草幹を執り  
て以つて之れを按ぜよ念誦作法せんには事務多しと雖も終に廢忘せず行者の  
念誦既に勞るゝかを見るべし或は神を發遣する法數珠を置く法及餘の法等を  
作すことを忘るゝを恐る彼れの忘れん處を見れば之れを作すべし其伴常に須く

持誦し供養して所作の諸事をして福德を生ぜしむべし、並に皆持眞言者に廻向して所求の願を滿せしめよ、指授する所あらば唯伴と共に語るべし、若し最勝の事を成就せんと欲ふが故に、更に一の伴を許す、展轉し合語し參差することを得ざれ、其の伴の食する所は行者と行者と同じくせよ、行者の所食は法に依て制するが如し、是くの如きを具せる者最上の勝事の同伴と爲るに堪えたり、第三の同伴の福德も亦然るべし、専ら前の所説の如し。(蘇悉地經)

一三、復次に眞言を持誦して成就する處の者を演說せん、何なる方地に住してか速に佛の得たまへる所の道を成就する事を得ん、四魔を降し給ふ處最も勝上たり、速に成就を得ん、尼連禪河の沂岸の處に於てせよ、諸難なきが故に、其の地の方所は速に悉地を得ん、縦ひ衆魔ありとも障を爲すこと能はず、所求の事悉地せざる事なし、是くの如き處は速に成就を得ん、或は佛の所轉法輪の處に於てし、或は拘尸那城の佛涅槃の處、或は迦毗羅城の佛所生の處、上の如くの四處は最も上勝と爲す、諸の障礙なく三種の悉地決定して成ずることを得、又は諸佛所説の勝處に於てし、復菩薩所説の勝處と佛の八大塔とあり、或は名山の諸の林木多く復花菓多くして泉水交り流るゝ有らん、是くの如き處を説きて勝處と爲す、或は蘭若の諸

の花菓渠水交り流れて人の愛樂する所あらん、是くの如き處を説きて勝處と爲す、復蘭若の諸の麋鹿多くして人の採捕することなく、復羆熊虎狼等の獸なきあらん、是くの如くの處を説きて勝處と爲す、或は大に寒すること無く、復大に熱する事なく、其の處は人に宜く心に願ふ所の者、是くの如き處を説きて勝處と爲す、或は山の傍に於てし、或は山峰の頂の獨高臺たらん、或は山腹に於てし、復流水あらん、是くの如き處を説きて勝處と爲す、復勝處あらん、青草地に遍く諸の樹花多く中に其の木護摩を作すに堪えたる有り、是くの如き處を説きて勝處と爲す、或は舍利を安置せる塔の前に於てし、或は山中の舍利を安ずる處に於てし、或は四河の邊、或は蘭若の種々の材木茂飾し、嚴麗にして多く人なき處あらん、或は寒林の烟絶えざる處に於てし、或は大河の岸、或は大池の邊、或は往昔多牛有つて居せし處、或は迥獨なる大樹の下、神靈の所依として日の影轉ぜざるに於てし、或は多聚落の一の神祠の處、或は十字の大路の邊に於てす、或は龍池の邊、是くの如き處を説きて勝處と爲す、或は佛經行所至の國、是くの如き方は速に成就を得、但し國土の人民三寶を信順し恭敬し正法を弘揚することあらん、是くの如き處は速に成就を得ん、復國土の諸の仁衆多くして皆慈悲を具する有らん、是くの處は速に

成就することを得ん、既に是くの如き上妙の處所を得ば、應に須く地中の穢惡瓦礫等の物を簡擇すべし、曼荼羅品に一一に廣く明すべし、悉地の法の如く須く三部の處所を分別すべし、復た須く扇底迦の法、補瑟微迦の法、阿毗遮嚩迦の法、是くの如き三法を分別すべし、復須く上中下の成法を分別すべし、即ち是の處に於て心の所宜に隨ひて淨く塗灑し掃ひて諸の事業を作さば、速に悉地の法を成就することを得。(蘇悉地經)

一四、智者最勝の業を修めんと欲はば、先づ尊者を禮して方便を問ひ、師の許を蒙り已つて、尤も勝處の妙山と峯阜と巖窟との間、華池と洌渚と河岸の邊、樹林扶疏たる悅意の處、祥茅と乳木とありて人なき地、復寒熱蟲獸の災なく、聖賢の往昔に居遊し給ふ處、蘭若仙巖塔寺の内、此の勝れたる處に心安住し、三昧相應して悉地を修すべし、設ひ疲苦及び飢渴を逕とも念慧を具足して堪忍すべし、如來菩薩の教に隨順して、伴あるも伴なきも、其の意堅くして、真言の妙法常に手に居き、淨念慧を具して恒に觀察し、勇進堅牢にして怯弱無く、世間諸有の福に着せず、真言門に於て深く信解し、自他安樂の業を成就すべし、是くの如く修行するを勝伴と名く、諸天守護して威力を増す。(念誦經)

一五、行者の心無始より來た、多く内法に於て心相に取着するが故に、先づ内の六度に於て即離相等の方便を以て、一一に諦觀するに心不可得なり、無生無相處所なることなし、而もこの念を作す、この心或は外にありや、復外の六處に於て實のごとく之を觀するに、心亦生相無うして處所あること無し、猶し錯誤せんことを恐れて、更に合して之を觀するに、兩中間に於いても亦不可得なり、即ちこの心の實性は本より無生無滅なりと悟りぬれば、畢竟常淨にして戲論雲披る、譬へば珠力の故に水清し、水清きが故に珠現ず、定めて餘處より來らざるが如し。(大疏)

一六、深修と言ふは、謂く淨心を得るより已去、大悲根を生ずるより乃し方便究竟に至るまで、其間に一一の緣起皆常に十喻を以て之を觀すべし、所證轉深きに由るが故に深觀察と言ふ、且く四諦の義の如きは直に娑婆世界に已に無量無邊の差別の名ありと示す、又況んや無盡法界の中に區機の方便何を窮盡すべき、今行者、一念又淨心の中に於て是のごとくの塵沙の四諦に通達す、空といへば則ち畢竟不生なり、有といへば則ち其性相を盡す、中といへば則ち舉體皆常なり、三法は空想なきを以ての故に名つけて不思議幻となす、四諦をいふが如きは餘に一切の法門も例すべきのみ、是の故に唯し如來のみいまして乃ち能く此の十喻を窮めて

其源底に達したまふ、此經に無垢に菩提心に次いで即ち十喻を明す所以は始終を包括し諸地を綜該するなり、既に縁に觸れて觀を成す、縷さに説くべからず。

(天疏)

一七、眞言行者瑜伽の中に於て種々の殊特の境界乃至諸佛海會無盡莊嚴を見るが如きは、爾の時に此の陽燄の觀を作し、唯し是れ假名なりと了知して、慢著を離るべし、轉心地に近づくときは、則ち加持神變種々の因縁は、但し是れ法界の燄なりと悟るのみ、故に如是眞言相を唯假名といふ。(天疏)

一八、今此の眞言行者の瑜伽の夢も亦復是の如し、或は須臾の間に備に無量加持の境界を見、或は座を起たずして多切を經、或は遍く諸佛の國土に遊び、親近し供養し衆生を利益す、此事諸衆の因縁の中に觀察するに、都べて所起なく、一念の淨心を出てず、然も亦分別すること、謬らむ、此の事誰か能く思議して、其所以を出さん、然も實に獨り證するもの、み自ら知る、行者是のごとく、境界を得るとき、但し當に夢の喻を以て之を觀じて心に疑恠せず、亦著を生ぜざるべし。(天疏)

一九、今此の眞言門の中には、如來の三密の淨身を以て鏡とし、自身の三密の行を以て鏡中の像の因縁とし、悉地生ずることあるは、猶ほ面像の如し、行者悉地成就の時

より乃し五神通を起し、住壽長遠にして、面より十方の國土を見、諸佛の刹に遊ぶに至るまで、皆この喻を以てこの事を觀察すべし、自より生ずるか他より生ずるか、若し他の三密の加持能く是の果を授くと謂はば、則ち衆生未だ修行せざる時も佛の大悲平等なり、何が故にか成就せしめざる、若し自ら如說の行能く是の果を授くと謂はば、何を用てか三密淨鏡の身を觀察し加被を求むるや、若し共より生ずると謂はば、二の過あり、何を以ての故に、若し我心を因とし彼の衆縁を待つて、方に成就することを得と謂はば、即ち此因の中に先より悉地の果ありや、先より無しとせんや、若し先より之あらば衆縁則ち所用なし、若し先より之なくんば衆縁復何の所用ぞ、然も是の悉地成就は亦復因縁なきにあらず、故に智論の鏡像の偈に云く、有にあらざ、亦無にあらざ、亦復有無にあらず、此語亦受けず、是の如くなるを中道と名く、彼又小兒の妄に取着を生ずるが如くなるべからず、如し如是の觀を作すが故に行者の心所得なし、戲論を生ぜざるが故に應如是知と曰ふ。(天疏)

二〇、眞言行者若し瑜伽の中に於いて種々の八風の違順の音を聞き、或はもろくの聖者無量の法音を以て現前に教授し、或は六根淨に由るが如に、能く一音を以て世界に遍滿す、此のもろくの境界に遇ふとき亦當に響の喻を以て此れを觀察

すべし、但し三密の衆縁に従つて有なり、是の事は生にあらず、滅にあらず、有にあらず、無にあらず、この故に中に於て妄りに戲論を生ずべからず、その時に自ら音聲慧の法門に入るなり。(大疏)

- 二一、持明行者も亦是くの如し三密の方便に由つて自心澄淨なるが故に、諸佛の密嚴海會ことごとく中に於て現じ、或は自ら如來珠の身を以て一切衆生の心水の中に於て現ず、その時に諦にこれを想觀すべし、今此の密嚴の相は我が淨心より生ずるか、淨身より生ずるか、自他の實相すら尙し自ら畢竟して不生なり、何に況んや相違の因縁をもて而かも所生あらんや、又一切の江河井池大小の諸器に月も亦來らず、水も亦去らざれども、淨月能く一輪を以て普く衆水の中に入るが如く我れ今亦復かくの如し、衆生の心も亦來らず、自心も亦復去らざれども、而かも見聞して益を蒙ること皆實にして虚しからず、故に當に慧杖を以て之を攪て無實なりと知らしめ、彼の嬰童に方便を作して之を取つて以て玩好の具となさんと欲ふが如くなることを得ざらしむべし、既に能く自ら其意を靜め、復當に如如不動にして人の爲めに之を演說すべし、故に持明者當知是說といふ。(大疏)
- 二二、行者即ち自心を以て佛と作つて還つて心佛示悟の方便を蒙り、無量の法門に轉

入するがごとし、又心を以て曼荼羅を爲すに此の境心の與に縁となつて能く種々不思議の變化を作す、是の故に行者浮泡の喩を以て、之を觀じて自心を離れざること了知す、故に着を生ぜざるなり。(大疏)

- 二三、行者觀行を修するるとき、若し種々の魔事種々の様煩惱の境あらば、皆當に心を此の喩に安じて淨虚空の如くすべし、無量劫の中に於て地獄に處すと雖も、爾の時に意罣礙なきこと、神通を得るもの空一顯色の中に於て自在に飛行するがごとくして、八法妄想の爲めに塵汗せられず。(大疏)

- 二四、一には施門、二は戒門、三には忍門、四には進門、五には上觀門の故に、何が故にか次第是くの如くなる、謂く修行者の六度の次第法かくの如くなるが故に。次に略問廣答散說門の中に就いて、故に五門なるが故に、故に五門あり、審に觀察すべし、この五種の門の中に各各に二門を具す、云何が二とする、一には略問門、二には廣答門なり、これを名けて二と爲す、その次第の如く數量を亂らず審に思擇すべし、第一の修行施門の中に云何が修行施門と言ふは、即ちこれ略問門なり、所謂問を開くが故に、綏綏の諸門かくの如く知るべし、廣答門の中に就いて即ち三種の施あり、云何が三とする、一には財物施、二には隨應施、三には教法施なり、財物施とい



二六  
ふは、謂く若し衆生あつて我が所に來到して我が所有を乞はば、則便ち疑はず、時に隨ひ處に隨つて皆悉く施與して顧惜するところなきが故に、何等の物をか名けて財物とするや、幾く種の物かあるや、所謂二種の財物あるが故に、云何が二とする、一には内物、二には外物なり、これを名けて二と爲す、内物の中に就いて亦二種あり、云何が二とする、一には無色、二には有色なり、無色と言ふは則ちこれ心識なり、有色と言ふは則ちこれ諸根なり、若し衆生あつて我が所に來到して我が心識を乞はば、則便ち惜まず、時に隨つて施與して彼れをして歡喜せしむ、若し衆生あつて我が所に來到して其の所用に隨つて我が一の有色の妙根を乞はば、則便ち惜まず、時に隨つて施與して彼れをして歡喜せしむ、これを名けて二種の内財物となす。外物の中に就いて亦二種あり、云何が二とする、一には有識、二には無識なり、有識といふは即ちこれ妻子奴婢等の類なり、無識といふは則ちこれ宮殿舍宅衣服嚴具等の類なり、若し衆生あつて我が所に來到して此等のものを乞はば、則便ち惜まず、時に隨つて施與して彼れをして歡喜せしむ、これを名けて二種の外財物と爲す、本の如し、若し一切の來つて求索するものを見ては、所有の財物力に由つて施與して以て自ら饜食を捨て、彼れをして歡喜せしむ、故に已に

財物施を説きつ。次に隨應施を説かん、云何が名けて隨應施とするや、謂く或は衆生あつて五根壞失して具足すること能はず、或は衆生あつて病苦無量にして安穩することを得ず、或は衆生あつて其の心愚痴にして明了なること能はず、行者そのときに賢士なるを以て則ちその所應に隨ひ、その所當に隨ひ、その所宜に隨ひ、その所用に隨つて能善く簡擇し能善く分別して彼の苦惱を除いて歡喜せしむるが故に、このゆゑに説いて隨應施といふ、本のごとし、若し厄難と恐怖、危難と恐怖、危逼とを見ては、己が堪任に隨つて無畏を施與す、ゆゑに已に隨應施を説きつ。次に教法施を説かん、云何が名けて教法施とするや、謂く衆生あつて、若しは時不時、若しは親不親、若しは貴不貴、若しは愚不愚、若しは夫不夫、若しは女不女、若しは惡不惡、若しは人不人、かくの如く等の類、我が所に來到して法を欲求せん時に、則便ち惜まず、無量無邊の廣大圓滿の大慈悲心を發起して、彼の疑ひを決斷し、分に煩惱を除いて徐く智慧を増し、彼の人を攝取して惡道に墮さず、無上大菩提に到らしむるが故に、この故に説いて教法施といふ、本の如し、若し衆生の來つて法を求むるものあつて己が能く解んに隨つて方便を以て、爲に説て名と敬とを貪求すべからず、唯し自利利他を念うて菩提に廻向するが故の故に、已に修行

一六  
施門を説きつ。次に修行戒門を説かん、此の門の中に就いて則ち四門あり、云何が四とする、一には建立戒相標宗門、二には成就戒品勝處門、三には具足戒行不輕門、四には守護不令誹謗門なり、これを名けて四と爲す、建立戒相宗門といふは、所謂十種の清淨防轉戒を建立するが故に、本の如し、云何が戒門を修行する、所謂殺さず、盗みせず、姪せず、兩舌せず、惡口せず、妄語せず、綺語せず、貪嫉欺詐、曲瞋、恚邪見を遠離するが故に、成就戒品勝處門と言ふは、所謂若し戒品を具足せんが爲には常に當に散亂の雜處を遠離すべし、常に當に寂靜勝處に親近し、その中に安住して捨離せざるべきが故に、本の如し、若し出家のものならば煩惱を折伏せんが爲の故に亦憤鬧を遠離すべし、常に寂靜に處するが故に、具足戒行不輕門といふは、所謂種種の妙行を修行し深信の心を起して、如來所制の師母戒を輕賤することを得ざるが故に、本の如し、少欲と知足、頭陀等との行を修習す、乃至小罪にも心に怖畏を生じて慚愧し改悔して、如來所制の禁戒を輕んずることを得ざるが故に、守護不令誹謗門といふは、所謂佛の眼情戒を護持し、終に破失せずして自利を具足し、種種の放逸譏嫌の衆生に妄想の過罪を發起せしめずして、利他を具足して大覺の海を圓滿し莊嚴するが故に、本の如し、當に譏嫌を護るべし、衆生をして

妄りに過罪を起さしめざるが故の故に。已に修行戒門を説きつ。次に修行忍門を説かん、この門の中に就いて即ち二門あり、云何が二とする、一には顯示略忍伏我門、二には顯示廣忍無我門なり、これを名けて二と爲す、顯示略忍伏我門といふは、所謂若し衆生あつて惡の阿世耶の境を造作して我が心を惱ましめば、行者その時にその心能く忍んで動惱せざるが故に、本の如し、云何が忍門を修行する、所謂他人の心を惱ましを忍ぶべし、報を懷はざるが故に。顯示廣忍無我門といふは、所謂或は衆生あつて飲食衣服等の種種の財物を以て、我が所に施與して利益し歡樂せしめ、或は衆生あつて劍杖等の種種の怖相を以て我が所に來到して我が依止を損滅して自在なることを得ざらしめ、或は衆生あつて龜惡誹謗等の種種の穢語を以て、若しは遠若しは近にして我れを毀嫌し、或は衆生あつて正住等の種種の徳を以て我が身を讚歎せん、かくの如く等の種種の事の中に於て、その心平等にして堅固不動なること須彌の如くなるが故に、本の如し、亦當に利衰と毀譽と稱讚と苦樂と等の法を忍ぶべきが故の故に。已に修行忍門を説きつ。次に修行進門を説かん、この門の中に就いて即ち二門あり、云何が二とする、一には通示修行精進門、二には別釋修行精進門なり、通示修行精進門といふは、所

謂もろくの種類の妙事に於て其の心轉勝し勤欲精進して終に息まざるが故に、本の如し、云何が進門を修行する、所謂もろもの善事に於て心懈退せず、志を立てること堅強にして怯弱を遠離する故に。別釋修行精進門の中に就いて、故に二門あり、云何が二とする、一には無障修行精進門、二には有障修行精進門なり、無障修行精進門といふは、所謂行者かくの如くの念を作して我れ無始過去の時より來た唯し虚妄不實の身心をのみ受けて都べて金剛不壞の身心を受くること能はざるは餘の因縁なし、唯し妙行の中に勤行せざるが故なり、我れ若し懈怠にして前の如く行ぜざれば未來に向つて去るとも亦復都て利益あることなき虚妄の身心を受けて出離の期なけん、我が自身すら尙し出離することを得ずして都べて自利を失す、何に況や所餘の種類の有苦の衆生を救済して利地を具足せんや、この念を作し已つて則便ち大精進の心を發起して行因の海を修行し、滿徳の果を莊嚴す、兩利を建立して缺偏なきが故に、本の如し、當に念ずべし過去久遠より已來虚く一切の身心の大苦を受く、利益あるなしと、この故に勤めてもろもの功德を修して自利利他の衆苦を遠離すべし、故に有障修行精進門といふは所謂若し衆生あつて無始過去の業障を餘すあるが故に、魔外道及び惡鬼神の

ために惱亂せられて修行すること能はず、或は衆生あつて現在世の種類の事務のために牽纏せられて修行すること能はず、或は衆生あつて一切の諸の種類の病苦のために逼惱せられて修行すること能はず、是の如く等のもろくの衆生は耳に軌則の尊辭を聽聞し、眼の中に文教の説相を觀見すと雖も、而も勤めて修行し厭求の心を生ずること能はず、然も若しその心勇猛精進にして種類の勝妙の方便を發起し、堪任の心を存ずれば、業障の海漸漸波息み、功德の嶽いよいよ峯高うして八風にも飄せられず、九結にも縛せられざるが故に、本の如し、亦次に若し人信心を修行するといへども、先世より來た多く重罪惡業障なるを以ての故に、魔邪諸鬼のために惱亂せらる、或は世間の事務の爲に種種に牽纏せられ、或は病苦の爲に惱さる、是くの如く等の衆多の障礙あり、この故に應當に勇猛精勤して晝夜六時に諸佛を禮拜し、誠心に懺悔し勸請し隨喜して菩提に廻向すべし、常に休廢せざれば諸障を免るゝとを得て善根增長するが故の故に、已に修行進門を説きつ。次に修行止觀門を説かん、此門の中に就て即ち四門あり、云何が四とする、一には惣標惣釋止輪門、二には惣標惣釋觀輪門、三には略釋決擇隨順門、四には廣釋決擇止輪門なり、之を名けて四と爲す。惣標惣釋止輪門と言ふは謂く、虚

知の心を止め散亂の思ひを礙へ、一中寂靜の性に安往して一切の境界の相に出  
てず、定標陀に隨順する阿羅觀の義の故に、本の如し、云何が止觀門を修行する、言  
ふ所の止とは謂く一切の境界の相を止めて奢摩他に隨順する觀義の故に、故に  
惣標惣釋觀輪門といふは、謂く明に因縁の道理を簡擇し審に無常の形相を分別  
し能善く通達し能善く遍知して觀標陀に隨順する阿羅觀の義の故に、本の如し、  
言ふ所の觀とは謂く因縁生滅の相を分別して毗跋舍那に隨順する觀の義の故  
に、故に略釋決擇隨順門といふは謂く、定に隨ふ時にも彼の觀に則ち順じ、觀に隨  
ふ時の中にも彼の定に即ち順じて具足し離れずして轉ずるが故に、本の如し、云  
何が隨順する、此二義を以て漸くに修習し相捨離せずして雙べて現前するが故  
に、故に廣釋決擇止輪門の中に就て則ち四門あり、云何が四とする、一には成就止  
輪因縁門、二には直示修行止輪門、三には修行止輪得益門、四には簡入不入分際門  
なり、之を名けて四となす。第一の成就止輪因縁門の中に就て則ち十五種あり、  
云何が十五とする、一には住處寂靜の因縁、二には獨一不共の因縁、三には所居方  
善の因縁、四には衣服具足の因縁、五には飲食具足の因縁、六には結界護淨の因縁、  
七には舍宅造立の因縁、八には言語不出の因縁、九には座像造立の因縁、十には坐

其座中の因縁、十一には出入時節の因縁、十二には知識善友の因縁、十三には印知  
邪正の因縁、十四には植善林樹の因縁、十五には字輪服膺の因縁なり。これ十五  
種の大因縁と名く。住處寂靜の因縁といふは、謂く若し彼の止輪門を修せんが  
爲には山林等の空閑の處の中に居して散亂聚落の處を遠離するが故に、所以何  
となれば散亂の處の中には彼の止輪門成就し難きが故に。獨一不共の因縁と  
いふは謂く、若し彼の止輪門を修せんが爲には一界内の二人共住すれば理を得  
ざるが故に、所以何となれば互に動煩するが故に。所居方善の因縁といふは謂  
く、若し彼の止輪門を修せんが爲には東西の兩方の中に居止して南北の方の中  
には居するを得ざるが故に、所以何となれば覺輪あるが故に。衣服具足の因  
縁といふは謂く、若し彼の止輪門を修せんが爲には必ず三種の衣を用ふべきが故  
に、云何が三とする、一には黄色、二には赤色、三には白色なり、是の如くの三衣は一  
時に同く用ふるが故に、所以何となれば毘叉羅虫入ると能はざるが故に。飲食  
具足の因縁といふは謂く、若し彼の止輪門を修せんが爲には必ず當に乾練の伽  
摩伊陀耶を用ふべし、所餘の穀等をば用ふると能はざるが故に、所以何となれば、  
彼の伽摩伊陀耶は仙性あるが故に、亦次に若し無くば婆尼羅等を用ふべきが故

に、受用の時節は唯し中よりを用ふる定あるとなきが故に。結界護淨の因縁といふは、謂く若し彼の止輪門を修せんが爲には自居の室を離るゝと一俱盧舍量の中に一百十遍の大神咒を誦すべし、其相云何ん。謂く即ち咒を誦して言く、  
 坦哇吡那羅帝婆又尼阿摩囉迦陀帝婆婆阿婆囉囉陀闍佉那即呵伊陀帝奄奄帝  
 帝侈跋陀陀囉摩那尸只帝奢陀尼後又羅尼鳩訶鳩多明奄阿陀陀帝摩阿伽耶帝  
 摩訶阿伽耶帝健多尼阿羅阿羅阿羅阿羅阿羅阿羅阿帝婆娑呵。

若しこの咒を誦じ已訖れば即便ち結界護淨す、所以何となれば種種の毒類入ること能はざるが故に、舍宅建立の因縁といふは謂く、若し修定の舍宅を造らんが爲には當に十事を具すべし、云何が十とする、一には門戸の事、たゞし東方に向つて餘方にあらざるが故に。二には高下の事、東方は漸く高く、西方は漸く下るが故に。三には方角の事、一方の中に於て各一丈なるが故に。四には品重の事、十重を重ねるが故に。五には作物の事、ただし五種を用ひて餘種にあらざるが故に、云何が五とする、一には金、二には銀、三には銅、四には鐵、五には松木なり、これを名けて五と爲す。六には戸榻の事、その地の量と等くして差別なきが故に。七には戸重の事、十戸を重ねるが故に。八には戸樞の事、音聲なきが故に。九には

壁牖の事、その高さ一丈にして十重を重ねるが故に。十には出入事、かの諸戸の中に各咒を誦するが故に、その相云何ん、謂く、若し出てんとせんときは即ち咒を誦して言く、

喃摩帝摩訶鳩毘那阿羅婆提陀阿伽度般枳阿枳尸遮婆訶諾帝婆枳摩毘摩婆枳摩阿那阿那尸枳尼尸枳娑婆呵。

若しこの神咒一千遍を誦すれば即便ち時に順じて皆悉く開通す、若し入らんとせんときは則ち咒を誦して言く、

南無喃枳那南無筏尸陀南無誦阿帝南無誦阿嚧那南無鍵陀尼娑婆呵。

若しこの神咒一千五百遍を誦じ已訖れば即便ち時に順じて皆ことごとく開閉す。言語不出の因縁といふは、謂く若し彼の止輪門を修せんが爲めには一切時に於き一切處に於て言を出さざるが故に。所以以何となれば其の言説に隨つて心識出るが故に。座像造立の因縁といふは謂く、若し修定の座像を造らんが爲には當に五事を具すべし、云何が五とする、一には作物の事、松木を用ふるが故に。二には高量の事、自身の半の如くして増減せざるが故に。三には方角の事、一方の中に於て各四尺なるが故に。四には方向の事、唯し東方に向つて餘方に

あらざるが故に。五には座上具の事、唯し黄陀羅帝と及び黄坐具とを用ふるが故に、是を名けて五となす。坐其座中の因縁といふは謂く若し彼の止輪門を修せんが爲には當に十事を具してその座の中に坐すべし、云何が十とする、一には是等の事、兩膝の主に其の兩の母指を中て、互相に契當して差なからしむるが故に。二には膝等の事、兩膝を平攝して差ふことなからしむるが故に。三には腰端の事、その腰端直にして臑臑なきが故に。四には手系の事、兩手相對して右の手を下になし、左の手を上になし、左の手を下になし、右の手を上になし、一月を經已つて互互に易變て忘失せざるが故に、亦復その手を根の上に置くが故に。五には頸端の事、その頸の質端直不動にして定めて建立するが故に。六には面端の事、その面の相貌仰がず俯かず平相ならしむるが故に。七には口相の事、その口の相廣からず狭からず中間を開くが故に。八には鼻相の事、その氣息を出すこと差違なからしめて一より出さざるが故に。九には眼相の事、その眼根の量上げず下げず平等に舒るが故に。十には止眼の事、その眼根を置くところは、大虚空字輪の中に安置して恒に離れざるが故に、之を名けて十とす。出入時節の因縁といふは、謂く若し彼の止輪門を修せんが爲には、唯し唇と及び手との二

時を用ふ、この餘時の中には出入せざるが故に。知識善友の因縁といふは謂く若し彼の止輪門を修せんが爲には深智慧の人を以て友とするが故に。印知邪正の因縁といふには謂く若し彼の止輪門を修せんが爲には其の像の量に隨つて金剛印を須て則便ち邪及び正を了知するが故に、其の相云何ん、謂く則ち呪を誦して言く、

坦唾咆嚙那鄔陀帝婆羅枳陀尼遮呬耶掩阿尸帝那娑婆呵

若しこの神呪四千六百五十遍を誦じ已訖れば即ち彼の像の中に二の字輪を付す。謂く若し邪人なれば邪字輪を付し、若し正直の人なれば正字輪を付す、これを以て別と爲す。植善林樹の因縁といふは謂く若し止輪門を修せんとする人は自室の前の中に二種の大吉祥草を植うる故に、云何か二とする、一には松木、二には石榴木なり、これを名けて二と爲す。字輪服膺の因縁といふは謂く若し彼の止輪門を修せんとする人は必ず當に圍字輪を服すべき而已、何れの處にか服するや、謂く方寸の處なるが故に。何の義を以ての故にか必ず此の輪を付する、謂くこの字輪は三世の諸佛と無量無邊の一切の菩薩との大恩の師長、大恩の父母、大恩の天地、大恩の海なるが故に、この因縁の故に、止を修せんとする人は當に

此の輪を付すべし、是くの如くの因縁無量なることありと雖も、而も今この摩訶衍論の中には第一の因縁を明す、餘を明さざることは初めを擧げて後を攝するが故に、是くの如き而已、本の如し、若し止を修するものは靜處に住する故に、已に成就止輪因縁門を説きつ。次に直示修行止輪門を説かん、此の門の中に就いて則ち七門あり、云何が七とする、一には存心決定門、不生不滅の眞空の理の中に其の心定まるが故に、本の如し、端坐して正意の故に。二には不着身體門、能善く此の身は空無にして其れ本より自性不可得なりと通達するが故に、本の如し、氣息にも依らず、形色にも依らず、空にも依らず、地水火風にも依らざる故に。三には不着心識門、能善く慮知の心は自性空無にして所有なしと通達するが故に、本の如し、乃至見聞覺知にも依らず、一切の諸想と隨念とを皆除いて亦除想を遣る故に、これより已下はその身心の空無の因縁を作す、本の如し、一切の法は本來無相にして念念に生ぜず、念念に滅せざるを以てなり、亦常に心外に隨つて境界を念ふとを得ざるが故に。四には不著不著門、能遣の心をも亦遣除するが故に、本の如し、後に心を以て心を除く故に。五には集散會一門、散動の心を攝して一が中に置く故に、本の如し、心若し馳散するには即ち當に攝束して正念に住すべきが

故に。六には顯示正念門、諸法は唯し一心なることを顯示するが故に、本の如し、この正念とは當に唯心にして外境界なしと知るべし、即ちまた此の心は亦自相なし、念念に不可得の故に。七には不離恒行門、かくの如くの定心は一切時に於き、一切處に於て常恒に相續して捨離せざるが故に、本の如し、若し坐より起つと去來と進止との所作は一切の時に於て常に方便を念じて隨順し觀察せよ、故に已に直示修行止輪門を説きつ。次に修行止輪得益門を説かん、謂く若し人あつて能く此の定を修すれば漸漸に轉轉して煩惱の海を竭くし、業障の岳を崩して眞如の定に入り一切の法に達して不退に到るが故に、本の如し、久しく習することと淳熟すれば、その心住することを得心住するを以ての故に、漸漸に猛利にして眞如三昧に隨順し得入す、深く煩惱を伏し信心增長して速に不退を成ずる故に、已に修行止輪得益門を説きつ。次に簡入不入分際門を説かん、この門の中に就いて即ち二意あり、云何が二とする、一には入趣意、二には不入意なり、入趣意といふは所謂或は衆生の深法に趣入して心に疑ふところなきあり、或は衆生の甚深の法を聞いて其の心決定して不信を生ぜざるあり、或は衆生の甚深の法を聞いて即ち尊重して誹謗を生ぜざるあり、或は衆生の重業障なきあり、或は衆生の

我慢の心なきあり、或は衆生懈怠の心きあり、かくの如くの六人は、佛の種性に入るより決定して疑はず。………これを入趣意と名く。不入意といふは、所謂若し衆生あつて此の六の相違すれば永く三寶の種子を斷絶すること決定して疑はず、これを不入意と名く、本の如し、唯し疑惑と不信と誹謗と重罪と業障と我慢と懈怠とを除く、是くの如く等の人は入ること能はざる所なり、故に已に略問廣答散説門を説きつ。次に讚歎三昧殊勝門を説かん、此の門の中に就いて則ち二門あり、云何が二とする、一には體大無邊殊勝門、二には眷屬無盡殊勝門なり、これを名けて二と爲す、體大無邊殊勝門といふは此の三昧を修すれば、一切の無量の諸法は同體一相にして差別なしと通達するが故に、本の如し、また次に此の三昧に依るが故に、則ち法界一相なりと知る、謂く一切の諸佛の諸身と衆生の身との平等無二なるを則ち一行三昧と名くる故に。眷屬無盡殊勝門と言ふは、所謂即ちこの真如三昧は能く一切の無量無邊の金剛三昧のために正根本と作つて而も能く出生し增長するが故に、本の如し、當に知るべし、真如はこれ三昧の根本なり、若し人修行する時は漸漸に能く無量三昧を生ずるが故に。(釋論)

二五、或は衆生あつて善根力なければ則ち諸の魔と外道と鬼と神との爲に惑亂せらる、若しは坐の中に於て形を現じて恐怖し、或は端正の男女等相を現ず、當に唯心を念ずれば境界則ち滅して終に惱を爲さず、或は天の像、菩薩の像を現じ、亦是如来の像を作して相好具足し、若しは陀羅尼を説き、若しは布施持戒忍辱精進禪定智慧を説き、或は平等にして空無相と無願と無怨と無親と無因と無果と畢竟空寂なる是れ眞の涅槃なりと説き、或は人をして宿命過去の事を知り、亦未來の事を知て他心智を得しめ、辯才無礙にして能く衆生をして世間の名利の事に貪着せしめ、又人をして數瞋り數喜んで性常准なること無く、或は慈愛多く睡り多く病多くその心懈怠ならしめ、或は卒に精進を起して後には便ち休廢して不信を生じ、疑多く慮多く、或は本の勝行を捨て、更に雜業を修し、若しは世事に着して種々に牽纏す、亦能く人をしてもろくの三昧を得しむ、少分相似すれば皆これ外道の所得にして眞の三昧にはあらず、或は復人として、若しは一日若しは二日若しは三日乃至七日空中に住して自然の香美の飲食を得、身心適悦して飢えず、渴せざらしむ、人をして愛着せしむ、或は亦人をして食に分齊なく乍に多く乍に少くして顔色變異ならしむ、是の義を以ての故に、行者常に智慧をして觀察して



此の心をして邪網に墮せしむることなかるべし、當に勤めて正念なるべし、不取不着なれば則ち能く是のもろくの業障を遠離す、知るべし、外道所有の三昧は皆見愛我慢の心を離れず、世間の名利恭敬に貪着するが故に、眞如三昧とは見相にも住せず、得相にも住せず、乃至出定にも亦懈慢無く、所有の煩惱漸漸に微薄なり、若しもろもの凡夫此の三昧の法を習はずして如來種性に入ることを得といはば是の處あることなし、世間の諸禪三昧を修すれば多く味着を起し我見に依るを以て三界に繫屬して外道と共ず、若し善知識の所護を離すれば則ち外道の見を起すが故に。(釋論)

## 第六 濟度門

自利自度の肝要なるは固よりなるも、自度に了らば、畢竟瓦礫と異なるなく、人世に益なく、佛道の要務は己を捨て他を濟ふに在り、發心も此に起脚し、到着點も此の他に無し、少分にては利己主義を持ち、犠牲的精神を缺かば、既に已に佛意に距る、單だ濟度の方法は、獨り施與に止まらず、又單に辯舌のみにあらず、人格の感化は最妙にして、無言未見の間にも、其效果あることを知らざるべからざるなり。

一、汝今、應當に不放逸に住すべし、此の法門に於て若し根性を知らずば他人に授與すべからず、我が弟子の標相を具せるものをば除く、我れ今演說せん、汝等當に一心に聽くべし、若し吉祥の執宿の時に生ずれば勝事を志求す、微細の慧ありて常に恩德を念じ、渴仰の心を生じ、法を聞きて歡喜して而も住せん、其相青白なり、或は白色なり、首廣く頸長く、額廣く平正にして、其の鼻修直にして、面圓滿し、端嚴相稱ならん。是の如くならば佛子當に慇懃に之れを教授すべし、その時に一切具威德者咸く慶悅を懷き、聞き已りて頂受し、一心に奉持す、此の諸の衆會、種々の莊嚴を以て廣大に供養し、已りて佛の足を稽首し、恭敬合掌して、此の言を説く、但し願はくば此の法教に於て救世の加持の句を演說す、法眼道をして一切處に通し、世間に久住せしめ給へ。(天月經)

二、曼荼羅とは其の義如何、佛の言はく、これをば諸佛を發生する曼荼羅と名く、極無比味、無過上味なり、この故に説いて曼荼羅と爲す、又秘密主無邊の衆生界を哀愍するが故に、これ大悲胎藏生曼荼羅の廣義なり、秘密主如來は無量劫に於いて積集せる阿耨多羅三藐三菩提の加持する所なり、是の故に無量の德を具へ給へり、當に是の如く知るべし、秘密主、一衆生の爲めに如來は正等覺を成じ給へるにあ

一六四  
らず、無餘記と及び有餘記との諸の衆生界を憐愍し給ふが故に、如來は正等覺を成す、大悲願力を以て無量の衆生界に於て、その本性の如く、而も法を演説し給ふ、秘密主、大乘の宿習無く、未だ曾て眞言乗の行を思惟せざるは、彼れ少分をも見聞し歡喜し信受すること能はず、又金剛薩埵若し彼の有情昔大乘眞言乘道の無量の門に於いて進趣し已て曾て修行せよ、彼等が爲めに此に限つて名數を造立す、彼の阿闍梨亦當に大悲心を以て是の如くの誓願を立て、無餘の衆生界を度せんが故に、應に彼の無量の衆生を攝受して菩提種子の因縁を作すべし。(大日經)  
阿闍梨は若し衆生を見るに法器となるに堪へて諸垢を遠離し、大信解勤勇深信ありて常に利他を念せんに、若し弟子かくの如き相貌を具せば、阿闍梨自ら往いて勸發して是の如く告げて言ふべし、佛子この大乘眞言行道の法を我れ今正しく開演せん、彼の大乗器の爲めなり、過去の等正覺及與未來世現世の諸の世尊饒益衆生に住し給ふ、是の如き諸賢は眞言妙法を解して勤勇にして種智を獲、無相の菩提に坐せり、眞言の勢は無比なり、能く彼の大力の極忿怒の魔軍を摧く、釋師子救世なり、この故に汝佛子應に是の如くの慧方便を以て成就を作すべし、當に薩婆若を獲、行者悲念の心を以て發起して増廣せしめ、彼れ堅住して教を受けば

三

當に爲に平地を擇ぶべし、山林に華果多く悅意の諸の清泉は諸佛の稱歎し給ふ所なり、圓壇の事を作すべし、或は河流の處に鵝雁等の莊嚴あらば、彼の所に慧解を以て悲生曼荼羅を作るべし、正覺と緣導師と聖者聲聞衆と曾て此の地分に遊び給ふ、佛常に稱譽し給ふ所なり。(大日經)

四

我今當に阿闍梨の相を説くべし、一切の眞言は是に由りて得るが故に、阿闍梨を知るを最も根本と爲す、其相何ん、謂く支體圓滿し、福德莊嚴すると、善く須く世出世の法を知解すると、恒に法に依りて住して非法を行ぜざると、大慈悲を具して衆生を憐愍すると、貴族に生長すると、性調ひ柔和にして共住すると有るに隨ひて皆安樂を得ると、聰明智慧辯才無礙なると、能く忍辱を懷き我見を懷かざると、善く妙義を解し深く大乘を信ずると、設ひ小罪を犯すも猶大怖を懷き、身口意の業に善く調柔を須ふると、心常に悅樂すると、大乘經を讀み謹みて法教に依ると、勤めて眞言を誦じて間斷せざると、所作の悉地皆悉く成すものと、復須く善く解して曼荼羅を書くと、常に四攝を具し大法を求めんが爲めに、小縁を樂はざると、永く慳慙を離ると、曾て師に従ひて大曼荼羅に入りて灌頂の法を受くると、復先師の爲に徳者と讃歎せられ、汝今より灌頂を授け、阿闍梨と爲るに堪えんと。

五、 饒益有情の心、間あらざれ、三乗の梵行輕毀すること勿れ、六和敬の法心に捨つること勿れ、愚人所行の事を習ふこと莫れ、瞋恚を生じて諸根を敗ぶること莫れ、歴劫所修の功德門、一念の因縁、悉く焚盡す、菩提妙心の如意寶は、能く諸願を滿し、塵勞を滅す、三昧の德藏此れに由りて生ず、是の故に應當に勤めて守護すべし、衆生の根の利鈍を觀念し、慈心にして饒益し、瞋喜を現ぜよ、少分も貪恚癡を以つて、一念相應して、饒行を行ずること勿れ、恩に背く有情の過を念ぜずして、四無量を以て群生を攝すべし、若しは無力に因り或は時を得ば、心常に菩提所に安住せよ、如來此れに萬行を具し、諸度を満足すと説き給へり、大乘道にして、讀誦し思惟して正受に入らしめ、根塵に著せずして等引を修すべし、貪欲を遠離すること、毒と火との如し、諸の酒を遠離すること、霜雹の如くし、我慢を増して高牀に處すること、勿れ、自損損他皆遠離すべし、復當に毀犯の因の懈惰し、忘念し、惡儀を習ふことを遠離すべし、我れ已に正しく三昧の道に依りて、戒慧の處に住して略して宣説す、復佛説の修多羅に於て、廣く開解して決定を生ぜしめん、眞言妙門の三昧の法、其の所應に隨ひて之れを思念せよ、諸の福慧を以て遍く莊嚴し、所有著障をして消

盡せしむべし。(念誦經)

六、 菩提の心とは一切の相を離れ、自身平等にして本より生滅す、我人能執所執あることなし、過去の諸佛及び諸の菩薩此の心を發すが故に道場に至ることを得給ふ、我れも亦是くの如く菩提心を發す、一切衆生我れに歸依する者、諸の方便を以つて皆解脱せしめん。(念誦經)

七、 應當に一心に合掌して是の念言を作すべし、我が所修の一切の衆善と、功德方便を生起して、諸の衆生を利益する福とを以つて、並に同じく廣大の菩提に廻向す、願はくば自他をして速に生死を離れしめん。(念誦經)

八、 汝等比丘若し苦等の四諦に於て疑ふ所あらば、疾く之れを問ふべし、疑を懷きて決を求めざることを得ること莫れ、爾の時に世尊かくの如く三度唱へ給ふに、人問ふものなし、所以何となれば衆疑ひなきが故に、時に阿菟樓陀衆の心を觀察して佛に白して言さく、世尊月は、熱からしむべく、日は涼しからしむべくとも、佛の説き給ふ四諦は異ならしむべからず、佛の説き給ふ苦諦は實に苦なり、樂ならしむべからず、集は眞に是れ因なり、更に異の因なし、苦若し滅すれば即ち之れ因滅す、因滅するが故に果滅す、滅苦の道は實に是れ眞の道なり、更に餘の道なし、世尊

此の諸の比丘四諦の中に於て決定して疑なし、此の衆の中に於て若し所作未だ辨ぜざること有るものは、佛の滅度を見て當に悲感あるべし。若し初めて法に入ること有るものは、佛の所説の法を聞いて即ち皆得度す、譬へば夜電光を見て即ち道を見る事を得るが如し。若し所作已に辨じて己に苦海を度すること有るものは、但この念を作す、世尊の滅度専ら何ぞ疾きやと、阿菟樓陀この語を説くに衆の中に皆悉く四聖諦の義を了達すと雖も、世尊この諸の大衆をして皆堅固なることを得しめんと欲して、大悲心を以て復衆の爲めに説き給ふ、汝等比丘悲惱を懐くこと勿れ、若し我れ世に住すること一劫するとも會ふものは亦當に滅すべし、會うて而も離れざること終に得べからず。(教誡經)

九

自利利人法、皆具足す、若し我れ久しく住すとも更に益するところ無からん、度すべきものは若しは天上人間皆悉く已に度す、その未だ度せざるものには皆亦已に得度の因縁と作す、今より以後我が諸の弟子展轉して之を行せば、則ち之れ如来の法身常に在て滅せざるなり、此故に當に知るべし世は皆無常なり、會ふ者は必ず離るゝことあり、憂惱を懐くこと莫れ、世相斯の如し、當に勤精進して早く解脱を求め、智慧の明を以て諸の癡闇を滅すべし、世は實に危脆なり、牢強なるもの

一〇

汝等比丘常に當に一心に出道を勤求すべし、一切世間の動不動の法は皆これ敗壞不安の相なり、汝等且く休みぬ、復語すること得ることなかれ、時將に過ぎなんとす、我れ滅度せんと欲ふ、是れ我が最後に教誨する所なり。(教誡經)

一一

法を説くものは、聽者の端視して渴きて飲むが如く、一心に語義の中に入り、法を聞きて踊躍し悲喜する者を見れば、應に爲に法を説くべし。(智度論)

一二

善男子よ、智者は深く一切衆生の生死苦惱の大海に沈没するを見て、拔濟はんと欲するが爲の故に悲を生ず、又衆生、邪路に迷ふも、示導する者あることなきを見る、是の故に悲を生ず。又衆生、五欲の泥に臥して出づること能はざるも、猶ほ放逸なるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、常に財物妻子の爲に纏縛せられて、捨離すること能はざるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、身と口と意とに不善の業を造り、多く苦果を受けて猶ほ樂着するを見る、是故に悲を生ず。又衆生、五欲を渴求むること、渴して鹹水を飲むが如きを見る、是故に悲を生ず。又衆生、樂を欲求

すと雖も、樂因を造らず、苦を樂はずと雖も、喜びて苦因を造り、天の樂を受けんと欲するも、戒を具足せず、是故に悲を生ず。又衆生、我々所なきに於て我々所の想を生ずるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、生死を畏れて、而も更に生死の業を造作るを見る、是故に悲を生ず。又衆生、無明の闇に處りて、智慧の燈明を燃すことを知らざるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、煩惱の火の燒燃く所と爲りて、而も三昧の定水を求むること能はざるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、五欲の樂の爲に、無量の惡を造るを見る、是故に悲を生ず。又衆生、五欲の苦を知るも、之を求めて息まず、譬へば饑者の毒飯を食ふが如きを見る、是故に悲を生ず。又衆生、佛の出生に値ひて、甘露の淨法を聞くも、受持つこと能はざるを見る、是故に悲を生ず。又衆生、邪惡の友を信じて、終に善知識の教に追從はず、是故に悲を生ず。又衆生、多く財寶あるも、捨施すること能はざるを見る、是故に悲を生ず。又衆生の耕田、種作、商賈、販賣するを見るに、一切皆苦なり、是故に悲を生ず。又衆生の父母、妻子、奴婢、眷屬、宗室、相愛念せざるを見る、是故に悲を生ず。 (優婆塞戒經)

一三、未だ療病の法を聞かずや、身病を治するには必ず三の法に資る、一には醫人、二には方經、三には妙藥なり、病人若し醫人を敬ひ方藥を信じ心を至して服餌すれば

疾即ち除瘥す、病人若し醫人を罵り方藥を信ぜず妙藥を服せずんば病疾何に由つてか除くことを得ん、如來衆生の心病を治し給ふことも亦復かくの如し、佛は醫王の如く、教は方經の如く、理は妙藥の如し、理の如く思惟するは猶し藥を服するが如し、法に依つて藥を服すれば罪を滅し果を證す、然るを今重罪の愚人人を謗し法を謗す、重罪何ぞ脱れん、法は人に資つて弘まらば、人は法を待つて昇る、人法一體にして別異なることを得ず、この故に人を謗するは則ち法なり、法を毀るは則ち人なり、人を謗し法を謗すれば定めて阿鼻獄に墮せん、更に出づる期なし、世人この義を知らずして舌に任せて輒く談じて深害を顧りみず、寧ろ日夜に十惡五逆を作るべくも一言一語も人法を謗るべからず、殺盜を行ずるものは現に衣食の利を得、人法を謗するもの我に於て何の益かあらん。 (十住心論及寶鏡)

一四、それ病無きときは則ち藥なし、障りある時は則ち教あり、妙藥は病を悲んで興り、佛法は障りを惑んで顯る、この故に聖人の世に出ること必ず慈悲に由る、大慈は樂を與へ、大悲は苦を抜く、拔苦與樂の本源を防がんには如かず、滿を防ぐの基教にあらずんば得ず、疾に輕重有れば藥則ち強弱あり、障に厚薄あれば教則ち淺深なり、増劫には病輕ければ輪王人を御し、減劫には障厚ければ如來教を垂れ給ふ。

一五、諸佛菩薩昔因地に在してこの心を發し已つて勝義行願三摩地を戒と爲す、乃し成佛するが故に是れ三摩地の法を説く、諸教の中に於て闕して書るさず。(菩提心論)

一六、初めに行願とは爲く、修習の人常に是の如くの心を懐くべし、我れ當に無餘の有情界を利益し安樂すべしと、十方の含識を歎すること猶し己身の如し、言ふ所の利益とは爲く一切有情を勸發して悉く無上菩提に安住せしむ、遂に二乗の法を以て得度せしめず、今眞言行人應に知るべし、一切有情は皆如來藏の性を含じて皆無上菩提に安住するに堪任せり、是の故に二乗の法を以て得度せしめず。(菩提心論)

一七、華嚴經に云く一衆生として眞如智慧を具足せざるはなし、但し妄想顛倒執着を以て證得せず、若し妄想を離れぬれば、一切智、自然智、無礙智則ち現前することを得、言ふ所の安樂とは謂く行人既に一切衆生畢竟成佛すと知るが故に敢て輕慢せず、又大悲門の中に於ても宜しく拯救すべし、衆生の願に隨つて之を給付せよ、乃至自身をも怯惜せず、其れをして安存せしめて、悅樂せしめよ、既に親近し已ん

ぬれば師の言を信任せん、其相親むに因んで亦教導すべし、衆生愚蒙ならば強ひて度すべからず、眞言行者方便引進すべし。(菩提心論)

一八、次に大悲根と説く、根はこれ能執持の義なり、猶し樹根の莖葉花集を執持して傾拔せざらしむるが如し、梵音には悲を謂つて迦盧拏となす、迦はこれ苦の義なり、盧拏はこれ剪除の義なり、慈は廣く嘉苗を植うるが如く、悲は草穢を芟ひ除くが如し、故に此中に悲といふは即ち兼ねて大慈を明すなり、且く行者供養を修するときの如きは、若し一花或は塗香等をたてまつるに、即ち遍一切處の淨菩提心を以て供養雲を興し、普く佛事を作して悲願を發起し、群生に廻向して一切の苦を拔き無量の樂を施す、自の善根と及び如來の加持と法界力とに由るが故に、所爲の妙樂皆成就することを得、即ちこれ普く一切智地と乃至無餘の有情界とに於て皆ことごとく根を生ずるなり、行者眞住の心を以て修するところの萬行に隨つて即ち大悲の他界に執持せらるゝに由るが故、大悲の火界に溫育せらるゝが故、大悲の水界に滋潤せらるゝが故、大悲の風界に開發せられて生ずるが故、大悲の虚空障礙せざるが故に、其時に無量の度門任運に開發すること、由し牙莖枝葉の次第に莊嚴するが如し、即ちこれ一切の心法に於て因縁を具足するの義なり。

一九、方便爲究竟とは謂く萬行圓極して復増すべきことなく、應物の權能事を究盡す即ち醍醐の妙果三密の源なり、又淨菩提心とは猶ほ眞金の本性明潔にしてもろくの過患を離れたるが如し、大悲は工巧を習學して諸の藥物を以て種々に鍊治し、乃至鏡徹柔順にして屈伸自在なるが如し、方便は巧藝成就して造作するところあれば意に隨て皆成ず、規製權に中つて衆伎に出過せり、故にその得意の妙は以て人に授くべきこと難きが如し、摩訶般若に明すところの六度十八空三昧道品惣持門等のごときは、皆大悲の句の中に入る、即ち彼の萬行所成の一切智智の果を説いて方便と名く、内に方便を具するに由るが故に、方便の業は即ちこれ利他なり、これを以て梵音に鄔波娜といふは亦發起と名く、種子より果を生じ、果還て種となるが如し、故に以て名とす。(大疏)

二〇、夫れ一朝の大惡は最後の用心に在り、九品の往生は臨終の正念に任せたり、佛道を求むるもの當に此の心を習ふべし、出離生死は只此の刹那にあり、密藏の要義を集めて九種の用心となし、極惡の罪霧を拂つて九品の蓮月を望まん、若し最後臨終の軌儀に依らば破戒の僧尼も必ず往生を得、造惡の男女も定めし極樂に生

ぜん、何に況んや有智有戒をや、何に況んや善男善女をや、これ眞言秘觀の致す所なり、深く信じて狐疑することなかれ。

一に、身命を惜むべき用心。

病を療し、安穩を致し、往生の業を積まんと欲す。

二に、身命を惜まざる用心。

命期既に近づかば、身を捨て、更に精進せよ。

三に、本住處を移す用心。

三界の火宅を出て、九品の淨刹に入らん。

四に、本尊を奉請する用心。

諸佛の前に在つて轉法輪を請ぜよ。

五に、業障を懺悔する用心。

罪業の雲厚くも懺悔の風に散らん。

六に、菩提心を發する用心。

本覺本有の吾なれば發心すれば即ち成佛す。

七に、極樂を觀念する用心。

極樂實に外に無し、我性常に内に樂しむ。

八に、決定往生の用心。

來迎の佛、何くにか出づ、最後の念の中に来る。

九に、没後追修の用心。

若し冥路の相を現せば、早く追善の光を放て。(二期大要秘密集)

## 密教法寶篇終

## 密教僧寶篇

小野 清秀 輯

印度及支那に於ける眞言密教の高僧は、第一篇原理論中の傳通史に於て、其大要を記しあれば、本篇には之を省き、我國の高祖たる弘法大師に筆を起すこととせり、而して大師の詳傳は、別に卑著弘法大師傳ありて、既に廣く世に行はれ居れば、今茲には單に其年譜と總評とを掲ぐるに止むべし。

大師以後今日に至るまで、眞言密教の世に行はるゝこと、既に千餘歳、其間興汚隆替ありと雖も、密教徒として剃髮せしものは百數十萬人に及び、一寺の住職たりしものも、亦四十萬人を下らず、而して所謂碩徳高僧と稱すべきもの、七八千人に及ぶ、然れども今茲に叙述する所は、僅に其一分に過ぎずして、其採述の標準は主として一流一方の祖たりしもの、名刹大寺を創立又は中興せしもの、有名の著書ありしもの、法驗奇蹟ありしもの、特に恬淡なるもの、剛恢不屈なるもの等なりとす。而して紙數限りあり、其



傳叙詳らかならざるは止むを得ざる所なりとす。

弘法大師の年譜(一四三六) 平安朝創建時代

寶龜五年(一)

歲紀元千四百三十四年、光仁天皇即位五年六月十五日、讃州多度郡屏風ヶ浦に誕生、稱して眞魚と云ふ、父は佐伯直田公、大伴姓、道臣命に出づ、後允恭天皇の朝讃岐の國造と爲り、以て田公に至る、母は阿刀氏、世々儒家たり、是年最澄既に八歳、昨年桓武天皇東宮に立たせ給ふ、一昨年道鏡下野の配所に死す、西曆七百七十四年、

同 六年(二)

歲十月帝御誕生の日を以て宴を群臣に賜ふ、是れ我國天長節の濫觴なり、法王レオ第四世立つ、

同 九年(五)

歲最澄年十二歳南都大安寺に入て出家す、

同 十年(六)

歲當時父母鍾愛して貴物と云ふ、

天應元年(八)

歲四月二十五日桓武天皇即位、

延暦元年(九)

歲時人稱して神童と呼ぶ、宇佐八幡宮大自在王菩薩と稱すべき由の詔宣ありと唱ふるは此時なり、

同 三年(十) 一歳長岡遷都のことあり、

同 四年(十一) 二歳始めて儒學に入る、今年最澄叡山に登る、年十九歳、

同 七年(十五) 歳初て京畿に出て、外舅阿刀大足に従て益儒學を研む、又石淵勤操僧都に就き虚空藏求聞持の法を受く、最澄根本中堂を立つ、

同 八年(十六) 歳甥智泉生る、

同 十年(十八) 歳大學に遊びて詩書經傳を諸博士に聽く、

同 十一年(十九) 歳去冬より聲替指歸三卷を造りて、出家の本意を告げ近士と成る、南海の絶嶮を跋涉し、山陽東海を歴遊す、

同 十二年(二十) 歳和泉國槇尾山寺に於て勤操和尚に従ひ得度す、名は教海、後ち如空と改む、

同 十三年(二十一) 歳名を空海と改む、平安遷都あり、

同 十四年(二十二) 歳東大寺戒壇院に於て具足戒を受く、

同 十五年(二十三) 歳教王護國寺立つ、不二の經典を求む、

同 十六年(二十四) 歳先に著せし聲替指歸を訂正して、今の三教指揮と爲す、最澄内供奉となる、

同十九年(二十七歲)眞濟生まる、

同二十年(二十八歲)智泉高祖の門に入て出家す、年十三、眞雅生る、

同廿二年(三十歲)大日經を久米寺東塔に感得す、

同廿三年(三十一歲)五月十二日入唐求法の勅許を得、六月難波を發し、八月十日福州に

着し、十二月廿三日長安に入る、

同廿四年(三十二歲)青龍寺惠果和尚に就て兩部の大法を受く、十二月惠果入寂、

大同元年(三十三歲)般若三藏より華嚴經并に梵夾を授かる、八月唐土を去り、十月筑紫

に着し觀音寺に居る、今年三月十七日桓武天皇崩御、五月平城天皇

即位、

同二年(三十四歲)入京して新帝に謁し密教弘通の勅許を被る、

同三年(三十五歲)課役を免ずるの宣を蒙る、

同四年(三十六歲)横尾より高雄山寺に移り住す、平城天皇御遜位、嵯峨天皇御即位、

弘仁元年(三十七歲)南都東大寺別當となる、上足弟子實惠に灌頂の職位を授く、清涼殿

宗論ありとの説あり、

同二年(三十八歲)神道灌頂を受く、城州乙訓寺に住す、

同三年(三十九歲)最澄高雄寺に來て灌頂を受く、

同四年(四十歲)藤原冬嗣のために奈良南圓堂を鎮す、五月晦遺誡を制す、

同五年(四十一歲)沙門勝道のために日光山の碑を選す、

同六年(四十二歲)有縁の道俗を勸募して秘密藏經を書寫す、眞濟儒冠を脱して門下

に歸す、

同七年(四十三歲)地を紀州高野山に請ふて秘密修禪の道場を立つ、

同八年(四十四歲)高野山に於て結界の法を修す、是れ伽藍建立の最初なり、

同九年(四十五歲)大疫に當り宣旨を受けて、皇帝書寫の金字の心經を講ず、是れ心經

秘鍵なり、

同十年(四十六歲)高野山金堂大塔等の造營成就す、大乘圓頓戒の議論、南都北嶺の間

に起る、東國巡化の途に上る、

同十一年(四十七歲)最澄顯戒論を著はす、

同十二年(四十八歲)讚岐國萬農池造築の別當と成る、

同十三年(四十九歲)廢太子高岳來て出家す、即ち眞如親王なり、最澄五十六歲にて入寂、

勅に應じて三月齊月及び夏中に息災增益の法を東大寺眞言院に

修す、太上天皇灌頂を受けらる、

同十五年(五十) 歲嵯峨帝御讓位、淳和御即位、東寺を賜ふて長く密宗の道場と定め、定

額五十口を置く、

天長元年(五十一) 歲神泉苑に雨を祈る、少僧都に進む、

同 二年(五十二) 歲東寺の講堂を立つ、大法師智泉死す、

同 三年(五十三) 歲東寺の塔を造る、

同 四年(五十四) 歲五月大極殿に雩す、大僧都に轉ず、勤操和尚入寂、實惠河内觀心寺を

立つ、

同 五年(五十五) 歲綜藝種智院を京都九條に立つ、

同 六年(五十六) 歲南都大安寺の別當に補せらる、

同 七年(五十七) 歲十住心論十卷を奉獻す、

同 八年(五十八) 歲病を以て大僧都を辭す、許されず、叡山の圓澄師等秘密の受學を請

ふ、

同 九年(五十九) 歲高野に遷り住す、穀味を絶ちて専ら禪定を好む、

承和元年(六十一) 歲遺誡の文を製す、正月御修法を禁中に行ふ、十二月奏請して勘解由

廳を内道場とし、真言院と改め、後七日の御修法を國家の永式と定

む、東寺の三綱を置く、

同 二年(六十二) 歲正月真言僧毎年三人を度するの勅許を被る、三月十五日遺告を諸

弟子に賜ふ、三月二十一日高野山に入定す、

天安元年 文徳天皇より大僧正を贈賜せらる、

貞觀六年 清和天皇より法印大和尚位を贈らる、

延喜廿一年 醍醐天皇より弘法大師の諡號を賜ふ。

### 大師の一生

今大師の一生を通觀するに、大師の系圖は皇胤に出づる者となす説と、開闢以來の功臣名族たる大伴氏に出づとの二説ありて、その大伴氏に出づと爲すの説は眞なるが如し、然り而して其の孰れにするも、大師が名家の子孫たるは争ふべからざる事實にして、又南海讚の邊陲に生れたりと雖も、國造の家柄として土人の尊重を受くる身分なると俱に、其家庭及教育の如きも、決して單に地方の一民家と同視すべからざる者ありしや明なり、然れども當時其家が頗る衰微に傾き居りしも亦事實なり、大師は斯

の如き境遇の間に生れ、天資英異、夙に神童の稱を博し、衰微の名家に生れし英兒の常として敵愾の氣象盛に、動天の大業を策して一世を驚倒せんことは其宿志なりしが如し、而して當時の大勢に於て、尤も社會の尊重を受くべきものは、官吏に非ず、博士學士に非ず、又富豪にも非ず、又武家にもあらず、南部の佛教は既に夕陽の觀を呈し、僧侶の墮落は歳を追ふて甚しきものありと雖も、猶人天の師として、三界の大導師として、或る意味に於て、僧侶は王侯のそれよりも多くの尊重を拂はるゝことなきにあらず、而してその本質より云へば厭世的なり、出世間的なり、左れば坎軻不遇の秀才、現實の社會に慊焉たるの徒は多く身を宗教界に投じて、其不遇を慰め、其社會以上の立脚地よりして以て社會を制せんとすること少なしとせず、大師も亦之に類似するの一人たるを免れずして、少より出家の志篤く、邊陲の地、不遇の家に生れたる英兒は、斯の如き希望に由つて以て其鬱悶を慰しつゝあり、而して其の舅氏が當時儒者として在京中なりし故を以て、僻郷の麒麟兒は早くも帝都に出てて其鵬翼を伸ぶるの準備に着手することをば得たりしと同時に、儒舅の意に反して出家の望を遂ぐることは頗る困難にして、其學問上即ち智識方面より來れる、宇宙人生に對する懷疑と、實際方面より來れる人生不如意の煩悶とは、遂に大師を無住の浪人たらしめたり、是れ正に大

師が二十前後の時、英氣鬱勃として滿腹の煩悶抑へんとして、抑ゆる能はず、赤手直ちに宇宙の秘奥を握らんと欲して、飢寒交々至るも敢て意とせず、或は峻岳に、或は蒼海に心身を練ること歳餘、自然の境遇は遂に大師をして、豁然自覺する所あらしめ、夫より復歸つて斷然出家の素懷を遂げ、總ての世間的、好憎毀譽に耳を假さず、日夜經典を繙いて、專心宇宙の真相を究めんことを冀ひしが、其の讀む所の經論は敢て大師の望を滿たす能はず、茲に於てか第二の懷疑は起れり、再び煩悶の淵に沈めり、然れども此の懷疑や、此の煩悶や却つて益々大師を打鞭し、大師を奮起せしむる媒と爲り、其而立の年を踰へて遂に異域に法を求めしむるに至れり、大師の在唐は其時間長きにあらず、又その主として師事せし惠果和尚の如きは甚だ偉大なる人物と云ふに非らず、又その師資の年月は僅に半歳に過ぎざりしも、大師の根本思想は全く是に由つて確立せり、爾後三十年間活動の標準は茲に定まれり、其法相、三論、華嚴、天台以上に一步を進めて、堂々法鼓を震はんとする準備も茲に整へり、蓋し當時我國の文化は今日の歐米に於ける、それと均しく、悉く唐より輸入し來り、文明の母國として總ての難問は教を彼に求めざるべからず、大師の學識は既に深奥に達し、其思索又既に至れりと雖も、其總ての結論は必ずや之を彼に仰がざるべからず、世人若し大師と惠果師との思想上

の關係を知らんと欲せば一部の秘藏記を見て之れを明らかめ得べし、秘藏記は、大師と  
惠果師との宇宙觀上に於ける問答記にして、之れに由て以て又日唐兩國の文化の關  
係一斑をも窺知し得べし。

斯くの如くにして大師は我國の佛教否思想界の革命者たるの使命を帯びて歸來せ  
り、是より先き叡山の澄師は既に急先鋒として、盛に革命の火の手を擧げ其銳鋒當る  
所碎けざるなく、古京の六宗は殆んど顔色なきに至り、殊に又其の一度入唐し幾多の  
新智識を齎して歸朝するや、其の活動は益々盛に政治上に於ける、桓武天皇の偉業と  
相待つて、思想界の革命も既に其緒に就き、其秋霜の如き性格と、剛毅の資質とは他を  
して、竦然として膚を寒からしめ、雄風上下を壓倒して、實に希代の壯觀を呈せり、此の  
時に當つて、其の半世を逆境に沈め、深く人生の機微に通じ、青年客氣の稜角全く磨し  
去られ、寛雅大謨、溫乎として玉の如き、大師は天の一方に微妙の福音を放てり、先きに  
澄師に懽服せしものは俄に先きを争ふて之を欸待し、媚附せり、況んや當時我國が唐  
の文明に心酔するの餘り、巡視的なる澄師の夫よりは實際研究的なる大師に對して、  
より多くの價値を附し、革命の主權は暗に大師の手に移らんとするの折柄、恰も好し  
嵯峨天皇の登極は大師の多能なるそれと相響影して、多くの便宜と總ての好運とは

大師の上而降れり、思想界の革命は言笑の間に行はれ、暗黙の裡に成功せり、即事而眞  
の法門現實主義は全國に遍滿普及せり。

其の一度澄師を門下に致せしが如きは、東密末徒の常に誇る所なるも斯の如きは敢  
て偉とするに定らず、偶々以て澄師が求法に熱心なると其性格の純潔なるを反證す  
るに過ぎざるのみ、吾人の見る所にては澄師や上皇及親王を門下に致せし夫よりも、  
南都北嶺の紛争に當つて飄然杖を東北に曳き、法雨を遠阪に降らせし大師は、如何に  
その宗教家らしきか、如何にその性格の圓滿なるかを知るを得ん。

吾人は亦東寺の主として、皇室の歸依僧として、宮中に出入するの大師よりは、その母  
公の爲めに慈尊院を築き、高野山上の禪室に在つて、懇に諸弟子を教誨するの大師が  
如何に偉大なるか、如何に多くの尊敬を拂ふべきかを知らざるべからず。

吾人は亦其萬濃池の別當として其功を竣け、萬世に其澤を及ぼせしは、大師の包容の  
益々大なるを知ると同時に、又より遙に其智泉の爲めに萬石の血涙を濺いて、今日に  
至るまで涙の御影を止むと云ふことが如何に神聖なるかを明言せんとなす。

殊に又吾人は、その四朝の國師として宮中に於て前後五十一回の修法を行ひ、神泉苑  
に雨を祈りしと云ふの甚だ擾々たるに嫌焉、たると同時に、其の綜藝種智院を設立し

て平民的教育を普及せしめんとすることが當時の思想として餘りに卓絶なり、餘りに偉大なりしに驚倒せずんばあらず。

大師入唐の當時福州の刺史に與ゆるの書の如き、或は補陀落山碑文の如き、又益田池の碑文の如き、其他幾多の名文優に一世に冠たるあるも、吾人は寧ろ其の閑林獨座の一詩二十八文字が如何に多讀に堪へたるか、如何に克く大師の天真を露寫せるかを思はざるべからず。

世或は大師が澄師の如く、しかく勇往直進を缺くを責めんとするものあり、然れども吾人は大師が從容不迫の間に在つて殆んど澄師を凌駕するばかりの偉業を奏せし手腕と、その永く成功に安ぜずして常に退隱の念止まざるを見て、其の宗教家としての資質が如何に上乘なりしか、將又其の世俗に對する眼光が如何に徹底せるか、殊に其志操の如何に高潔なりしかを敬慕せずんばあらず。

又大師が書道に於て、彫刻に於て、文學に於て孰れも殆んど開祖たるの地歩を占め、其の我國文化の發達に多大なる功獻を爲し、其の影響今日に至るまで連綿として史學上に、美術上に、特殊の材料を供給せしむるに至らしめつゝあるが如きは、是を大師の本領よりすれば一個の餘技に過ぎざるも、其國家社會の方面より觀察する時は決して

て等閑に附すべからざる不朽の偉績たるを失はず。

之を要するに大師は其の初め懷疑的厭世的思想に觸發せられて、出世間的消極的解脱を求め、其の一旦朗然として、宇宙の真相を解會し、人生の本義を自覺するや、直に積極的に活動し來り、極力消極的拈禪の寂靜主義を排し、卽事而眞の法幢に準じて、現世的進取主義を鼓吹し、又その大我の見地に由つて、一視同仁殆んど清濁併せ呑むの寛容主義を執り、是等の結果として、神佛習合も出て來り、平民學校も設立せられ、池普請の役人ともなり、政府の顧問ともなり、あらゆる主義を打混じて一塊と爲し、茲に全く思想界の統一を告げ、人心の向ふ所を明にし、社會のあらゆる方面に活動して、宗教と實際生活との須臾も相離るべからざるの模型を示せり、其天空海澗の宏度以て千載の下猶普天の師表として仰ぐに足るものあり、然り而して大師が斯くの如く、其對他的に寛容にして併も積極的なるに反し、其自ら奉ずるの森嚴にして、自ら處するの消極的なるに至ては殆んど想像の及ばざる程にして、大師が大師としての價値は全く茲に在りと云ふべく、吾人が精神界の偉人として尊崇する所以も亦その多くは是に在りとなす。若し夫れ眞言密教が唯一の職務とする加持祈禱の迷信的なる多きを見て今日の發達せる科學を標準として之れを云々し、以て其責を大師に歸せんとす

るが如きものあるも、是れ時代の趨向を察せざる偏見にして敢て執るに足らざるものなると同時に、深く密教の教理を會得するあらば、今の加持祈禱が單に其形式に流れて全く迷信化し居ると同時に、密教の眞義が一向斯の如き淺薄のものにあらざることを得べけん。

般若心經秘鍵に曰く、眞如佛法遠きにあらず、吾が心にして即ち近し、身を捨てて何處にか之れを求めん、

理趣經釋に曰く、大貪大痴是れ淨菩提心、是れ三摩地心と、

大師曾て其高弟に告げて曰く、成佛の近道は十善業の決行に在りと、

十住心論に曰く、豎には乗々深淺差別ありと雖も、横には智々皆平等一味なり、差別を窮めて平等に入れ、惡平等は法を亡するものなり、

一宗の所歸、眞言行人即ち僧侶としては上根上智のものたらざるべからず、然れども其所化の機類は主として癡疾孤獨のものに在りと、平民的と謂はんよりは一層慈善的なり、又眞言行人即ち僧侶としては無慾を尊び執着を嫌ひ、山居を旨とすれども、其の衆生に教ゆる所は精神の安靜平和と國利民福の増進を希ふに在り、又僧侶が酒色の爲めに濁亂せらるゝを惡んで、之を嚴禁するも、衆生の獨棲を願はず、又

その女子を虐待するを戒む、

又即事而眞の第一義は物を離れて心なく、心の活動以外に物なし、物心不二、互に抱合して一實在を爲す、物心以上に實在を求むるは空想なり、萬有の當相が直ちに眞なり、實在なり、現象以外に實在を云々するは迷へり、しかも此現象それ自身に目的を有して、活動あり、進化あり、其形骸より云へば現象なり、物なり、其活動あり、進化ある點より見れば實在なり、精神なり、此形骸と此精神と相伴ふて其目的に到るものは、即身成佛なり、

大師が根本思想は全く上述の諸句に存す、思想家としての大師を知らんと欲するものは深く翫味するを要す。

## 大師の著書

現今世に流布せる大師の著書と稱するものは二百數十部に及ぶ、然れども其眞偽固より定め難し、吾人は今茲に多少其根據明なるものを擧げん。

○秘密曼荼羅十住心論十卷 ○秘藏寶鑰三卷 ○辨顯密二教論二卷 ○即身成佛義一卷 ○聲字實相義一卷 ○卍字義一卷 ○般若心經秘鍵一秘 ○秘藏記一卷 廣略二本あ

り、略本の方大師の撰なり、廣本は二卷なりと云ふ。○秘密曼荼羅教付法傳二卷○略付法傳一卷○三教指歸三卷○遍照發揮性靈集十卷(後に編輯せしもの)○大日本經義軌三卷○大日經略釋一卷(此本異議あり)○大日經秘釋一卷○大日經開題五卷○大日經開題秘釋二卷○金剛頂經開題二卷○金剛頂經略釋一卷○金剛頂一字輪王儀軌音義一卷○同秘音義一卷○教王經開題五卷○同秘釋一卷○同義記三卷(完結し居らず)○理趣經開題五卷○同經釋四卷○眞實經文句一卷○仁王經開題二卷○法華經開題五卷○同密號一卷○同十不同一卷○同秘釋一卷○梵網經開題一卷○最勝王經開題二卷○同略釋一卷○同伽陀一卷○金剛般若經開題一卷(異本あり、又般若を頂とし、前のとも異なるものあり)○心經略釋一卷○諸經開題一卷○六佛頂經開題一卷○孔雀經開題一卷○阿彌陀經開題一卷○無量義經釋一卷○千手經開題一卷○十一面經開題一卷○浴像經開題一卷○瑜祇經行法記一卷○守護經釋二卷(異議あり)○金剛王經秘密伽陀一卷○文殊讚法身禮註釋一卷(法の字、御に造るものあり)○如意輪菩薩觀門義注秘訣一卷○釋摩訶衍論指事二卷○大日經疏文次第二卷○上新請求等經等目錄一卷○眞言、學經律論目錄一卷○三摩耶戒序二卷○授三摩耶戒文一卷○同灌頂文一卷○同表白一卷○平城天皇灌頂文一卷○嵯峨天皇

灌頂文一卷○眞言宗灌頂御願記一卷○結緣灌頂表白集一卷○遺告一卷○遺誠二卷○遺告眞然大德等文○金剛峯寺遺記一卷○五部陀羅尼問答秘論○陀羅尼義釋一卷○諸尊眞言梵字句義一卷○阿字義釋一卷○眞言二字義一卷○萬字義略記一卷○持念眞言理觀啓白一卷○十二眞言王儀軌一卷○眞言傳授作法一卷○眞言問答書四卷(異本あり、或は云ふ後の編輯と)○眞言雜問答一卷○四種曼荼羅義三卷○同口訣一卷○同問答一卷○五種供養義一卷○梵字悉曇字母釋一卷○大悉曇章一卷(此本異議あり)○悉曇雜傳鈔一卷○兩部大法緣起一卷○傳法問答一卷○秘書鈔記四卷○願文集一卷○慧日寺反徵一卷○高野往來集二卷○篆隸書字三十卷○文鏡秘府論六卷○文章肝心鈔一卷○不動尊詩一卷○不能詩一卷

此他天地麗氣記、小町傳等眞偽明ならざるもの枚舉に遑あらず。

徳道(一三九五六)奈良朝和銅時代

長谷寺開山 播磨の人、父早く喪し、後亦母没せし故に出家し、和州式上郡長谷山に止まり、異木を得て佛像を作らんと欲し、聖武帝本州稅稻三千束を賜て資用に充てしむ、遂に十一面觀音の像を刻む、其長二丈六尺、又殿を建てて長谷寺と名く、官寺に擧げら



れ封戸若干を賜ふ、神龜四年三月行基菩薩を導師として落慶供養す、茲れより靈感日に新なり、天平七年十月十五日遷化す、壽八十。

智泉(一四四四九)平安朝延曆弘仁時代

弘法大師の十大弟子の一、讃州の人菅原氏、大師の甥なり、延曆八年に生る、年九歳大師見て異兒となし、携へ歸て勤操に侍せしめ、十四歳近士となり、十六歳戒を受け、後河内高貴寺に居り、又大師に侍して高雄山に移る、時に橘皇后密に子を得んとし、師をして祈らしむ、弘仁元年果して皇子降誕す、後の仁明帝是なり、弘仁三年高雄山に三綱を設けらるゝや、師は羯磨陀那に任じ、又高野山に東南院を開て之に居る、天長二年二月十四日天す、春秋三十七、大師痛く之を慟して文を草し、孔門の顔回釋家の慶賢汝即ち之に當れりと稱す、師性至孝又繪畫を能くす。

道興大師(一四四四六)平安朝大同承和時代

弘法大師の最高弟、諱は實慧、檜尾僧都と號す、佐伯氏讃州多度郡の人、初め儒學を修め、後大安寺泰基に師事して性相を學び、延曆二十三年戒を稟け、弘法大師入唐歸朝して

密教を唱ふるや、其門に歸し、弘仁廿年二十五歳にして兩部灌頂の職位を受け、弘仁三年高雄山の三綱の一たる寺主に任ぜられ、大師の高野山開創には先づ地形を相して一草庵を立て、天長二年東寺に於て兩部の最極秘事を相承す、四年河内國錦部郡雲心寺の趾に觀心寺を創めて修觀の場となし、大師の入定せらるゝや、我滅度の後汝等宜く實慧を以て師表と爲せ、吾道の興らんこと専ら大徳の力に在り、人天の師邦國の寶誰か此人に若んやとの遺囑を受けて日本第二の大阿闍梨となし、承和三年東寺長者に補し、八年結緣灌頂を嵯峨太皇後に授く、十年に上表して東寺に傳法結緣の兩灌頂を修せんことを請ひ、灌頂院を開きて傳法灌頂を眞紹に授け、翌年結緣灌頂を修行し、是より春秋二季の永式と爲す、六年高野山に大日經疏を講じ、十四年大傳法會を興し、晚年河内に歸休し一隱棲の地を構ひ法禪寺と號し、承和十二年十一月十七日寂す、壽六十二、東寺を督すること凡そ十二年、後安永三年八月道興大師の諡號を賜ふ、門下安祥寺慧運禪林寺眞紹宗叡あり、其著檜尾口訣二卷は末徒の龜鑑とする所なり。

堅慧(一四五〇頃)院政、保元時代

室生山主、生國等を詳にせず、常に法華を誦し諸教相に通ず、室生山に居る、弘法大師に

相會して最も重ぜられ、傳教大師に送る文中に心機商量の友と稱せらる、承和年中菩提妙法の兩寺を營み、嘉承三年室生山麓に佛隆寺を創む、弘法大師の事相の秘肝を傳へたりと稱し、世に之を土心水師竹木目底の秘事と云ふ、土心は堅慧の略字にて水師は法師なり、竹木目は合せて箱となる、示寂の年月を知らず、或は入唐し後に入竺を企てたりと傳ふ。

### 道雄

(一五一一死) 平安朝

大同時代

海印寺の開山、俗姓は佐伯氏讃岐多度郡の人、圓珍の伯父なりと云ふ、初め法相寺の慈勝に投じ、唯識の訣を受け、東大寺長歳に華嚴を學び、兼て因明を究め、本朝華嚴宗の正派を繼ぎ、第七世の祖となる、後弘法大師に師事すること多年、天長の初年兩部灌頂に沐し、般若三藏所傳の顯密開合の旨を授けらる、後山城乙訓郡木上山に海印寺を開き、真言華嚴を宣揚し、嘉祥三年權少僧都に補せらる、仁壽元年六月八日寂す、後僧正を追贈せらる。

### 泰範

(一四三七生) 平安朝

延暦

時代

弘法大師十大弟子の一、初め傳教大師に學て聲譽あり、弘仁廿年比叡山にありて傳教大師と相謀り、住持佛法の三章を立て、共に天台宗を興隆せんことを誓ひたりしが、二年八月に至りて弘法大師を敬慕して遂に其門に赴きたるを以て、傳教大師は之を惜みて屢々書を致して歸山を勸むるも歸らず、弘仁三年高雄山に結緣灌頂に沐し、弘仁七年高野山の下賜に會するや、師は道興大師と共に高野山の開創に従ひ、承和四年東寺定額僧となる、時に年六十、法臘卅六、後終る所を知らず。

### 圓行

(一五四〇)

平安朝

弘仁時代

入唐八家の一、左京一條の人、十一歳にして元興寺歳榮に投じて得度し、十六歳にして華嚴の度者となる、十八歳弘法大師の室に入り、二十五歳灌頂に沐し、後杲隣を拜して其付法嫡子となる、智辯一世に勝れ、道興大師の上奏に依りて入唐し、國産を惠果和尚の廟前に供し、以て其以前眞濟眞然兩師の入唐を果さざるの遺志を繼ぎ、義眞を始め、其他光辨、圓鏡等に會して法義を談ず、帝其遠遊の志を喜びて、内供奉講論大徳に任じ、冬服六十四諸器を賜りぬ、又義眞等より弘法大師廟前に供する國産を托せられ、承和六年十二月歸朝し、經論六十九部百三十卷、佛舍利三千粒、曼荼羅三張、畫像十鋪、道具十品

を請來し、城北の靈巖寺に居り、後播州大山寺を開き、天王寺最初の別當に補し、仁壽三年三月六日化す、春秋五十四。

### 眞濟

(一四六〇)

平安朝 弘仁時代

高雄山第二世、左京の人、紀氏世に高雄僧正又は紀僧正と云ふ、初め儒典を學び、後に弘法大師の門に投じ、弘仁十一年大師に隨て東國に遊び、天長三年傳法灌頂に沐して阿闍梨となる、時に年二十五、時人之を奇とす、其卓識知るべきのみ、七年より約三年大師に諸密軌を相承し、之を編して高雄口訣と云ふ、九年火食を斷ち、高雄山に入りて苦行し、大師入滅の後は高雄山及び宮中眞言院を管し、翌年眞然と共に入唐を企て、遣唐使と共に發船せしも颶風の爲めに果さず、歸りて高雄山に住す、四年嵯峨帝の皇子源鎮其門に歸して得度し、名を白雲と改め、承和七年神護寺別當となり、十年二ノ長者に加す、二ノ長者茲に始る、十四年正に轉じ一ノ長者に加す、五重塔を神護寺に建て、五大虚空藏の像を安じ、僧七人を置き、春秋二期に大法會を設け、虚空藏經十輪經等を讀ましむるを永式となす、齊衡三年僧正に任ぜらる、眞言宗にて僧正に任ぜられしは、師を初めとす、茲に於て大師に其榮任を譲り奉らんことを請ひ、乃ち大僧正を大師に賜ら

れ、師は舊の如し、此の如く文德帝に優遇せられしが、文德天皇崩じて、清和天皇即位し、藤原氏專横の世となるに及て高雄山に歸休し、貞觀二年二月二十五日唱寂す、年六十一、師詩賦國歌を能くし、大師門下中最も秀たると稱せらる、大師の詩文を集めて性靈集と稱し、其著は高雄口訣五部肝心記、空海僧都傳等あり。

### 眞如

(一五二二)

平安朝 弘仁時代

眞如親王は平城帝の第三皇子にして、名を高岳と稱す、或は亭子親王と云ふ、嵯峨天皇即位するに及びて皇太子に登りたるが、弘仁元年藥子の變あり、廢せられて親王となる、茲に於て斷然意を決して出家し、東大寺に居り三論を道詮に、法相を修圓に、學び、後弘法大師に隨て兩部灌頂を受け、承和二年平城帝の舊宮三十餘町を賜はり、不退超昇の二寺を建立し、齊衡二年東大寺大佛修理の總檢校に任じ、鞠躬功を收め、貞觀三年無遮大會を設て三千餘の僧を供養し、四年宗叡禪念等と共に渡海し、青龍寺法全の下に兩部灌頂を受け、懿宗皇帝に重ぜられ、勅に依て法和尚をして經論を授けしめらる、在唐四年諸州を遍歴せるも、寺塔の大なるは日本の大安寺に超ゆるものなく、徳の高きは弘法大師に優るものなきを嘆じ、大聖釋尊の靈跡を看んことを企て、孤影飄然天山

南路の嶮を蹈んで入竺の道に上る、是れ廢太子の年より五十八年の後にして齡將に八旬前後なり、其意氣の盛なること古今比なし、後元慶五年入唐留學僧中璿狀を具して親王は羅越國に於て薨すと、或は云ふ餓虎の腹に葬らると、弟子一演は親王の後を受けて超昇寺座主に任ぜらる。

常曉（一五二六死）平安朝弘仁時代

入唐八家の一、山城法琳寺の別當、或は大和秋篠の人なりと云ふ、幼にして捨てられ、元興寺豐安に隨て出家し、弘仁六年東大寺にて具足戒を受け、後弘法大師に従ひて灌頂に沐し、天長六年御齋會の導師となる、承和五年遣唐使に従ひて入唐し、揚州の棲靈寺文瑞に大元帥法を傳へ、又花林寺元照に學び、承和六年八月歸朝し、七年山城宇治郡法琳寺に大元帥の靈像祕法を安置し、仁壽元年眞言院御修法の例に准じて毎年正月八日より七日間大元帥の法を修せんことを請ひて許され、齊衡三年祈雨し法琳寺の山號を福德龍王山と改む、貞觀八年十一月三十日寂す。

惠運（一五三八）平安朝天長時代

入唐八家の一、安祥寺の初代、京都の人、東大寺中繼泰基の兩師に性相一乘を學び、承和四年道興大師に灌頂を受け、翌年慈覺大師と共に入唐し、義眞の下に傳法灌頂を受け、在唐十年諸密軌を學ぶ、偶々會昌の毀佛に會し、青龍寺の鎮守を持し、慈覺大師と共に商船に投じて肥州に歸る、其請來する所の經卷二百餘部を献ず、是より先仁和帝山科に安祥寺を立て淳和大后の壽算を祈る、乃ち師に勅して之に居らしめ、貞觀元年年分度者六人を賜ひ、六年度者受戒の廢頽を憂へ之が恢復を奏請し、十一年東大寺事務に補し、十三年九月二十三日寂す、壽七十四、愛染明王次弟は師の請來する所にして安流其秘法を相承すと稱す。

眞紹（一四五七）平安朝貞觀時代

禪林寺開山、禪林僧都又は石山僧都と云ふ、甫て十才弘法大師に親附して大安寺に住し、弘仁十二年具足戒を受け、承和七年東寺の少別當となり、承和十年東寺に於て傳法灌頂に沐し、日本第三阿闍梨となる、十四年道雄を超へて二ノ長者と爲り、齊衡元年正月一ノ長者に代て宮中後七日御修法を修し、貞觀五年河内國觀心寺を京都に移轉して禪林寺と名け、茲に密乘を宣揚し、六年法印和尚位權少僧都に任ず、權官は之を初例

となす、十一年正に轉じ、十五年七月七日寂す、年七十七、門下に宗叡あり。

道昌(一四三三—一四五八)平安朝 弘仁時代

弘法大師十大弟子の一、姓は泰氏融通王の後裔、延暦十七年讃岐香川郡に生る、元興寺明澄に師事し、三論を學びて著はる、弘仁八年度を受け、翌歲東大寺にて受戒し、天長五年神護寺に於て灌頂壇に昇り、七年宮中佛名會の導師となり、承和三年檀林寺の落慶供養導師となり、太秦廣隆寺の主務に補す、三年隆城寺に移り住す、貞觀元年宣を受け、大極殿御齊會の講師となり、此年嵯峨の葛井寺を修し規模を改め福智山法輪寺と云ふ、十二月少僧都に任じ、十七年二月九日隆城寺別室に寂す、壽七十八、承應三年春勅して僧正を追贈す。

宗叡(一四六四—一四九四)平安朝 天長時代

後入唐僧正又禪林僧正と云ふ、京都の人、俗姓は池上氏、眞紹僧都の族甥なり、年十四歲比叡山に載鎮を禮して剃髮し、宗叡と稱す、興福寺義演に法相、延暦寺座主義眞に天台を學び、智證大師に兩部の密法を受け、後ち入密して東寺實慧に金剛界を受け、更らに

眞紹を禮して阿闍梨灌頂に入る、清和天皇の寵遇殊に厚く、貞觀四年眞如親王に従ひて入唐し、汴州の玄慶に金剛界灌頂を受け、青龍寺法全に胎藏界灌頂を受け、金杵儀軌等を付囑せらる、後慈恩寺造玄興善寺慧輪等に隨つて眞言の秘軌を探り、再び天台山に教觀を凝らし、適々李延孝來朝するに逢ひ、共に船に乗じて大宰府に着す、時に貞觀九年なり、諸師の請に因り東寺に灌頂壇を開き、十六年清和天皇に三昧耶戒を授け、兩部大曼荼羅を宮中に安置す、元慶三年東寺の長者に任じ、此年清和上皇圓覺寺を立て落飾し、師に隨て灌頂を受け圓覺と稱す、冬僧正に任ず、師は博識豁達弘法大師以後の入唐家中特に秀てしを以て、後入唐僧正と稱せらる、弘法大師の兩部一雙の相傳は、師に依りて兩部各別の相承に傾けり、元慶八年三月二十六日寂す、壽七十六、其著胎藏次第、眞言疑目、請來錄等あり。

恒寂(一四八六—一五四五)平安朝 承和時代

大覺寺派祖、俗名は恒貞、淳和帝の第二子、天長二年に生れ、年九歳にして皇太子となり、小野篁春澄善繩の諸士に學び、文翰に巧に艸隸に秀て諸藝に通ぜざるなし、故に帝非常の器として尊重し、屢々儲位を辭するも許されず、偶々承和九年變あり、廢太子とな

密教僧寶

三

り淳和院の東亭に居り、嘉承二年二十五歳にして落髮し、貞觀二年に具足戒を受け、清和天皇の勅に依て眞如親王に從て秘密灌頂に沐し、嵯峨天皇の故寓を改めて大覺寺となし、丈六の阿彌陀如來像を彫み、諸經論を安置し、仁和元年九月十一日淨服禪座して寂す、壽六十。

源仁(一五四七)平安朝承和時代

南池院僧都と云ふ、初め奈良の護命に法相宗を學び、後道興宗叡に受法し、遂に法光大師の正嫡となる、元慶二年内供奉に進み、仁和元年少僧都に任じ、一ノ長者となる、常に南池院にありて宗義を講論し、識徳一世に高く、本覺大師、理源大師の兩偉人は其門に出で、其血脈を相承せり、仁和三年十一月二十三日寂す、壽七十。

眞然(一五五四)平安朝仁長時代

高野山第二代弘法大師の甥なり、延暦二十三年生る、幼にして弘法大師に師事し、初め大安寺に居り、後法光大師に隨て付法灌頂し、承和元年大師の命により高野山の後繼となる、三年眞濟と共に入唐せんとせしが颶風にて果さず、仁壽七年詔により仁壽殿

に於て宗乘を論議し、權少僧都となり、二の長者に加補し、翌年一ノ長者となり、能く大師の遺風を嚴守せり、寛平元年僧正となり、三年九月十一日中院に寂す、壽八十八、寺務五十六年、東寺を管する七年、世に中院僧正と稱し、又後僧正と云ふ、眞然僧正記一卷等あり。

壽長(一五五六)平安朝貞觀時代

龍光院第三世眞然の資、貞觀十七年然師に代りて山務を攝し、寛平元年然師の付囑を受け、席を董す、同年座主に任ず、是れ山家座主職の初なりと、同三年座主職を無空に譲り、同八年中院に示寂す。

本覺大師(一四八七)平安朝昌泰時代

廣澤流の太祖、法名益信、圓城寺僧正と云ふ、備後の人、紀氏行教の胞弟なり、幼にして禪林寺宗叡の室に入り、大安寺に在り、法相宗を學び、石清水八幡の最初の別當に任じ、宗叡の没後南池院源仁に隨て、傳法阿闍梨位灌頂に沐し、兩部の大法を傳ふ、源仁は宗叡將來の青龍寺儀軌般若三藏所傳の華嚴經を以て傳法の印璽となす、蓋し源仁の下に

益信、聖寶兩秀ありしを以て、益信には宗叡系の印璽を授與せしものなり、寛平三年長者に任じ、六年法務を司る、同時に聖寶を權法務となす、兩龍象の盛名遐邇に振ひ、密教最も顯る、昌泰二年宇多上皇落飾して仁和寺に入り師に隨て得度し、翌年僧正に任ず、延喜元年十二月東寺に於て、字多法皇の秘密灌頂の阿闍梨となる、僧正曾て尙侍藤原淑子の妖病を祈りて驗あり、淑子其椿山莊を捨て寺となし、僧正をして居らしめ圓城寺と稱す、延喜六年三月七日圓城寺に寂す、世壽八十、後、花園天皇の徳治三年二月本覺大師の謚號を賜りたり、付法には神日圓椿等十六人あり、其著金剛頂蓮華部心念誦次第八卷あり、世に圓城寺八卷次第と稱して秘襲せらる。

### 寛平法皇(一五二九)

廣澤流第二祖、寛平法皇と號す、雙角の年叡山に登り、法會を觀て其殊勝に感じ、諸寺を歴遊して歸るを忘れ出家せんとす、年二十一にして即位し、在位十年にして位を皇太子に譲り、昌泰二年十月十四日本覺大師を禮して落飾し、法名を空理と改め、太上天皇の尊號を辭して法皇と稱す、是を法皇號の始めとす、仁和寺に圓堂を創し、金剛界三七尊並に外院の三昧耶形を安置し、本覺大師をして慶讚導師たらしめ、十一月東大寺

に授戒す、三年南山に幸し、延喜元年十二月十三日東寺に於て本覺大師を禮して阿闍梨位灌頂に沐し、灌頂號を金剛覺と稱し、廣澤第二祖となる、其法會の盛大なると前古比なし、後多く此嘉例を追ふを以て、密教の法會自ら貴族風に化せり、四年御室を仁和寺に營みて是に居り、圓堂を營み、嘗て人君たりし時に百姓の諸惡を作りしは我政の善からざりしに由る、我今出家して善業を積み、以て萬姓を救濟せんと誓願し給ふ、是より仁和寺を御室と呼び御所と稱す、後に南山に幸し、熊野に詣て、醍醐山觀賢に傳法し、比叡山增命に學び、圓珍の下に受法し、諸流を統べ究む、延喜八年東寺灌頂院に於て眞寂親王に傳法灌頂を授け、同十八年大覺寺に於て寛空に付法瀉瓶し、承平元年七月十九日仁和寺南御室に崩御す、寶算六十五、遺命に依り火葬し、國忌山陵を置かず、著す所、金胎兩部の念誦法各二卷あり、世に之を法皇の二卷次第と稱し、今尙之を用ふ。

### 眞寂親王(一五六八生)平安朝延喜時代

仁和寺觀音院の開山にして、世に法の三宮と稱せらる、宇多天皇第三皇子にして俗諱を齊世と稱し、延喜三年父寛平法皇を禮して落飾し、練行懈らず、研學最も勉め、密に眞如親王に劣らざらんとを勤む、八年法皇に隨て灌頂院に傳法灌頂に沐し、宗叡の傳悉

く相付せらる、親王或時弘法大師を夢み大に信を起し、千手觀音像を彫み之を安置して觀音院と爲す、仁和寺歴世灌頂を此院に行ふを例とす、其著書約四十部あり、金胎曼荼羅及念誦法並に灌頂護摩宿曜梵語に涉りたるも、梵漢語說集百卷の如き大著は今世に傳らず、僅に胎藏曼荼羅諸說不同記、孔雀經音義序、不灌鈴等存するに過ぎず、諸說不同記の如きは、曼荼羅研究者に採りては唯一無二の寶冊と稱せらる。

### 理源大師(一四九二—一五六九)自清和至宇多朝

醍醐山開基修驗道の祖、諱は聖寶其徳を崇めて尊師と呼ぶ、京都の人、天長九年に生る、天資英邁、十六歳法光大師に投じて出家し、南都に學び、三論を願曉、華嚴を玄榮、唯識を平仁に學び、仁壽二年東大寺戒壇院に受戒し、貞觀二年法光大師より受明灌頂を受く、十一年維摩會の講師となりて、聖賢義二空比量義を述べ、大に四筵を驚す、尊師は平民佛教を興さんと欲し、常に諸方に遊化す、十六年醍醐山を相して淮胤如意輪の二尊を安置し、修觀自ら勤め、且役小角の遺風を慕て孔雀經法を修し、金峰山を開き、僧俗無二の深旨に依り修驗道を再興し、仁和三年傳法灌頂を源仁に受けて、大阿闍梨となる、先に東大寺に東南院を建て三論の道場となし、毎朝醍醐山より出て、吉野山に詣り、東

南院に憩ひ、十時に歸れりと傳ふ、寛平二年貞觀寺座主となり、七大寺檢校に補し、六年十二月東寺權法務に補し、二長者に加し、七年弟子觀賢に傳法灌頂を授け、八年千手觀音四天王像等を東寺に安置し、延喜二年權僧正に任じ、其六月孔雀經法を修して祈雨し、醍醐山五大堂を立て中尊は自ら之を彫む、六年一ノ長者に任じ、七年醍醐山を大官寺となし、醍醐帝師資の禮を取る、九年勅に依て求兒の祈禱をなし、朱雀村上の兩帝降誕せしを以て、天皇七重大塔及び殿堂を山上に建て封戸を寄す、九年六月深草普明寺に於て病に罹り、陽成宇多二上皇車駕親臨し給ふ、七月六日遂に寂す、壽七十八、醍醐帝嚙嚙及び白布二百反を賜ひ葬費に充て給ふ、其著すもの持寶金剛次第あり、其所持の如意は東南院に珍藏し、其後此を執らざれば維摩會の講師を勤むる能はずと。

### 無空(一五七八死)平安朝寛平時代

高野山座主、眞然の資、寛平三年座主に補せらる、昌泰三年寛平法皇登御中院に入り、祖廟禮拜の導師となす、延喜十二年觀賢三十帖策子を東寺に返さんことを迫る、師乃ち山州園提寺に走る、此れ違勅の咎めを避くるに在り、噫、無空は座主職を以て策子に換へ、榮利を蔑視して法文を尊重す、其心事亦以て憐むべしとなす、延喜十八年六月二日



蓮臺寺に寂す。

觀賢(一五五〇—一五八五)平安朝延長和時代

東寺長者般若寺開山、世に般若寺僧正と云ふ、讃州の人、仁壽三年生る、聰敏麗智、理源大師讃州に巡化するの日、路傍に手を洗はんとするや、童あり其水は不淨なりと、理源大師諸法に淨不淨あらんやと、童曰く淨不淨なくば何ぞ手を洗ふやと、理源大師其奇才を愛して携へ歸る、是れ即ち觀賢なり、能く師に事へ南北に學を研め、維摩會の堅義を勤め、雷名四近に振ふ、般若寺を開て之に居り、寛平七年東寺に於て理源大師に傳法灌頂を受け、延喜九年長者に昇り、十年勅して灌頂院に於て弘法大師に御影供を修行し、後世の範となり、今日に至るまで連綿絶えず、都鄙共に行はる、十二年法務に任じ、十年東大寺檢校に補し、十九年醍醐山座主と爲る、此職觀賢に始れり、山上に一精舍を建て、中院と名け、五大尊を安置す、廿一年高祖諡號を奏請し、弘法大師と勅諡せらる、茲に於て自ら使となりて高野山廟前に捧ぐ、高野山座主其徳を偉なりとなし、座主職を讓る、寛平法皇醍醐山に幸して受法し、尋て仁和寺別當となる、延長三年僧正に任ぜられ、夏病に臥し、六月十一日寂す、壽七十三、其著大疏鈔四卷は、世に般若寺抄と稱して尤も尊

崇せらる。

觀宿(一五五〇—一五八八)平安朝元慶延長時代

東寺長者、和州の人、承和十一寺誕し、東大寺道義師に隨て出家す、華嚴の旨に達し、後法光大師の室に入り、延喜十年内供奉となる、又理源大師に隨ひ傳法灌頂を受け、十七年東寺別當に補し、十八年權律師に任ず、延長三年長者に晋み、四年濟高の奏に依りて高野山別當に補せり、是れ野山執行の始たり、六年大僧都となり、十二月十九日化す、壽八十五。

延徹(一五八八—一五八八)平安朝寬平延喜時代

醍醐山座主、京都の人、初め三論宗に入り、東大寺に學び、後理源大師に従ふ、一日師と共に宮中に入る、上皇徹の才を愛して、直に僧綱に任ぜんとす、徹未だ三會の講師を經ざるを以て、國法の禁ずる所、之を私せずと固辭して受けず、後延喜十年最勝講の講師に任ぜらる、や、宮中より直に講會に赴き、理源大師所持の如意を持って講席に昇る、後永く此の如意を持するを恆例となす、理源大師の傳法灌頂に沐し、醍醐寺座主となり、延

長六年權少僧都に任じ、十二月十三日寂す、壽七十三。

醍醐天皇（一五四〇—一五五〇）

醍醐山三代聖靈の御一人、天皇は宇多帝の皇子にして母は藤原胤子なり、父は仁和寺二世阿闍梨となり、母は勸修寺の創立者なれば、天皇は其意を受けて、延喜三年七月には宸筆を振ふて法花經を觀修寺に納め、理源大師に隨ひ宮中眞言院に於て、灌頂壇に登り、醍醐山上山下諸伽藍を建立し、延長四年落慶供養の盛儀を舉げ、又十六皇子を以て十六大菩薩に擬し、銀鐘を鑄治し、自ら銘を撰し、曉驚雪叩之老眼、夕促日沒之梵唱と刻す、遺詔に依り、崩後醍醐山下に葬り、玉骨を山上念覺院に納む。

會理（一五五一—一五九二）平安朝延喜時代

師は法徳の他、繪畫の妙を極む、承平元年東寺の長者に任じ、同五年權少僧都に任ぜらる、其畫く所國寶に列せられたるもの多し、承平五年十二月廿九日寂す、壽八十四。

貞崇（一五二六—一六〇四）平安朝延喜時代

東寺長者鳳岳寺開山、京都の人、貞觀八年に生れ、慧宿の上足なり、天性隱遁を好み、鳥羽に鳳閣寺を立て、之に居り、鳥羽の僧都と稱せらる、延喜二年理源大師に灌頂を受け、延長八年醍醐寺座主に補し、帝不豫なりしかば召して護持せしむ、偶々崇一夕人と談るを聞く、傍人怪て之を見れば唯一人なり、其故を問へば、稻荷明神帝の起ざるを以て來り、醫藥を指示すと、承平三年二ノ長者に加し、天慶元年少僧都に補し、五年一ノ長者に進み、七年七月廿三日化す、壽七十九。

一定（一五四〇—一六〇五）平安朝延喜時代

醍醐座主、觀賢の下に學び、石山淳祐と共に延長三年傳法灌頂に沐し、天慶五年醍醐山座主に任じ、此年維摩會の講師を勤め、同八年小栗栖秦舜急病たるに依て、代て大元帥法を修す、僧綱に任ぜざるものにして此事を勤むるの初例なり、其年十二月權律師に任じ、醍醐山上は東院を建て、禪觀に耽り、天曆元年二月九日寂す、壽六十六、定は三論眞言を兼學せしを以て、其の末葉後に壺坂流となりぬ。

定清（一五四七—一五七四）平安朝元慶時代

定清方の祖、又は定誓とも書す、世に加賀の僧正と云ふ、金剛王院流實賢の下に仁和三年五月大門寺に於て傳法灌頂を重受し、一家見ありしを以て、其流を定清方と云ふ。

濟高 (一五三〇三) 平安朝 天慶時代

勸修寺別當始祖、右大將源多公の子貞觀十二年に生る、元慶二年勸修寺承俊の室に入り、延喜二年理源大師に傳法灌頂を受け、勸修寺最初の別當に任じ、藤原胤子繡曼茶羅法華經等を寄附し、金堂を建立するや、慶讚尊師を勤め、尋て高野山座主に任じ、六年長者に補し、兼て東大貞觀兩寺の座主となり、天慶二年累進して大僧都に任じ、四年高野山に三昧堂を建て、五年十一月二十五日寂す、壽七十三。

朱雀天皇 (一五八三) 平安朝 天慶時代

醍醐三代聖靈の御一人、醍醐帝の第十一皇子、承平元年即位し、天慶十年位を皇太弟に譲り、醍醐山東院に幸して、定助に密教の旨を開き、東院を以て官寺となし、下醍醐に大講堂清涼堂影堂灌頂堂五重塔八幡祠を立つ、清涼堂は清涼殿の舊材を移す所なり、六年三月十日定助に隨て出家し、暫く仁和寺に居り、尋て別院に居り、密觀に耽り、天曆六年八月十五日崩す、鳳算三十。

淳祚 (一五五〇三) 平安朝 延長時代

小野流第二祖、石山内供と稱せらる、祐は山城の人、菅原淳茂の子にして、管丞相の孫なり、幼にして家塾に就て學び、又觀賢に侍し、弱冠にして東大寺に具足戒を受け、延長三年二月般若寺に於て師に隨て傳法灌頂を受け、正嫡を繼ぐも、矮軀にして跛の爲めに庭儀灌頂の如き盛儀を修する能はず、故に醍醐山座主職には一定をして任ぜしめ、自ら研究に従事したるを以て、其著作最も多く、石山七集、石山脇机記、石山道場觀等世に最も行はる、天曆七年七月三日寂す、壽六十四。

定助 (一五六七) 平安朝 承平時代

醍醐座主、朱雀村上兩帝の師、東院律師と稱す、初め東大寺延徹の法を受け、後ち醍醐山一定の法脈を繼ぎ、觀賢の遺趾たる山上中院に居り、天曆元年朱雀上皇に結緣灌頂を授け、尋て村上天皇に授く、延徹の系を東大寺法藏に、一定の系を慶助に授與し、天徳元年四月十三日寂す、年七十七。

村上天皇(一五八七—六二七)

醍醐山三代聖靈の御一人、延喜帝第十四皇子、朱雀帝と同母弟なり、天慶九年即位し、定助を召して密要を問ひ、是より朱雀帝と兄弟互に密教を研ぎ、下醍醐に五重塔八脚西大門を建て、康保四年位を皇太子に譲り、幾くもなくして崩す、聖壽四十二。

寛空(一五四二—六三〇) 平安朝 延喜 安和 時代

上品蓮臺寺開山、廣澤第三祖、宇多法皇の侍童、始め神日に隨て斷穀修行し、東大寺に法相宗を學び、觀賢高野山に大師の謚號を奉るの日相待して登山す、延喜十八年八月大覺寺に於て宇多法皇に傳法灌頂を受けて付法の正嫡となり、仁和寺圓堂院を司る、四年金剛峯寺座主、六年仁和寺別當となり、天曆三年東寺長者に任じ、天德四年權僧正に任じ、其九月上品蓮臺寺開堂供養を行ふ、禁殿に法零等の修法をなすこと八回、應和元年六月仁壽殿に觀音像を安置せらるゝに際し、開眼を行ふ、天祿二年諸職を辭し、三年二月六日化す、世壽八十九、付法八人あり、世に蓮臺寺僧正といふ。

救世(一五三〇—六三〇) 平安朝 延喜 康保 時代

東寺長者、字は善集と云ふ、始め叡山相應に隨て出家し、神應寺に居り、又南部に遊び、勝祐の弟子となり、性相台宗を學び、後寛空の下に傳法灌頂を受く、師は最も聲明の達人にして、世に其韻曲を救世舞と稱す、醍醐天皇其宏才を愛し、大師の眞蹟並に五股杵を賜りしが、救世高野山に登りて聲明を傳へ、其居所善集院に恩賜の品を納む、後京に歸り、應和三年七月請雨經の法を修し、雨を祈りて驗あり、天祿二年東寺長者に補し、四年逝く年八十四。

寛忠(一五六三—六三三) 平安朝 承平 天祿 時代

池上寺開山、東寺長者、宇多法皇の孫、法皇の室に入りて難染し、淳祐に學び、後寛空の傳法灌頂に沐し、雙岡に池上寺を創めて之に居る、孔雀經法を修して靈驗を得、安和元年權律師に任ず、皇孫にして僧綱に任ずるの初例なり、翌二年五月三長者に補す、是れ長者四人の初例にして、即ち寛空救世寛忠定照是なり、貞元二年四月二日寂す、壽七十二。

定照(一五六七—六四四) 平安朝 天曆 時代

大覺寺初代、仁敷の室に入りて出家し、法相宗を學び、維摩會の講師となり、最も總持を

得、持律嚴正にして常に法華を誦す、康保元年寛空より傳法灌頂を受け、大覺寺に住す、後興福寺一乘院に移轉して以來、大覺寺は興福寺の兼攝する所となれり、貞元二年東寺長者に補し、永觀二年三月寂す、年七十八、諸弟に遺命して曰く、我死屍は必ず法花經を誦せん、必ず火葬すること勿れと。

### 圓融上皇(一六六一—一六五九)

法名を覺如、灌頂號を金剛法と云ふ、仁和二年九月即位し、治世十五年、永觀元年圓融寺を立て、翌年讓位し、寛和元年八月二十九日寛朝に就て落飾し、覺如と稱し、圓融寺に移る、翌年東大寺に受戒し、永延三年東寺に於て寛朝に隨て傳法灌頂を受く、時に年三十一、一條天皇大齋會を設けて之を祝す、翌年圓融寺に五重塔を立て五佛を安置するや、上皇自ら慶讃の導師となりて傳燈阿闍梨たるを證す、正曆二年二月十二日崩す、實壽三十三。

### 元杲(一五七一—一六五五)平安朝 承平 延平 時代

小野流の第四祖、字は眞言房と云ひ、延命院僧都と號す、延喜十四年産す、九歳にして勅

學院に入るも俗を好まず、醍醐山元方の室に入りて出家す、東大寺に受戒し、明珍に性相を學び、維摩會法華會の堅義を勤む、一定を禮して兩部の大法を受け、又天曆三年八月石山淳祐に傳法灌頂を受け、去て延命院に任じ、康保元年大旱するや、神泉院に祈雨して、法驗あり、翌年淳祐の命に依て庭儀式を行ひ、香隆寺に寛空に隨ひ具支灌頂に沐す、茲に於て野澤の兩流を盡せり、五年春護持僧となりて宮中を出てず、天祿三年勅に依て再び祈雨し、功に依て權律師に任じ、六年長者に任じ、承觀二年大僧正に任ぜられんとするを辭し、永延二年諸職を辭し、長徳元年二月二十七日蟬脫す、壽八十二、其撰金剛界次第、胎藏界次第は今に至るまで未だ之を襲用し、九會密記、三部祕釋は兩界曼荼羅の古釋として尊重せらる。

### 寛朝(一五九六—一六五八)平安朝 天徳 時代

廣澤流の大成者、遍照寺開山、寛平法皇の孫、年十一にして法皇の室に入りて得度し、寛空に隨て傳法灌頂に沐し、大日如來より第十四嫡傳の阿闍梨となれり、法驗を以て顯れ、始め香隆寺に居り、康保四年仁和寺別當となる、天元四年宮中に五壇法を修するや、中壇不動法は天台の良源にして、東壇降三世法は僧正之を勤め、共に生身の明王を感

ぜりと傳ふ、東寺長者に任じ、永觀元年圓融寺の創建せらるゝや唱導師を勤め、勅して封百戸を賜ふ、翌年東大寺事務に補し、寛和元年圓融上皇出家の戒師となる、翌二年大僧正に任ず、眞言宗大僧正に任ずるの初例なり、永祿元年三月九日圓融上皇東寺に於て僧正を禮して傳法灌頂に沐し、宇多法皇の嘉例を模し給ふ、華山帝廣澤遍照寺を創め十月落慶し、寛朝を開山となし之に居る、二月濟信に瀉瓶し、本覺大師以來の法流を大成して盛に法輪を轉じ、一世の譽望を荷へり、其門に集るもの數百人、其流を汲むものを廣澤流と稱す、長徳四年圓教寺の落慶供養導師となり、其六月十一日化す、年八十四、世に遍照寺僧正と云ふ。

雅眞 (一六五九死) 平安朝 天徳時代

高野山座主、姓氏明ならず、和歌の總講師と稱せらる、天曆年中淳祐より傳法灌頂を受け、石山に住す、時に紫式部石山に來りて源氏物語を記せり、三條天皇儲君の日優遇を受け、永觀元年高野山檢校となる、是れ野山檢校の始たり、高野山興隆に力を致したるも、正暦五年高野山雷火に焼けしかば唯御影堂のみを建て、山麓の天野山に居りしを以て世に天野檢校と云ふ、長保元年三月廿一日寂す、山務を領する凡て四十餘年。

眞興 (一五六九一) 平安朝 長徳時代

小島流の祖、野山南院の開祖、河内國平石殿の家に誕し、始め唯識を學びて其奥に達し、後に仁賀に傳法灌頂を受け、野山に登て南院を開基し、後小島寺に住して密教と唯識とを合せて宣揚す、偶々宮中に修法して弘法大師御請來の兩部曼茶羅を布施に受く、今の小島曼茶羅是なり、寛弘元年十月廿四日寂す、年七十四、今尙其血族ありて年回毎に南院に來り焼香するを例とせり、付法に維範、利朝等あり。

雅慶 (一五八四) 平安朝 天曆時代

寛朝の胞弟、年十一にして興福寺遍覺の室に入て剃髮し、寛朝を禮して傳法灌頂に沐す、勸修寺長吏に補し、仁和寺別當、東寺長者に任ず、圓融上皇の東寺灌頂の時は教授阿闍梨を勤む、後東大寺別當となり、寛弘八年大僧正に任じ、寶滿院を創して開山となる、光慶に付法し、長和元年十月二十五日寂す、年八十九。

濟信 (一六一四) 平安朝 永元時代

仁和寺北院大僧正と云ふ、敦實親王の孫にして天曆八年に生る、勸修寺雅慶の室に入り、承祿元年權律師に任じ、仁和寺別當に補し、北院に居る、其十二月二日遍照寺金堂に於て寛朝を禮して傳法灌頂を受けて正嫡となる、長徳二年二ノ長者となり、後東大寺の別當に補す、寛弘十一年二ノ長者並に大僧都權法務を辭し、圓城寺を永圓に讓る、圓は師の甥にして僧官を他門に讓る初例なり、長和元年勸修寺三世の長吏に補し、翌年深覺に替て後七日御修法を行ふ、是れ無官にして修するの初例なり、結願の日勅して權僧正に還補し、一長者に任じ、勸修寺四世別當となり、長和二年師明親王師に隨て出家して性信と稱し、翌年皇后また出家す、十月大僧正に任じ、牛車の宣を賜る、是れ亦初例なり、八月葛野郡水田五町を賜はりて食邑となし、治安三年葬儀の導師となり、長元二年封七十五口を賜ひ、四年六月十一日寂す、壽七十八、灌頂大會を行ふこと十三度、宮中御修法を勤むること十三年、法驗最も著し。

### 祈親(二六八〇代)平安朝時代

高野山中興の人、諱は定惠、持經上人と稱す、七歳にして父を喪ひ、能く母に事へたるも、終に寂したりしかば、茲に出家して、小島眞興に隨て傳法灌頂を受け、法相宗義に達し、

且つ毎日法華經を讀誦して、父母の往生せる所を知らんことを初瀨觀音に願ふ、偶々夢みらく高野山は彌勒菩薩都率の淨土なりと、乃ち山に登れば夢る所の如し、時に野山の無空師離山してより、茲に三年、荒蕪甚しかりしを以て、大安寺峯禪と共に之が興隆に力を致せり、其基は大師の廟前にあり、觀應二年五月常照と勅諡を賜ふ。

### 深海(一七六一五)平安朝寛和時代

東寺長者、石山大僧正、禪林寺大僧正と云ふ、師輔の第十一子、寛忠の室に入りて落髮し、寛朝に隨て傳法灌頂に沐し、苦行懈らず、如意輪菩薩を念じ、禪林寺三世となり、四たび東大寺別當に任じ、左丞相の病を治して靈驗あり、其功に依て少僧都に任ず、勸修寺長吏に任じ、石山寺に居り、長和五年大旱に際して自ら祈雨し、高野山に登りて無量壽院を親め、後一條天皇の治病を祈りて驗あり、葦車を賜ひ、春宮の瘡を祈り、關白道長の病を起たしむ、此く法驗あるを以て俸七十五戸を賜ひ、東寺長者に任ずること兩度、累進して大僧正に補す、長久四年九月二十五日寂す、壽八十九。

### 成典(一七〇八)平安朝寛弘時代

圓教寺主、圓堂僧正と云ふ、幼にして成印の室に入り、正曆六年仁海を禮して傳法灌頂を受け、仁和寺圓堂を司り、寛仁三年十月權律師に任ず、治安三年三長者となり、本宮護持僧となる、長曆元年禁廷怪あるを除き、封七十五戸を賜ふ、翌年權僧正に任ず、又藤原植子の感歸に由り、圓教寺を賜ひ阿闍梨四口を置く、師聖天を信じ、或時羅荀根と油團を供せるに聖天舌を彈して嘗めたりとて、其像を舌打の聖天と稱せり、寛徳元年十月廿八日寂す、春秋八十一。

### 仁海

(一七六一五)

平安朝 長徳時代

曼荼羅寺開祖、小野僧正と云ひ、又雨僧正と稱す、泉州の人、天曆五年に生れ、七歳にして高野山に登り、檢校雅真に師事す、真一日大佛頂梵本を書す、海傍にあつて之を看、便ち爐灰上に書きたるに一字をも誤らずと云ふ、後京都に遊び元杲の室に入り、永祚二年其灌頂に沐し、後諸方に遊化し出雲國に於て愛染法を傳授す、一夕夢るとあり、母牛身を感じて某所に在りと、即ち其牛を購ひ來り斃るの後、其皮に兩部曼荼羅を畫して其菩提を弔ひ、其居を名て曼荼羅と稱す、今の小野隨心院門跡是なり、寛仁二年六月神泉苑に請雨して權律師に任じ、治安三年東寺三長者に任ず、時に寛朝深覺仁海成典の四

師あり、萬壽五年祈雨し、長元二年東大寺別當に任じ、四年正法務一長者となり、五年祈雨し、封七十戸を賜ふ、五年亦零し、長曆二年又零し、僧正に任じ、長久四年請雨し、輦車を聽され、寛徳二年また請雨し、前後凡そ九度皆法驗あらざることなし、曾て大元帥法を小栗栖信源に受く、是より小野流に此法傳承せり、聲譽日に高く、門下市をなし、上一人より下萬民に至るまで其徳を頌し、寛朝の廣澤流に對して、仁海の系を小野流と稱し、龍象相峙せり、永承元年五月十六日寂す、壽九十六、其著小野六帖等の數十部あり。

### 覺緣

(一六五〇生)

平安朝 長久時代

京都鳴瀧寺に住す、千攀の弟子にして、寛明を禮して傳法灌頂を受け、又元杲の下に受法し、詩文を以て顯る、鳴瀧寺に住して大に興隆を致せり、没年詳らかならず。

### 深觀

(一七六一〇)

平安朝 長承時代

東寺長者、花山帝の第四子にして、深覺の室に入り、同師に隨て東寺に傳法灌頂に沐し、永承元年東寺長者となり、二年祈雨驗あり、五年六月十五日寂す、年四十八、承觀は其弟なり。



覺源(一七六〇)平安朝長元時代

醍醐山座主宮僧正と云ふ、花山帝の御子、長保元年に生る、幼にして三井寺勝算の下に漢籍を學び醍醐山明觀の室に出家す、壯歲にして禪林寺深覺に傳法灌頂を受け、後に仁海を禮して再び傳法し、諸方を遊化して野州宇都宮に止ること數年、故に宮僧正と云ふ、長元の春京都に還り、東寺に於て深覺に廣澤流の傳法灌頂を受け、長久四年法眼に叙し、醍醐山座主となり、永承五年長者に補し、六年東大寺別當となり、五年法印に叙し、康平五年僧正に任じ、治暦元年八月十八日薨す、壽六十七。

寂圓(一七二五死)平安朝長元時代

醍醐山の僧、大理趣坊と號す、甲斐守賴經の子にして、興福寺賴信僧正の弟なり、朝夷たるの時、琵琶を彈ずるに妙を得、之を聞くもの皆感泣せざるなし、遂に出家して、南京に性相を學び、定觀に隨て傳法灌頂を受け、密乘に達す、曾て勅を奉じて請雨經法を修するに瀧水器より龍王出て、天井を破て空中に入ると、或時琵琶を彈ずれば清澗權現影向し給ふ、長元九年再び仁海の傳法灌頂に沐し、治暦元年七月十七日化す、付法俊思等

十一人あり。

成尊(一七三四)平安朝長元時代

曼荼羅寺二世、延命庵の子、小野仁海僧正の室に出家し、先づ漢籍を學び、四度密行を修し、長曆三年傳法灌頂を受け、仁海の後を繼て曼荼羅寺主となり、密法を宣揚して愈々隆盛ならしむ、康平年中隆福寺の明快來て法脈を受け、八年法零して効驗を著し、大に後冷泉帝に感賞せられぬ、後三條帝は尊と友たり、即ち愛染法を修して其即位を祈る、茲を以て位に即かるゝや尊を重ずること厚く、延久四年長者に任じ、承保元年正月七日逝く、年六十三、付法に範俊義範あり、小野流の兩派となる、其著すもの付法傳纂要鈔、心月輪觀記等あり、弘く世に行はる。

信覺(一七四七)平安朝長久時代

鍋岡僧正と云ふ、閑院公季の子、濟信の室に入て得度し、勸修寺別當に補し、長久二年傳法灌頂を深覺に受け、東大寺別當に任じ、長者に補し、仁和寺別當を兼ね、承保二年二月東寺に拜堂す、蓋し一ノ長者を超て拜堂をなすの初例なり、承保二年祈雨して叢車を

許され、累進して大僧正に補す、後諸職を辭して鍋岡に幽居す、應徳元年九月十五日寂す、年七十四。

性信(一七六五)平安朝萬壽時代

廣澤流の第六祖、三條帝の第四皇子、寛弘二年に生れ、幼にして大人の風あり、七歳にして親王の宣を受け、十三歳にして父を亡ひ大に無常を感じ、翌年濟信の下に入りて剃度す、靈敏にして顯密諸教を究め、刻苦帶を解かざること數年、口に葷を茹はず、萬壽二年師に隨て大阿闍梨灌頂に沐し、法儀盛大なること當時に冠たり、師濟信喜躍措く能はず、自ら蓋を持して後に隨ふ、後例となり今に至る迄其風を存す、延久四年後三條天皇親王に歸して受戒し名を金剛行と云ふ、承保元年封廿戸を賜ひ、承暦元年法勝寺の供養導師となり寺務を司らしむ、翌年大乘會を創む、永保三年孔雀經法を六條宮に修し、勅して二品に叙す、之れ皇子出家して品階を受くるもの、初例なり、親王最も法驗顯著にして、孔雀經の法を修すること二十四度、皆應驗立るに著る、冷泉院殿朱雀院、教通師成道長の女等の病を治す、一度其所持物を拜すれば疫癘疾疫治せざる事なし、故に世に弘法大師再身と信ぜらる、應徳二年九月二十七日寂す、年八十一、付法には寛助、

經範、濟暹、寬意等あり皆一時の俊傑なり。

義範(一七六八)平安朝元喜時代

醍醐流分派の初祖、肥後の人、小野仁海の門に入り、後成尊に師事して精進苦修し、天喜二年七月曼荼羅寺に於て成尊に傳法灌頂を受く、後醍醐山に遍智院を開て之に居り、白河帝の護持僧となる、承暦三年源賢子の爲めに愛染法を修し孕むあり、即ち堀河帝を誕す、應徳三年十一月三日長者に加補し、權少僧都に任ず、寛治元年早するや請雨法を神泉苑に修して大法驗を著し、堀河帝の位に就くや護持僧となり、寛治二年十月五日寂す。

維範(一七六五)平安朝天喜時代

高野山檢校紀州相賀の人、顯密二教に通じ、高野山に登り南院に入り、大念に傳法灌頂を受く、高野山檢校に任じ、治山十五年大に興隆に力を致し、且つ淨土教を信じ、また法華經並に波切不動明王の像一萬軀を施し、大に波切不動を世に紹介し、又南院を中興せり、嘉保二年二月三日寂す、壽八十六。

峯杲（一六八三生）平安朝長久時代

高野山檢校治安三年檢校に任ず、同年八月關白道長夢想の告に依り登山し、政所河南地を以て永く國役を停て寺家に附く、長元七年高祖の二百回法忌に導師となる、正暦火災の後は東寶を造て新親明算と同居し、山上伽藍の再修に勤め、又長久元年新親と力を戮せて中院を再修し、明算をして住持せしむ、四年職を辭し眞念をして之に代らしむ。

行智（一七五九〇）平安朝承暦時代

遍照寺法務または木寺法印と云ふ、三河守經信の子、尋源の室に入て剃度し、性信親王を禮して傳法灌頂に沐す、承暦四年大内失火の後、仁壽殿觀音供相廢すること十六年、法務奏して清涼殿に於て此供を修せしむ、康和三年祈雨し其賞に依て東寺長者となり、長治元年三月十七日寂す、年七十四、其撰するもの大師行狀集記あり。

定賢（一七六八〇）平安朝寛治時代

醍醐山座主、大納言隆國の子、康平三年醍醐山に於て覺源に傳法灌頂を受け、五年醍醐山座主に任じ、應治三年長者に任じ、郁芳門院の歸依を受けたり、寛治三年五月東寺金堂に孔雀經法を修して祈雨し、大僧都に任ず、一日勝覺病あり、定賢之を訪ふ勝覺威儀を改めて曰く、我是れ覺源の靈なり、我に傳へ漏せし大事あり、今即ち授くべしと、座主嫡々相承の灌頂の祕印明を授く、後に此大事を靈灌頂又は靈印信と稱す、康和二年十月六日寂す、壽七十七。

義能（一七六〇代）平安朝寛治時代

義能方の祖、初め義準と稱し、字は明信と云ふ、越後の人、佛法禪師に隨て出家し、京の五山の間に學ぶ、高野山金剛三昧院は台密禪を兼攝すると聞き、意教上人の門を叩き、常隨して傳法職位を受け、上人を越後に請じて法雷を轉ず、後に播州賀古郡に無量壽院を開きて、一家風を掲げ、高野山無量壽院の末院となす。

慈猛（一七六〇死）平安朝寛治時代

慈猛流の祖、字は良賢、與長老と稱す、下毛藥師寺の上座なり、南都に遊びて諸方の律師

を叩き、意教上人高風を仰ぎて苦行精練怠らず、鎌倉葛西の東勝寺に於て傳法灌頂を受け、意教の寂後、藥師寺に住して法輪を轉し、堀河帝詔して留與長老の號を賜ふ、同國小俣鷄足寺頼尊に瀉瓶して、慈猛流の根本道場となす、又古河徳星寺を開基す、寂年明ならず。

覺俊 (一七六〇代) 平安朝 寛治時代

大谷持實院主、大谷阿闍梨又は石山僧都と稱す、清仁親王の子にして花園帝の孫なり、康平二年醍醐山に於て覺源に傳法灌頂を受け、東寺凡僧別當に任ずるも、性隱遁を好み、大谷の持實院に隠れ、専ら修念觀法す、大谷道場觀胎藏界次第等を著す、此道場觀今報恩院流に所有せらる、寂年詳ならず。

仁寛 (一七六一生) 平安朝院政 天承時代

立川流の創始者、伊豆阿闍梨と云ふ、源俊房の子にして三寶院勝覺の弟なり、康和三年三月無量光院に於て、傳法灌頂を勝覺に受け、崇徳帝の護持僧となる、保元の亂に、仁寛も罪を受けて、伊豆に流されたり、茲に於て仁寛名を蓮念と改め、配所の月を眺めしに、

偶々武州立川の陰陽師に見違なるものあり、來て寛の下に投じ、眞言の教旨を傳ひ、金胎兩部と陰陽とを混じて異説を爲す、法を傳ふるもの觀蓮寂乘見蓮等あり。

寛意 (一七六一四) 平安朝院政 寛治時代

觀音流の祖、敦貞親王の子にして後一條天皇の外孫、幼にして性信親王の室に出家し、寛治二年白河上皇高野山に幸するに侍し、大師の御影堂を開く、僧都仁和寺觀音院に住し、深く當時の廣澤流の華靡に流れたるを慨し、自ら復古の風を成し、其弟子に覺行兼意の兩哲を出す、依て其流を觀音院流と稱す、康和三年六月十八日、卒年四十八。

覺行 (一七三五四) 平安朝院政 長治時代

中御室と云ふ、又名を覺念と稱す、白河帝の御子、應徳二年十一歳にして寛意に隨て剃度し、寛治六年觀音院に於て傳法灌頂に沐し、康和元年親王に任ず、是れ法親王の始也、四年尊勝寺の落慶供養の導師を勤め、仁和寺寺務、圓宗法勝二寺の檢校となり、長治元年尊勝寺灌頂堂に結縁灌頂を修するや、王公大夫后妃皆入壇し、賞として仁和寺圓堂に阿闍梨五口を置く、七月覺法親王師に就て出家す、翌年十一月十八日寂す、壽三十一。

明算(一七六八)院政長久和時代

高野山中興中院流祖、紀州田中莊の人佐藤氏、高野山に登て祈親の室に入り、修行精練の後、小野成尊の門を叩きて傳法灌頂を受け、野山に歸りて中院を再興して大法幢を立て、諸流を合せ吞み一家風を挑げ、諸龍象其門に集る。寛治四年野山檢校に補し、山務を領すること十七年、師祈親の後を受けて、興隆に力を致して中興の業を完ふし、嘉承元年十一月十一日化す、壽八十六、法を繼ぐに良禪あり。

覺意(一七七一)院政寛治時代

後一條天皇の孫、長信に隨て剃度し、性信親王を禮して傳法灌頂に沐す、仁和寺大教院に居り、長治元年二長者となり、權大僧都に任じ、嘉承元年祈雨孔雀經法を修するに豪雨滂沱たり、而して其賞をば胞弟嚴覺に譲りて法眼に叙し、翌二年三月廿一日寂す。

濟暹(一七七八)院政天喜時代

仁和寺の學將、字は南岳、西山慈尊院に居る、性法親王の付法にして、常喜院心覺と共に

學識を以て著る、長治元年弘法大師御影供に際し、長者職にあらずして之を勤む、實に異例なりとす、天仁二年仁和寺に傳法會を置くや、師を講師となす、永久三年十一月十六日寂す、壽九十一、師學殖富贍にして選述殊に多く、住心品私記、中臺八葉觀行玄義等事教悉曇等に亘り、六十六部九十五卷あり、皆末徒の寶冊とする所なり、又性靈集補缺鈔三卷の輯集の如きは、弘く世に知られたり。

教覺(一七七七)院政寛治時代

高野山正智院開山、諱は教覺、字は正智、北室院良禪に傳法灌頂を受く、書を講ずるや、細節に拘らず、専ら大義を論じ、懸河の辯舌衆をして悦服せしむ、依て其居を正智院と稱し、其法脈盛なり、永久五年八月廿五日寂す。

兼意(一七八〇)院政時代

成蓮坊と稱し、亮阿闍梨と稱す、粟田口關白の孫、幼にして寛意の室に入りて傳法灌頂に沐し、學殖最も深く、其著諸尊法を集めたる成蓮鈔二十卷は、學者の寶典とす、其弟子二十人あり、皆一方の學將たり。

嚴覺(一七七一—一七八一)院政寛治時代

勸修寺流の祖、參議基平の子にして、仁和の覺意、三井行尊の同胞弟なり、初め勸修寺信覺の室に入りて出家し、永保三年兩部灌頂を信に受く、信覺は廣澤寛朝の縁弟にて廣澤の流水一滴漏さずして之を傳ふ、勸修寺六世の長吏となり。是より先信覺に祈雨の功を譲られ法橋に任ず、後康和四勢曼茶羅寺の範俊に謁して深く欽敬し、遂に十二月二十三日傳法灌頂を鳥羽の壇所に傳ひ、勅して鳥羽の法藏を司らしむ、永久五年長者に任ず、後ち神泉苑に請雨するに法驗空しからず、元永元年禁中に仁王經法を修し、保安元年大僧都となり、翌年閏五月五日寂す、壽六十六。

寛助(一七七一—一七八一)院政寛治時代

成就院大僧正と云ふ、字善巧、世に法の關白と呼ばる、尙書師資の子なり、幼にして經範の室に出家し、承暦元年觀音院に於て傳法灌頂を受け、後性信親王を禮して再び阿闍梨灌頂に沐し、精練總持を得、高野山に修行す、偶々仁和寺覺法親王灌頂を受くるに當り、明師を求むるに衆皆寛助を推す、乃ち詔して京に歸らしめ、嘉承二年仁和寺圓宗寺

別當に任じ、各護持僧となり、天仁二年四月傳法藏位を覺法親王に授く、尋て東大廣隆法勝最勝の諸刹を領し、天永元年慧の出現を祈り、孔雀經法を修し、其賞として成就院に阿闍梨五口を賜ふ、二年長者となり、永久元年鳥羽帝の病を掃ふの功を以て、東寺結緣灌頂の阿闍梨を三會の已講に準じて僧綱に補せらる、保安二年白河上皇の病を祈るの功を以て大僧正に昇る、後東西院を創めて入寂場と定め、等身の尊勝佛頂大威徳の像を安置す、伊豫守盛範平忠盛等其財を供養す、孔雀經法北斗法を修すること前後二十度皆法驗あらざることなし、天治二年正月諸職を辭し、其十五日寂す、壽六十九、僧正學徳一世に高く、各山大刹皆頌せざるなく、上下の歸仰一身に集り、廣澤の流派此時より盛なるはなく、傳法の弟子三十六人あり、皆一方の龍象にして就中秀てたるもの、所謂廣澤六流の祖と、最嚴覺智禎意覺任等なり、其著別行鈔七卷は成就院七卷鈔と稱して、尤も廣澤流に尊重せらる。

勝覺(一七七一—一七八一)院政應徳時代

醍醐山三寶院開祖、源俊房の子、幼にして沙門の儀相を慕ひ、遂に醍醐山定賢を師として出家し、苦修怠らず、應徳三年六月座主相承の印璽を傳ひ、翌月義範の家を叩きて祕

密の奥旨を究め、承保二年護持僧となり、永長元年白河上皇の出家するや、剃刀を振て寶髻を除き、康和元年醍醐山座主に任ず、福智兼備にして受法の徒蟻の如くに集り、長治元年東大寺別當となり、二年仁王經法を修して慧星を掃ひ、其十二日鳥羽に至て範俊の法流を相承し、醍醐山に一院を立て、扁して三法院と云ふ、是れ定賢義範範俊の三法を相承して鼎の三足の如くならしむるの謂なり、天永三年大旱するや、玉命辭し難く、神泉苑に祈雨し、法驗を以て二長者に加せられ、永久五年又神泉苑に祈雨し、弟子定海を權律師に補せらる、承治二年清瀧權現を下醍醐に安置し、勅して正一位を贈られ、舞樂の祭事を行ふ、是を櫻會と稱す、詔して東大寺別當に任ず、天治二年長者に任じ、東大寺別當に復し、大治二年待賢門院の産泰を祈り、十一月高野山大塔供養導師となり、源覺を少僧都に任じ、翌年權僧正となり、四年四月一日寂す、年七十三、理源大師醍醐山を開て修驗道を興して以來、勝覺に至て醍醐山の盛榮、前古比なく、修驗道も亦盛に興隆せられたり、左れば醍醐の徒、覺を理源大師の再生と信ずるに至れり。

範俊(一七一九)院政天治七時代

勸修寺の太祖、鳥羽僧正と云ふ、南都興福寺威儀師仁盛の子にして、曼茶羅寺成尊の甥

なり、幼にして成尊に隨て得度し、初南都に往て性相を學び、延久二年小野に還る、其年成尊の傳法灌頂に沐す、承保元年成尊病革るや、後三條帝使を遣して其付法相續の人を問ふ、成尊範俊義範の優劣を云はず、只勅使に答て範俊を見る、茲に於て後三條帝成尊の意付法の人範俊にありとなし、翌二年七月偶々早するや、帝俊をして神泉苑に請雨せしむ、醍醐山義範已に命の下らざるを憤り之を妨げ、二七日の間、神泉苑方より雲起れば醍醐山方より風吹き、此の如くするもの三たび遂に一滴も雨らず、俊修法の驗なきを恥ぢて、那智山に隠れ、一千日の修行を企つ、翌歲帝不豫なり、乃ち範を召還して愛染法を修せしむ、病即ち癒ゆ、帝之を徳として傍らに侍せしむ、承暦二年曼茶羅寺に住し、八祖相承の法寶道具十二合を鳥羽寶庫に納め、弟子嚴覺をして藏司となす、四年詔して如法愛染法を修せしめ、康和二年興福寺權別當に補し、五年法印に叙し、長徳元年三十四世長者となり、弟子良雅をして小栗栖の大元帥法阿闍梨となす、其年十二月鳥羽の寶殿に於て勝覺に灌頂を授け、天仁三年正月權僧正に任じ、其八日鳥羽南宮に愛染尊勝の二法を修し、覺法親王に傳法し、常に鳥羽にありて上皇に侍するを以て、世に鳥羽僧正と云ふ、天仁三年四月二十四日入寂す、壽七十五、付法嚴覺の外良雅等七人あり。

聖惠(七〇九七)院政長承仁時代

華藏院流の開祖世に長尾宮と云ふ、白河帝第五皇子にして覺法親王の弟なり、幼にして寛助に隨て出家し、天仁三年觀音院に於て傳法灌頂を受く、時に年十九、華藏院を闢て之に居る、一家風あり、天治元年中宮の産を祈るとき、宮家のみにて五壇を修するとき、其脇壇を勤め、大治元年再び女院の産を祈るに五壇法を修し、翌年三品に叙し、長承元年鳥羽上皇の病を祈りて孔雀經法を修し、牛車の宣を賜り、弟子寛曉をして法印に轉補せしむ、保延三年二月十一日寂す、年四十四。

眞譽(二七九八)院政保延安時代

持明院流の開祖字は持明と云ふ、蚤く笈を南山に責ひ、北室院良禪の室に入り、仁和寺寛助を禮して傳法灌頂に沐す、即ち興教大師の法兄なり、然れ共興教大師高野山に登るや互に師資となりて受授精練し、一家風を擧げ、一字を翫て持明院と稱す、後に御願寺となり、傳法院の末院に列せらる、保延元年興教大師金剛峯寺並に大傳法院座主を眞譽に譲り、關山爭擾す、茲に於て譽を金剛峯寺の檢校に補し、高野山座主を行慧に譲

り、傳法院座主を日禪に譲れり、延保三年正月十五日寂す、付法禪信等三人あり、其流を持明院流と稱す。

良禪(二七九八)院政白河法皇時代

高野山檢校、字は解脱、世に北室の聖と云ふ、紀州那賀郡神崎の人、十一才高野山仁尊に投じ、十四にして出家し、北室院の行明に禮して四度の法要を受け、廣澤流の傳法灌頂に沐し、尋て明算を禮して小野流の傳法灌頂を受け、承徳三年高野山の檢校に補し、鳥羽上皇の臨幸の時に香衣を賜ひ、法印に敘す、眞言堂を造りて寛助を延請して唱導師たらしめ、彌勒堂多寶塔を建て、空海を請じて供養導師たらしめ、又鐘樓經藏等を建て、明算中興の偉業を愈々美ならしむ、檢校に任ずること前後三回、山務を領すること大凡三十年、後引接院に退き、保延五年二月二十二日寂す、年九十二、付法慧琳賢等六人あり。

實範(二八〇〇)院政時代

中川流の祖、字は蓮光と稱し、少將上人と云ふ、京兆諫議大夫顯實の四男、興福寺に投じ



て出家し、後勸修寺殿覺に就て傳法灌頂を受く、後に忍辱山の中川に淨身院を開き、横川の明賢に台教を聞き、戒律の衰頹を慨して、招提寺に往きて羯磨を發得し、中川の地に還り律幢を建て密教を弘む、仍て此流を中川流と云ふ、後光明山に移りて寂す、其著す所大疏要義鈔七卷等あり、世に尊奉せられ、付法には重譽等あり。

教尋（一八〇一死）院政天治時代

大傳法院學頭、寶生房と稱す、初め三井寺に住す、後性信親王を禮して傳法灌頂に沐し、高野山に隱て韜晦せり、興教大師高野山に登て、師に會して事教二相を學び、後大傳法院を建立するに及て、請じて學頭となす、暫にして職を退き、丈六堂の北坊に籠居し、之を寶生院と稱し、文殊菩薩を念じ、常に菩薩と談論すと云ふ、永治元年三月廿三日弟子等をして、法華提婆品を誦せしめ、文殊の來向を受けて入寂す。

信證（一七四六）院政承久時代

西院流祖、堀池僧正と云ふ、後三條天皇の孫、幼にして行慧に就て出家し、早く寛助を禮して傳法灌頂を受け、西院に住して一家風を挑ぐ、天治元年覺法親王五壇法を修する

時に與して法眼に叙し、大治の初權大僧都となり、翌年長者に補し、五年秋祈雨の功を以て成就院に阿闍梨五口を賜ふ、長承元年大傳法院落慶導師を勤め、翌年諸職を辭すれども許されず、保延二年權僧正に昇り、冬正に轉じ、七年鳥羽上皇僧正に隨て受戒し、空覺と稱せらる、永治の初護持僧となり、八條院に皇后の病を祈り、賞を觀慧に讓て法印に叙せしめ、康治元年四月八日化す、年五十五、僧正博識宏量、其住處に大榎あり、世人榎木僧正と稱す、僧正之を忌て斬倒して大斬株を残せしかば、また斬株の僧正と稱す、茲に於て其株を堀取りて池となす、世人また堀池の僧正と云ふ、其所著干栗多鈔七卷の如きは、後世に最も尊重せらる。

興教大師（一七五五）鳥羽院政時代

興教大師は新義真言宗の開祖なり、其略傳は拙筆に依つて、既に世に行はるゝこと數萬部に上れり、左れば今茲には他のそれと同じく極めて概要を叙するに止むべし。興教大師は新義真言宗の開祖、密嚴尊者と稱し、覺鑊正覺坊と號す、嘉保二年六月十七日肥前國鹿島に生まる、幼名彌千代麿、八歳の年稅吏の來りて權威を揮ふを見て、大に怪み、天下何ものか尤も尊貴なるべきかを問ひ、阿兄の之に教ふるに、領主よりも國王

よりも嚴尊最貴なるは佛なりと云ふを聞き、心大に動き、自ら乾坤中尤も尊貴なるものたらんことを誓願して、佛門に入らんことを決し、自ら禮佛燒香の儀容をなし給ふ、年十歳父歿したるを以て無常の嘆日に厚く、十三歳にして仁和寺慶照に依て寛助僧正の門に入りて得度す、後南都に學びて惠曉に性相を學び、覺樹に兩一乘を研き、二十歳東大寺戒壇に受戒し、其冬高野山に登山して青蓮、明寂の兩師に密教を叩き、高野山の廢頽を慨し、自ら興隆を以て任ず、二十七歳寛助を禮して仁和寺に傳法灌頂を受け、大治元年紀州石手庄に神宮寺を立て、一千餘社を勸請す、大治五年聖惠法親王高野山に登山せらるゝや、其の徳を欽仰し、鳥羽上皇に奏問し、上皇の叡信に依て七間四面の大傳法院と、其住房たる密嚴院を興す、長承元年十月鳥羽上皇登山ありて落慶供養の式を擧げ、石手弘田等の莊園砂金千兩等を賜ふ、其夜大傳法令を修行し、尊者の門徒にあらざれば之を聽聞するを得ざらしむ、其後勅命を請ふて、三井寺覺猷華藏院聖惠法親王、勸修寺寛信、三寶院定海に受法して、諸流の源底を叩き、又鳥羽の寶庫を聞き、各流の祕事を究め、長承三年冬大傳法院兼金剛峰寺の座主となる、滿山の僧徒之を妬みたれば、密嚴院に退居し、修禪觀法を専らとす、密嚴院發露懺悔文は當時の作なり、保延六年大傳法院の徒と金剛峰寺の徒と相争ふや、尊者は密に感ずる所あり、根來山に

退き、一乗山圓明寺を創して之に居り、康治二年十二月十二日寂す、御年四十九、滅後二十餘年にして末徒諡號を奏請せんとせしも果さず、四百年忌に際して自性大師と勅諡せられたるも、比叡山之を拒みたるを以て没せられ、元祿三年に及び興教大師と諡せらる、其著すもの密嚴諸祕釋十卷、密嚴遺教錄四卷、淨菩提心私記、十金胎沙汰三卷、父母孝養集三卷等あり。

聖賢（一七四三—一八〇七）院政久安時代

金剛王院流開祖、幼名は賢仁、後に聖賢、字は三密と改む、故に世に三密房の阿闍梨と云ふ、賢圓威儀師の子なり、性強根にして密學に明に、嘉承三年無量壽院に於て勝覺に傳法灌頂を受け、金剛王院を開て之に居り、盛に門下を教導せしを以て、其流を金剛王院流と稱す、久安三年正月四日寂す、春秋六十五、付法源運の外二十人の多數を出す。

宗意（一八〇八—一八七三）院政久安時代

安祥寺流の祖、大夫律師と云ふ、源季宗の子、勸修寺嚴覺の入室にして、長治元年十月傳法灌頂を受け、權律師に任じ、安祥寺に住し、久安四年五月十九日寂す、享年七十六、付法

六人、實嚴を瀉瓶とす。

定海（一七三五）院政天養仁時代

三寶院流祖、三寶院大僧正と云ふ、藤原顯房の子、承保元年生る、幼にして三寶院勝覺の室に入り、康和三年無量光院に於て覺に傳法灌頂を受け、永久四年座主に任じ、僧坊十二間四方なるを建築し、嶺上藥師堂を再建す、勝覺の志を繼ぎて愈々美ならしむ、大治四年圓光院別當に任じ、五年權少僧都に任じ、七月祈雨し其賞により、阿闍梨五口を圓光院に置き、此年護持僧となり、二年前上皇の不豫を祈りて法印に叙せられ、長承元年座主職を元海に付し、二年大僧都に轉じ一長者に叙す、三寶院に灌頂を建立し、如法尊勝法を範俊に受け、如法愛染法を良雅に受け、小野流を皆傳し、三年東大寺大講堂を營み、其功に依り弟子元海を律師に任じ、待賢門院の妖病あるや孔雀經法を修し驗あり、保延元年權僧正に任じ、三年南都玄覺を超て正に轉ず、此年待賢門院の唐を除き阿闍梨五口を灌頂堂に賜り、四年孔雀經法を鳥羽宮に修し大僧正に任ず、是れ小野流の初例たり、醍醐山の最盛なる此時に如かず、五年成勝寺別當に補し、六年帝の不豫を祈り賞に依て又灌頂堂に阿闍梨五口を増し、諸職を辭さんとすも許さず、久安元年諸職を

辭し、五年四月十二日寂す、春秋七十六、其撰に大治記保延記あり、皆實冊と稱せらる。

信遍（一八一〇死）平清盛執政時代

仁和寺理智院開基、信遍或は勝遍と云ふ、源信時の子、寛通に從て傳法灌頂に沐し、大元帥法の阿闍梨となり、理智院を開て之に居り、一家風を挑ぐ、依て其流を忍辱山流信遍方と稱す。

琳賢（一七三四）源平時代

高野山檢校コトシヤ小聖と云ふ、紀州那賀郡神崎の人、初め東大寺順海に隨て華嚴宗を學び、後高野山慶俊に從て密教を學ぶ、尋て良禪を禮して傳法灌頂を受け、保延五年南山檢校に任じ、山務を領すること十一年、久安六年八月十四日寂す、壽七十七、賢書畫を能くし、南都にあるの日東大寺に誌を圖し、南山に登りて後經典を寫得し、又諸像を彫み、又法驗に秀て、早天に祈雨するに善女龍王天女相を現せりと云ふ。

惠什（一八一〇頃）鳥羽崇徳の朝

信濃阿闍梨と云ひ、勝定房と稱す、名は齊朝、信濃守伊綱の子、學殖富贍にして、比較研究を企て、其著尊容鈔の如きは、今に世に尊重せらる、興教大師と東寺金堂の像を金剛薩埵なりや金剛波羅密なるやを争ひたる、有名なる談柄あり。

永嚴(一七三—一八三)院政嘉永時代

保壽院流開祖平等房と云ひ、下野阿闍梨と稱す、下野守師季の子、幼にして寛助の室に入り、嘉承三年四月成就院に於て傳法灌頂に沐す、時に年三十四、自ら保壽院を開て其家風を揚げ、久安元年權少僧都に任じ、白河殿に修法す、數代の上皇の歸依を受け、堀河帝は玉骨を此院に納め玉ふ、仁平元年八月十四日寂す、年七十七、付法五人あり、其著圖像集の如きは尤も世に尊崇せらる。

仁嚴(一七四—一八三)院政永久時代

仁嚴方の祖、字は眞淨、常陸律師と號す、永久五年寛助僧正信證の下に傳法灌頂を受け、法幢を挑げ、仁平二年八月二十九日卒す、七十一歳。

世毫(一八一—一三三)院政保安時代

高野山心蓮院開祖、初は範覺と稱し、後に世毫と改む、或は毫を豪に作る、藤原基實の子、仁和寺に居り、寛助に隨て傳法灌頂を受け、保延七年覺法親王の賞を讓らるゝに會して法印に叙し、學徳共に顯はる、嘗て同門觀慧を超て冒進せしを以て、高野山に斥けられ、同門眞譽と會して大に世の敢なきを談じ、心蓮院を開て之に居る、大徳五年僧都に任じ、仁平二年四月寂す、傳法六人あり。

覺法(一七五—一八三)院政天仁時代

仁和寺御流の開祖、初め眞行と云ひ、高野御室或は勝蓮華寺獅子王宮と云ふ、白河帝第四皇子にて、母は郁芳門院なり、幼にして長兄覺行親王の下に投じ、十四歳にして出家す、覺行親王天折せるを以て、勅に依て天仁二年四月寛助を禮して、觀音院に於て傳法灌頂に沐ひ、時に年十九、白河上皇曼荼羅堂を建て、親王をして慶讚せしむ、天永元年勅に依て、小野範俊に隨て小野極祕を皆傳し、三年十二月二十七日親王の宣下を受け、後屢々圓堂寺三重塔法勝寺金殿等の供養導師となり、大治四年白河上皇崩ずるや哀悼禁ぜず、高野山に光臺院を創め之に禪居し、保延三年安樂壽院の落慶導師となり、牛車の宣を賜はる、五年藤原得子の産を祈り、近衛帝を誕せしむるや、仁和寺觀音院を御願

寺となし、東寺灌頂に準じて毎歲大會を行せしめ、小阿闍梨を僧綱に任せしむ。永徳二年鳥羽上皇南都戒壇院に於て親王に隨て授戒す。天養元年帝の不豫を祈り、寛通を法眼に叙し、久安二年上皇の病を祈り、三年彗星を掃ひて靜觀を律師に任せしむ。仁平三年十二月六日薨す。壽六十三。親王此の如く法驗著しきを以て、自ら一家風あり、他廣澤五流に對して、親王の流を仁和寺御流と稱號せり。付法は覺性親王以下十一人皆一時の俊秀なり。

### 寛信

(一七四四—八一三) 院政 天仁 時代

勸修寺流の祖世に寛信法務と云ひ、單に法務とも稱す。大藏郷爲房の子。寛治七年得度し、康和五年勸修寺權別當となり、尋て天仁元年嚴覺に傳法灌頂を受け、天永元年勸修寺別當に任ず。永久二年維摩會の講師となり、五月最勝會の講師を勤め、尋て勸修寺七世の長吏となり、大治五年興福寺別當に晋み、長承三年權僧都に任ず。是れ三會已講を賞するなり。定照以來密宗が法相宗を兼ねるとなかりしが、寛信兩宗に精通したるを以て兩宗の貫主となる。康治二年宮中に尊勝法を行し、天養二年仁王經法を照陽宮に勤め、久安元年東寺長者に任じ、法師を兼ね、三年東大寺別當となり、五月最勝會の證義

となる。十一月また尊勝法を禁殿に行し、其他修法すると數度、又安祥寺寺務を兼ね、二年再び東寺法務職に登る。其年三月七日化寂す。壽七十。師は頗る事務に精勵、能く修法し、日記を記するとを怠らず、常に書を好て五更に至るまで寢に就かず、其著傳授集類、祕鈔等最も世に尊崇せらる。付法七人あり、行海を嫡傳とす。

### 兼海

(一七六七—八一五) 院政 天仁 時代

密嚴院二世。字は清法。紀伊の人。幼にして興教大師の室に入り、傳法灌頂に沐し、事相の玄底を盡す。興教大師常に我佛法興隆の大願十の八九は兼海の力に待つと讃せられ、曾て信貴山の毘沙門天より三顆の寶珠を授り、之を本師に呈したりと稱す。密嚴院の第二世となり、信惠に繼ぎて大傳法院の學頭職に上り、尋て圓明寺に居り、八角二級の堂を建て、一丈六尺の大日如來の像、兩部曼荼羅七軸、三部秘經を安置し、仁安二年奏して勅願寺となし、久壽二年五月寂す。年四十九。付法を隆海と云ふ。

### 元海

(一七五三—八一六) 院政 久壽 時代

松橋流の開祖。松橋大僧正と云ふ。幼にして定海の室に入り、天承元年三寶院に於て傳

法灌頂を受け、三年醍醐山座主に任じ、康治元年圓光院別當と爲り、少僧都に任じ、長承三年一大金剛力士を南大門に立て、久安六年美福門院の爲めに仁王經大法を修し、仁平三年大僧都に任じ、十二月二日長者に任じ、三寶院は勅願大寺なれば、濫に聖教道具類拜見するを得ざるを憾とし、松橋に一院を朔め、無量壽院と號し、三寶院の法具聖教を繕寫して茲に安じ、松橋を一海に譲り、三寶院を實運に譲り、十二月長者を辭し、保元二年八月十八日寂す、年六十四、付法一海以下八人あり、其法流を松橋流と稱す、著すもの厚草紙壹卷あり、醍醐の法極秘三色の印明あるを以て最も之を秘襲せり。

賢覺(一七四〇)院政天仁時代

理性院流の開祖、母男子を生まんとを熊野山に祈り、參詣の途蓮華來つて懷に入ると夢みて胎めり、初め願照に傳法を受け、後高野山に登り、宮中に大師影現して印言を授けられ、醍醐山に歸り、嘉承三年大智院に於て勝覺に傳法灌頂を受けしに、先に高野山御廟に授る印明と同じかりければ大に觀喜し、父の家を改めて理性院と號し、一家の風を立つ、興教大師の如きも其下に受法せり、依て其流を理性院流と云ふ、保元元年三月十六日彌陀の蓮華印を結て寂す、壽七十七、付法は實心宗命以下二十七人あり。

靜譽(一八一〇)院政長治時代

光明山流の祖、越前阿闍梨と云ふ、初の小野にあり、長治二年範俊を禮して傳燈す、十二月勝覺と共に傳法灌頂を受く、初夜胎藏界は範俊自ら阿闍梨となり、後夜金剛界は嚴覺をして代らしむ、中頃石山に住し、後光明山に退て、入曼荼羅抄七卷等を著し、一家風を樹つ、寺院繁榮して百二十代に至る、付法には持明院眞譽、光明山重譽あり。

寬命(一八一八)平安朝保元時代

醍醐山の高僧、大夫阿闍梨と云ふ、實運の甥なり、初め三井寺菩提坊證覺の弟子となり、後實運に就て三寶院に於て傳法灌頂を受け、勝俱胝院に住す、實運より傳授する所の諸導法を記して、之を頸に懸けたるが、其死に臨み母に遺囑して、之を棺に入れて火葬せんことを乞へり、然るに、母之を惜み自ら頸に懸けたるを醍醐僧聞て強ひて請受けたり、實運之を見て修補し、廟鈔と名け、後に諸導要鈔と改む、今三寶院の後三部中に列し、盛に相承せらる。

寬曉(一八一九)院政天承時代

華藏院第二世、堀河帝の御子、聖惠親王に隨て出家し、進て傳法灌頂に沐し、華藏院第二世となる。仁平三年東大寺別當となり、秋天皇の病を祈りて權僧正に任じ、尋て大僧正に轉じ、また東寺長者に補す。平治元年正月八日寂す、年五十七。

實運(一七六〇)院政平治時代

醍醐山座主、初名を明海と稱す、幼にして勝覺の室に入る、勝覺入滅に際し、定海に遺命して曰く、明海成立の後は大法を授け、醍醐山を附せず、定海其命を守り、大治二年學頭に補す、然るに明海傲放にして定海に師の禮を採らず、奔て勸修寺寬信の下に投ず、定海即ち元海を以て付法正嫡となす、勸修寺寬信明海を正嫡とせんとして略々付法終りたるも、また快からず、醍醐山に還り元海の付法正嫡となり、保元三年傳法灌頂を受け、醍醐山座主に任ず、寬信大に怒り明海調伏の法を修すると聞き、名を實運と改む、三年日蝕を祈り法驗に依て少僧都に任じ、十二月僧都を辭し、勝賞を律師と爲し、永曆元年二月廿四日寂す、年五十六、家運先に寬信に受くる諸尊法を集て金寶鈔となし、元海に受くる所を集て玄秘鈔となす、之に寬命の諸尊要鈔を合て三寶院流後三部と稱せられ、今に至るまで盛に相承せらる。

寬遍(一七六〇)院政大治時代

忍辱山流の開祖、尊壽院の開山、源師忠の子、幼にして寬運に就て荆染し、天治元年十月寬助に隨て傳法灌頂に沐す、忍辱山に登りて一字金輪法を日課として苦行怠らず、保延五年法眼に叙し、天養元年覺法親王の讓に會て權大僧都に直任し、久安四年長者に補す、保元初年高野大塔の供養導師を勤め、秋雨を祈り牛車の宣を賜ひ、權僧正に任ず、且つ遍の開基せる東寺の尊壽院に阿闍梨五人を置く、平治元年東大寺を管し、應保元年大僧正に轉じ、尋て仁和圓教二寺を領す、德譽高く其家風を慕ふもの夥し、依て忍辱山流の開祖と稱す、仁安元年六月晦寂す、壽六十七。

融源(一八〇〇)院政永治時代

大傳法院の高僧、字は五智房、俗性は平氏純前の人にして、興教大師の親族たり、高野山に落飾受戒し、興教大師の師事し、教相の秘義を傳ふ、嘉應元年後白河上皇高野山に幸ありし時、師を召し見えんとす、師風疾ありと稱して出でず、上皇乃ち其菴に幸したまへば、師木片を燒きて腰背を炙り、前軀御幸を告ぐるも、敢て顧みず、上皇其德を尊び、後

より拜して去り給ふと云ふ。

覺性(一七八九)院政 久安時代

日本總法務の初任者紫金臺寺御室、或は泉殿御室と云ふ、親王は鳥羽帝の第五子諱は  
本仁、母は侍賢門院、大治四年に生れ、十月親王の宣下あり、保延六年十二にして覺法親  
王に隨て出家し、信法と名く、久安三年觀音院に於て傳法灌頂を受け、五年圓宗法勝寺  
を司り、仁平元年仁和寺に主となり、保元の初年尊勝圓勝成勝の三院金剛勝、歡喜光、勝  
光明、轉輪の諸院を領し、三年日蝕を祈るの功を以て三品に叙し、後修法の賞を任覺及  
仁證に讓る、親王、性誠實健直、木筆を學び、東寺大塔兩界曼荼羅等を書す、是より先仁和  
寺は寛平法皇以來概ね皇胤を以て相承したれば尊嚴他に比なく、此時に當て名聲實  
力兩方具したる親王出でたるを以て、茲に仁安二年十二月十三日仁和寺に日本總法  
務の官を置きて、東寺の上に位せしめ、日本佛教の總取締となすに至る、上下嘆美し、親  
疎來賀し、同廿八日に拜賀式を行ふに、俊寛等四人を前驅となす、僧侶前驅此時に起源  
せりと云ふ、同年冬結緣灌頂を行ふ、多く紫金臺寺に居るを以て世に紫金臺寺御室と  
稱せらる、嘉應元年十月二十一日寂す、壽四十一。

宗命(一八七九)院政 永治時代

理性院三世、鳥羽僧都と云ふ、内大臣宗能の子、賢覺の傳法灌頂を得て、其遺命に依り、理  
性院第三世となり、眞言肝心鈔一卷を著し、承安元年七月十日寂す、春秋五十三、後に其  
統を宗命方と云ふ。

眞海(一八〇〇代)平清盛全盛時代

醍醐山の畫僧、初め行海と云ひ、行善房大輔律師と稱す、定海に隨て傳法灌頂を受け、入  
宋して畫を學ぶと六年、歸朝の後弘法大師眞蹟の山水屏風を寫し、弟子珍海と共に二  
妙と稱せらる。

寶心(一八五三)院政 保延時代

理性院二世、字は淨蓮、上野阿闍利と云ふ、賢覺の瀉瓶を得て、密乘に精し、高野に隱遁し  
て、承安四年九月朔没す、享年八十三、付法十九人あり、後に其流を寶心方と云ふ。

乘海(一八三六)院政 保元時代



醍醐山座主、字は圓月中將法印と云ふ、中將師重の子、三寶院定海に傳法灌頂を受け、慶保二年醍醐山座主となり、圓光無量の兩院を帯び、長寛二年仁王經法を三寶院に修し、阿闍梨三口を准服堂に賜り、嘉應元年孔雀經法を修して祈雨し、嘉應二年延曆寺僧徒の京都に亂入するが爲めに仁王經法を修し、五月少僧都に任じ、三年又祈雨し、治承二年五月四日寂す、壽六十二。

一海（一七三七六）院政保元時代

醍醐山無量壽院二世、字尊勝、少輔阿闍梨と云ふ、源朝俊の子、始め華嚴を學び、醍醐山に登り、定海に傳法灌頂を受け、後松橋無量壽院元海を拜して其流を重受す、是より松橋三寶院と異を生ぜるが故に、其流を松橋流と云ふ、治承三年九月二十六日逝く、壽六十四。

行海（一七六九〇）院政保元時代

勸修寺慈尊院の祖、三位律師と云ふ、從三位大郷源行宗の子、幼にして寛信の室に入り、仁安二年最後の極秘を相承し、嘉應二年大僧都に任ず、承安二年二の長者に補し、拜堂

を行ふ、十一月三十三間堂に修法あるや、中尊光明を放てりと云ふ、安元元年及び三年上皇の命に依り、轉法輪の法を修りし降伏をなす、勸修寺に慈尊院を開いて、一方に法幢を立て、治承四年十二月十八日化す、齡七十二歳、付法六人、雅寶を瀉瓶とす。

源運（一七七七〇）院政久安時代

金剛王院二世、攝津僧都と云ふ、淡路守輔明の子、出家して致々修學し、保延二年聖賢の下に傳法灌頂を受け、其正嫡となり、盛に密法を宣揚し、治承四年八月十八日寂す、春秋六十九、付法三十六人あり。

隆海（一七八三〇）平清盛執政時代

釋迦文院の祖、大夫法師と云ふ、大宮大夫家隆の子、兼海の室に入り、久安二年四月圓明寺に於て、大傳法院流の兩部灌頂を受け、其所傳を輯て冊をなす、依て傳隆鈔と名け、後に傳流鈔に改む、此の流唯一の寶典なり、又家隆の指示を受けて和歌を善くせり、治承四年四月廿八日寂す、年五十八、付法九人。

任覺（一七七八〇）院政仁平時代

西院二世藤原行宗の子、大夫法印と云ふ、西院信證の室に入りて傳法灌頂を受け、其渴瓶の資となし、保元元年熊野の塔供養の導師となり、權律師に任じ、平治元年長者となり、長寛元年鎮護國家の祈禱をなし、二年天變を祈り、承安四年祈雨し、皆驗あり、養和元年十二月十二日寂す。印義訣を著し、世寶冊となす、其流を任覺方と云ふ。

宗賢(一七八四)院政平治時代

高野山檢校、字智慶、紀州伊都郡三谷の人、高野聖位の室に入り、醍醐山聖賢の下に傳法灌頂を受け、又高野山良禪に受法し、東南院に住し、永萬二年高野山檢校に任ぜり、偶々仁安三年の裳切騒動の事に坐して薩州に流され、嘉應元年赦されて高野山に歸り、壽永二年九月十三日寂す、壽六十。

定兼(一七六六)院政久安時代

高野山檢校、字は廻心、大納言律師と云ふ、和州宇智郡の人、初め醍醐山理性院行嚴に傳法灌頂を受け、後に高野山に入りて、北室院兼賢に參して中院流を傳へ、教相事相雙終して機鋒最も顯はれ、後聖智院に入りて法幢を立つ、門下市を爲す、治承三年檢校となり、

元暦元年八月廿五日寂す、壽七十九、付法に兼證明任あり。

念範(一八四〇)代平氏全盛時代

念範方の祖、字は大進、安祥寺宗意の上足にして、廣く性相顯密を學び、還て宗意に隨て傳法灌頂に沐し、尋て嚴覺を禮して受法し、又覺信に傳法灌頂を受け、勸修寺安祥寺の間において一宗風をなす、依て其流を念範方と稱す、付法人あり、興然最も秀つ。

定遍(一七九三)院政永萬時代

尊壽院二世藤原顯定の子、寛遍僧正に就て傳法灌頂を受け、深く密學に通じ、一家風を爲す、嘉應二年大僧都に任じ、安元二年長者となり、壽永元年權僧正に任じ、東大寺を領し、尋て圓宗院の法務を兼ね、文治元年法勝寺に任じ、正僧正となり、八月奈良大佛開眼供養師を勤め、十月室中に五壇法を修し、此年八月八日寂す、壽五十三、其流を忍辱山定遍方と云ふ。

有眞(一七六九)院政久安時代

仁和寺菩提院開祖、近江僧都と云ふ、近江守有能の子、艸童にして覺性親王の室に入り、眞助に就き傳法灌頂に沐す、菩提院を開て之に居り、二條帝の護持僧となり崇重せらる、保元二年徳大寺丞相有眞に隨つて出家す、眞後に菩提院に隠れ、文治五年九月廿七日寂す、年八十一。

文覺(一七八六—一八四七)院政保延時代

高雄山中興、俗姓は遠藤氏持遠が子、初の名を盛遠といふ、資性勇悍十八歳誤りて袈裟御前を斬り、慚愧して出家す、熊野山等に苦行し、高雄山の廢頰を見て、大に之を慨し、再興せん爲め普く諸檀に勸進す、一日後白河上皇の離宮に入りて此事を奏せんとするや、適々宮宴あり、群臣歌舞して奏聞せず、文覺大に憤り階下に近きて、疏を捧げて呼號し、歌舞の興を紊る、上皇大に怒り獄に付し、治承三年伊豆に竄せらる、時に源頼朝先に謫せられて此處にあり、師の禮を取る、後頼朝に勸めて兵を挙げしむ、頼朝頼朝府を開くに及んで、師を遇すること殊に厚し、文覺は神護寺を再興し、四十五ヶ條の法度を定め、東寺に大修理を行ひ、法化一世に高し、後に頼家の顧問となる、文治三年七月廿一日寂す、年八十才。

雅寶(一八七九—一八五〇)院政仁平時代

勸修寺長更、九條顯頼の子、天承元年生れ、保延年中に得度し、仁平三年勸修寺長史に任じ、保元三年勸修寺の四至を檢注し、應保元年行海に傳法灌頂を受け、壽永二年長史を成寶に譲り、文治二年東大寺別當に補し、其六年五月十三日寂す、壽六十、實報院と稱し、付法四人あり、成寶を瀉瓶とす。

勝賢(一八七九—一八五〇)院政平治時代

醍醐山座主、初め勝憲と云ひ、覺洞院侍從僧正と稱す、藤原通憲即ち信西の子、平治元年三寶院に於て、實運に隨て傳法灌頂を受け、其瀉瓶となり、實運早世の故に常喜院心覺に隨て、諸密札を受く、偶父信西の罪に依りて配流せられたるが、永曆元年醍醐山に還りて、座主職に任ぜられたるも、乘海等の不平あり、大衆服せず、遂に座主を乘海に譲り、高野山に通れ、治承二年再び座主職に還補したり、翌年實海に座主を譲り、覺洞院に退閑したるが、實海死亡の後、壽永元年三たび座主職に任じ、文治元年權僧正に任じ、東寺に長者となり、四年諸職を辭し、建久元年六月廿二日寂す、春秋五十九、賢最も事相に秀

て、門下市をなし、付法二十人あり、成賢實賢守覺親王靜遍覺禪等の俊秀皆其下に出づ、其著治承記あり。

### 良勝（一八五〇代）鎌倉時代の初葉

良勝方の祖、字は蓮光、勸修寺にあり、藤原の道良の子、性利發にして金峯山大先達となり、嚴覺の病床に侍し、藥餌を薦む、嚴覺其志に感じて食邑水田を分つて之を與ふ、勝言く世財を欲せず、願くば最極無上の心印を傳授して以て守護せんと、覺乃ち最上心印を傳ふ、時に寅刻なりしかば、後に此の印信を寅時の印信と稱すと云ふ。

### 定毫（一八五〇代）鎌倉時代初葉

忍辱山住、定毫或は定豪に作る、辨僧正と云ふ、民部少輔延俊の子、東寺長者に任じ、寛遍の流を兼毫に付法灌頂せられ、忍辱山に居り、其家風を顯揚して、其流を忍辱山流定毫方と稱す、傳法七人。

### 覺鏡（一八五〇代）鎌倉頼朝時代

遮那院流開祖、大輔僧都と云ふ、藤原重兼の子、永治元年三寶院定海の室に入て、傳法灌頂を受け、權少僧都に任じ、大元帥別當に補し、醍醐山慈心院に居る、後此流を遮那院流と稱す、付法林海等四人あり。

### 覺善（一八五六死）鎌倉治承時代

高野山引接院流の祖、字法揚、紀州伊都郡紺野の人、北室院の房光に傳法灌頂を受け、建久五年檢校職に任じ、引接院に住して一家風をなす、其後此流を引接院流と云ふ、建久七年十月某日寂す、付法に良任出づ。

### 覺成（一七八八死）鎌倉建久時代

保壽院流第二祖、中納言忠宗の子、北院に於て覺法親王に傳法す、親王後に保壽院永嚴に命じて傳法せしむ、覺成強記博覽所傳を集めて金玉鈔を成す、此傳他傳と趣きを異にするを以て、世に金玉保壽院流又は金玉御流と稱す、覺成後に東寺長者となり、累進して建久五年大僧正に任ず、偶々病あり起たざるを知り、門跡並に法寶を親覺の付法たる道弘に附屬す、道弘早世するを以て、其聖教を導尊に附屬すと云ふ、其月十二月二

十一日卒す、壽七十三付法隆遍等十人あり。

明遍（二八六〇代）鎌倉の初代

高野山蓮華三昧院開祖、名は空阿、字は入佛と云ふ、後に明遍と稱す、藤原通憲即ち信西の子、温雅にして和歌を善くす、世塵を厭ふて高野山に遁れ、秘密瑜珈に入り、諸法無常を觀ず、偶々意教上人に會し、傳法灌頂を受け、蓮華三昧院を創して開基となる、父信西の忌辰に際し法華八講を修して其唱導師となり、遂に山を出てず、一心院妙智坊に住し、平常御廟に讀經し、大杉樹上に端坐し、極樂の相を觀じて寂す、依て後に其杉を明遍杉と云ふ。

眞慶（二八六〇代）鎌倉の初代

天王寺邪流の祖、宰相法師と云ふ、勸修寺良弘の灌頂を受く、後に天王寺別當となる、良弘は良勝の弟子にして、良勝は金峯山の先達なり、眞慶は理源大師以來の修驗道の極位は、即ち眞言宗の極意なりと稱し、自ら妻妾を蓄へたることを以て、後世之を天王寺邪流と流し、立川邪流の一となす、付法には實子増瑜あり、寂年月不明なり。

雅西（二八六一死）鎌倉時代の初葉

照阿院流の祖、字は知定と稱し、金剛王院源運に傳法灌頂に沐して悉地を得、身より光明を發すると云ふ、平清盛の歸依を受け、醍醐山に光明山照阿院を開ひて、盛に密法を宣揚し、一家風を擧げたれば、其流を照阿院流と云ふ、建仁元年正月四日寂す、付法眞源以下十四人あり。

兼澄（二八六二死）鎌倉頼朝時代

高野山の高僧、字は勝善、泉州の人、正智院定兼の上足、泉州穴師薬師寺に居り、才操を以て鳴り、後鳥羽上皇の爲に優遇せられ、泉州僧録司となるも、性閑談を好み、高野山寶光院に遁れ、觀法修念す、道範等其門に來り投ず、建仁二年八月三日入定す。

守覺（二八六〇）鎌倉承安時代

仁和寺喜多院御室、後白河帝第二子にして、久安六年に生る、幼にして仁和寺に入り、十一才にして覺性親王に就て出家し、十九歳にして觀音院に於て傳法灌頂に沐し、嘉應

仁和寺と董す、翌年親王の宣下を受け、圓宗圓融圓教の事務となり、承安元年六勝寺の長吏となり、尋て最勝光院の檢校に任じ、此冬西門皇妃金堂を法金剛院に立て、親王をして導師を勤めしむ、安元二年二品に叙し、治承二年六波羅府に中宮の産を祈り、安徳帝を誕せしめ、其賞を覺成に譲り、後高倉上皇の病を祈り、元暦元年地震を禱るの賞を親覺に譲り、文治二年車宮門に入るを許さる、親王性聰慧豁達にして、書を能くし、和歌を能くし、研究の志深く、廣澤流は覺性親王と保壽院覺成に受學し、小野流を醍醐の勝賢源運に受傳し、勝賢に傳ふる所を記して野鈔(後に秘鈔と云ふ)野月鈔を著し、覺成に受くる所を記して澤見鈔と澤見新鈔となす、諸流を汲み合せて大成せるの趣あり、故に仁和御流の中興の祖と稱し、其所著を新鈔と稱して、皆之を依用し、小野流も其著秘鈔を尊崇して盛に依用す、或は此系に屬するものを御流三寶院と稱す、實に仁和寺の盛榮なること此時に如くはなし、親王は孔雀經北斗法會を修すること數十度、建仁二年八月廿五日入定す、寶壽五十三、其著澤見新鈔五十八卷、澤鈔十卷、野鈔十八卷、野月鈔九十卷、左記、右記、和歌集等あり。

仁濟(一八六五死)鎌倉頼朝時代

高野新別處の開祖、字地藏、京兆の人、美濃守忠隆の子、念範の印可を得、後に寛信法務を禮して、傳法灌頂を受け、其奥に入り、高野山新別處の座基を開く、元久二年六月八日寂す。

延果(一七八三)鎌倉元久時代

東寺の長者、藤原能忠の子、夙に眞言に入り、禪喜に従ひて不髮受戒し、業成りて、傳法灌頂を受け、文治元年春權少僧都に任じ、幾なくして大僧都となる、建久二年春東寺長者を司り、夏五月神泉苑に祈雨して法印に叙し、累進して大僧正に任じ、正治元年八月再び雨を祈りて牛車を許さる、此年高雄の神護寺主に任じ、建仁元年護持僧となる、翌年秋東大寺に董し、大に寺規を修め、元久二年七月三たび雨を祈り、賞として弟子延教を權律師に任ず、後諸職を辭して、六條の別院に退居し、建永元年三月十二日寂す、壽八十四、世に六條の僧正といふ。

印性(一七九三)鎌倉建永時代

仁和寺眞乘院開祖、大夫僧正と云ふ、左京大夫三位長輔の子、任覺に隨て兩部の灌頂に

沐し、建久五年權大僧都に任じ、夏雨を祈るの功に依て、弟子覺教を法眼に叙す、三年長者に晉み、建永元年護持僧となり、權僧正に任ず、承安二年宣秋門皇后の願に依り、眞乘院を翹め、諸職を讓りて、茲に歸休し、承元元年七月三日逝く、壽七十六歳、付法覺教顯明等七人あり。

最寬(一七八九〇)鎌倉建永保時代

三位法印と云ふ、初名澄任、參議親隆の子、應保元年十一月仁和寺觀音院に於て、任覺に隨て灌頂に休し、守覺親王の命に因り、仁和寺別當となり、次て眞觀寺座主となる、始め香隆寺にあり、後に慈尊院に移る、曩に大師請來の瑜祇塔圖、寬平法皇金剛に命じて寫さしめたりしが、寬空之を失ひしを以て、之を寫して西の院に備ふ、後勝尾山に逃れて素志を完ふし、承元三年十二月十日寂す、壽八十、付法宏教あり。

覺基(一八七〇)鎌倉建久保時代

高野山檢校、字は圓性、泉州山代の人、早く南山蓮上院に住し、金剛王院覺海並に覺濟に、山傳法灌頂を受け、承元二年高野山座主に任じ、後鳥羽上皇の召に依て、仙洞に孔雀經

經を脩し、効驗あり、乃ち法橋上人位に叙せらる、時に永宣旨を賜ひ、此後高野山檢校に任ずるもの皆法橋上人位に任ずるを例とす、建保五年三月二十一日寂す、八十五歳。

靜遍(一八八一)鎌倉實朝時代

禪林寺の學者、禪林寺法師と云ふ、池大納言頼盛の子、廣澤の門に入り、後勝賢に傳法灌頂を受け、諸密軌を學び、永久三年成賢と互に師資となつて法を交換し、秘鈔口訣拾參帖を著し、學僧をして知らる。

覺海(一八八〇)鎌倉建久承久時代

高野山の學德、字は南證、和泉の法橋と云ふ、但馬の人、和泉守雅隆の子なり、幼にして醍醐山定海の室に入り、傳法灌頂を受け、尋て隨心院親嚴、石山明澄に授法し、高野山に入りて義學を研き、其居所を花王院と云ひ、講説を事とし、法性道範等皆其門に集る、建保五年高野山檢校に任じ、承久二年職を辭し、花王院に退居し、下品の悉地を願ひ、魔界に入りて魔族を退治せんと志せり、貞應二年八月十七日、年八十二にして、中門の扉二枚を翼となし、空中に飛去れりと云ふ。

成寶(一八八七)鎌倉安貞時代

勸修寺長吏、峯の僧正と云ふ、參議惟方の子、仁安元年雅寛の室に入り、治承三年三會の講師となり、壽永二年權律師に任じ、勸修寺長吏となり、文治六年四月雅寶に傳法灌頂を受け、また興然を請じて印可を受く、建久七年高野山仁濟に受法し、正治元年元興寺法隆寺別當となる、承元三年權僧正に任じ、二長者となる、其十二月諸職を辭す、建曆二年東大寺華嚴會を再興し、建保の初祈雨し、十二月東大寺別當を辭するや、大安寺別當となり、三年祈雨し、再び權僧正に任じ、承久二年神泉苑に零し、功に依て大僧正に轉ず、三年長者に晉み、十一月長者を辭し、四年また東大寺別當に任じ、壽祿元年辭して高野山來迎院に隱る、南山俊逸皆其門に集まる、安貞元年十二月十七日逝く、年六十九、付法十一人榮然瀉瓶たり。

道尊(一八八五)鎌倉安貞時代

安井門跡の開祖、以仁王の子なり、以仁王の兵を擧ぐるや、時に年七歳、捕はれて六波羅に至りしも、平宗盛の請に依り、宥されて、仁和寺守覺親王に賜りたり、建久四年一身阿

闍梨に任じ、尋て權少僧都となり、蓮華光院即ち安井門跡を開きて之に居り、盛に密乘を唱ふ、元久三年春東大寺を領し、承元二年僧正に登り、長者に進み、また護持僧となる、承久元年日蝕を祈り、二年冬諸職を辭し、翌年再び大僧正に任じて諸職を管し、牛車の宣を賜り、安貞二年八月五日寂す、壽五十四、僧正守覺親王の下に在りて、仁和寺の道法親王と及び蘭菊の美ありしを以て、其流を安井御流と稱す。

明任(一八八〇)鎌倉安貞時代

高野山檢校、字は勝光、紀州伊都郡神宮の人、定謙に従て傳法灌頂を受け、京都に出て、諸密師を訪ひて研磨し、歸來正智院に住して法雷を轉ず、名聲天朝に達して法眼に叙し、嘉祿二年檢校に登り、學徳一山を壓す、法性道範等十餘人皆其門に出づ、寛喜元年十一月十日化す、壽八十二。

成賢(一八九二)鎌倉安貞時代

醍醐山座主、宰相僧正といふ、櫻町成範の子、草童にして勝賢の室に入り、文治元年三寶院にて傳法灌頂を受け、建仁三年醍醐山座主となり、建久四年律師に任ず、元久元年祈



雨し、後數度祈雨の諸法を修し、又普賢延命法、大虚空藏法を行す、上皇三寶院に臨御し、又宣陽門院の發願に依て、阿彌陀院を建立せらる、寛喜三年道教を召して瀉瓶となし、其九月十五日寂す、壽七十、上下傳法するもの四十餘人、道教深賢憲深意教之を四傑となす、皆共に一流派をなせり。

貞曉(一八八四一)鑄倉元久時代

高野山寂靜院の開祖、初能寛と云ひ、又千阿上人、或は鎌倉法印と號す、源頼朝の子、建仁三年十八才にて彌勒寺隆曉の室に入て得度し、道法親王の傳法灌頂に際し、勝寶院華藏院の兩寺を領す、道法親王の薨するや、仁和寺門主を貞曉に譲らざるを以て、曉大に憤り、高野山に退閑す、曉同山行勝の風猷を慕て、行勝の寂するや、哀悼止まず、地藏尊一千體を造りて、其冥福を祈る、偶々鎌倉にて實朝の弑せらるるや、曉を邀て世子と爲さんと欲し、政子高野山下に來りて、之を勸むるも敢て應ぜず、且つ木幡心空上人に道を問はしむ、乃ち政子大檀越となして、心空をして東寺遍照心院を建てしむ、曉は寂靜院を開て、彌陀三尊を安じ、又丈六堂を立つ、貞應二年悉く落慶し、源家の鬘髮を納れて、菩提を弔ふ、遂に勅願所となる、寛喜三年二月二十三日寂す、年四十六。

光寶(一八九九死)鎌倉元久時代

醍醐山座主、鳥羽法印と云ふ、式部律師亦左衛門督法印と稱す、中光雅の子、小野成實の室に入り傳法し、後成賢を禮して傳法灌頂を受け、建保六年醍醐山座主となりたるが、承久三年に至て公方を調伏するの故を以て、衆徒和せず、遂に座主職を辭し、傳法寶篋等を持して鳥羽に往き、又忍辱山定豪の門を叩く、成賢の求に依り寶物聖教の返納を命ぜられたるを以て、一夜に寫得して之を返納し、鎌倉に法輪を轉ず、二年醍醐山に歸り、再び座主職に任ず、請雨の爲めに安貞清瀧社に孔雀經を轉じ、賞に依て阿闍梨三口を寄せたり、寛喜元年に及て衆徒和せず、再び座主職を辭し、延應元年四月二十日寂す、其流を光寶方と稱し、定憲は其正嫡たり。

覺代(一九〇〇代)鎌倉時代

勢州教王山第三世、因幡律師と呼ぶ、同山第二世濟甚に隨て華藏院の本源を究む、華藏の道勝始め南山の明寂に諸法軌を傳授すと雖、未だ深意を得ず、伊勢大神宮に詣して加被を請ひ、其告に依て覺升の下に傳法灌頂し、後華藏院に招して付法を受く、其志に

感じて華藏院流の聖教書籍を悉く華藏院に返納す、依て華藏院宮の請に依り律師に任ぜられ、又勢州三ヶ庄内を教王山に納めて食邑となす。

覺教(一八〇三)鎌倉建永時代

真乘院第二世、左大臣實房の子、幼より印姓に隨て出家し、覺法親王に傳法灌頂を受け、真乘院に住す、承久二年長者に任じ、嘉祿二年僧正に進む、貞永元年正月東寺法務護持僧となり、二月大僧正に昇り、仁治三年正月八日寂す、壽七十七。

尙祚(一九〇五)鎌倉承久時代

高野山八傑ノ一、俗性生國詳かならず、密教を習究して其奥旨に達し、心南院を開き、彌陀の像二を安置し、密誦の外兼ねて淨業を修す、寛元三年十一月二十五日寂す。

法性(一九〇五)鎌倉承久時代

高野山實性院開山、字は覺圓、正智院明任の門に學び、學識豐贍、道範と比肩す、偶々仁治三年の大傳法院と金剛峯寺との争鬭の罪に座して、出雲國に配流せられ、寛元三年十

月廿一日配所に寂す、其門下其遺跡を尙て額して法性院と云ふ、後に法を寶と改め、宕快出づるに及んで、此の院即ち兩門主の一となれり。

實賢(一八六三)鎌倉承久時代

金剛王院の高徳、金剛王院僧正、又は大夫僧都と云ふ、右馬權頭基輔の子、幼にして出家し、建久七年三寶院に於て寛繼に灌頂を受け、後に禪林寺靜遍に秘訣を傳ひ、又勝賢の下に傳法灌頂を受け、尋て金剛王院賢海に隨て重受し、且つ南都に遊びて、唯識中觀を學び、曾て高野山に登るの途次、葛城郷の村家に於て、興福寺の僧の還俗せる人に會して法相の秘訣を聞き、且五六箇の草子を換けられ、屢々其廬を訪ふて大に得る所あり、嘉禎二年醍醐山座主に供じ、大僧都に補し、四年權僧正に叙し、四長者に加し、實治二年に至て弟子覺智等の奔走に依て、一の長者に加し、大僧正に任ずるも、實直にして牛車に乗らず、人其徳を稱す、延應二年一條相國の爲めに如法愛染法を修し、寛元二年六月法零し、三年九月四日寂す、壽七十、法化一世に高く、其門市をなし、付法に覺濟覺智胤如實實篋我實等皆一家をなし、各其流を出せり。

道範(一八四三)鎌倉建仁時代

高野山の學者、字は本覺、後人略して首竹と稱す、泉州船尾の人、甫めて十四、高野山に登て正智院明任に隨て薙髮し、聰慧にして研學最も顯はる、建仁二年八月兼澄の囑を得て、實光院に住し、又花王院の學海に宗義を問ひ、京都に出て、禪林寺の靜遍并金剛王院の實賢に受法し、又守覺親王を禮して、廣澤の傳法灌頂に沐し、返て明任に中院の極祓を相傳し、正智院に住して、大法幢を樹つ、仁治四年大傳法院の事に坐して、讚州に配流せられたるも、悠々自適、即ち南海流浪記を著し、また善通寺にありて法雷を轉じ、在讚七年にして、建長元年赦に遇ふて南山に歸り、實光院の舊居に居り、四年五月廿二日寂す、春秋六十九、其著すもの大疏、遍明鈔二十卷、除暗鈔七卷、理趣經祕傳鈔三卷、相應經祕訣五卷、文義憶持鈔二卷、二教論平鏡鈔三卷、寶鑰問談鈔四卷、即身義鈔一卷、聲字義鈔二卷、菩提心論鈔三卷、祕鍵開寶鈔等七十餘部、二百卷あり、野山の學徒、其所立の義を學ばざるはなし。

### 行勝（一八九二）鎌倉建仁時代

高野山一心院開祖、仁和寺華藏院寬智の侍童なり、攝津高木の人、心覺に隨て受法し、また傳法灌頂に沐す、壯年に及んで諸山大嶽を跋躡し、金峯筌窟に於て不動使者法を修

し、明王の出現し給ふに會し、大に心身調達し、後高野山に入て穀味を斷じ、一粟柿を食すると六十年、一心院を創て之に居り、二萬餘日護摩供を修し、不測の神力を得たり、仁和寺道法親王灌頂の日、風雨止まざりしかば、守覺親王上人に命じて止風雨法を修せしむ、遂に天聽に達し、其賞として上人の請を入れて、天野神前に一切經を安置せしむ、不動護摩法を修すると、毎日七座盡壽まで怠らず、建保五年五月六日、蟬脱す、年八十八。

### 榮然（一八九三）鎌倉正嘉時代

勸修寺の長吏、出雲大僧都と云ふ、顯密を學び、傳法興頂を興然に受け、後成實を禮して付法嫡資となり、建久六年小僧都に任じ、七年大僧都に轉じ、八年法印に叙し、雷名四隣に轟く、相國道家、勸修寺に詣て、榮然に灌頂を受け、且つ曰く、我聞く寬信法務非器に授けんことを恐れて、金櫃を封閉すと、恐らくは甘露變じて水と成らん、僧都蚤く封を解くべしと、乃ち緘印を割くに、嫡々の印璽を得たり、僧都乃ち稀有なりと嘆じ、勸修寺の密林再び日暉を發す、是より榮然を長吏三代の師となす、正元元年八月十三日逝く、年八十八、付法せる者聖基道寶等あり。

### 心覺（一八四一）鎌倉承久時代

常喜院の開山、宰相の阿闍梨と云ふ、宰相實親の子也、三井寺常喜院の住持にして、宮中に興福寺珍海と論戰して敗北するや、憤慨して顯を去て密に入り、醍醐山勝賢に祕密法を傳へ、諸尊雜記五十卷等を著し、廣澤の兼慧に隨て研究怠らず、傳法灌頂に沐し、高野山に常喜院を創て之に居り、朝懺暮悔三時怠らず、養和元年夏六月廿四日寂す、臺密と野澤とを兼て傳承したるを以て、所說最も穩健にして、自ら一家風あり、依て其流を常喜院流と云ふ、其所著五十卷鈔の如き臺密をも併説するを以て、密徒の寶典として所用せらる、其他眞言集五卷、鷲珠鈔十卷等百餘部あり。

### 覺智（一九〇〇代）鎌倉時代の中葉

覺智方の祖、大蓮房と云ふ、城介盛景と稱す、初め行遍の下に受法せんとせしも、荒入道なればとて拒絶せられしを以て、實賢の下に傳法灌頂を受けられたれば、大に奔馳して師實賢を、長者職に登らしめたりと云ふ。

### 如實（一九〇〇代）鎌倉時頼執權時代

加茂流の祖、空觀房初は慈念と稱し、後に如實と改む、金剛院の實賢に隨て、傳法灌頂を

受け、加茂の神光院に住して一家風をなす、依て其流を加茂流と云ふ。

### 寶篋（一九〇〇代）鎌倉時頼時代

三輪流の祖、蓮道房と云ひ、先に應仁又道圓と稱す、金剛法院主實賢の下に、傳法灌頂を受け、三輪に居りて一家風をなし、又別に三輪流神道を出せり。

### 深賢（一九二一死）鎌倉弘長時代

醍醐地藏院流祖、地藏院法印、又按察法院と云ふ、初め實賢の室に入りて灌頂を受け、後建保三年成賢に隨て傳法灌頂を受け、大に一山に尊重せらる、初め淨林院を營み、後地藏院を建て、之れに居る、道教の入寂に臨み、滅後に親快に具支灌頂を授けんことを以てす、諸秘具の依囑を受けたるを以て、曆應二年親快に傳法し、預る所の諸秘具を附す、弘長元年九月拾四日寂す、親快其燈を挑げ、以後此流を地藏院流と稱し、自ら三寶院の正嫡と云ふ。

### 眞辨（一九二一死）鎌倉弘長時代

高野山八傑の一、紀州海草郡名手村の人出家して高野山に登り、十輪院に住す、正元元年高野山の檢校となり、在職二年、弘長元年寂す。

宗寛（一八五〇生）鎌倉時頼時代

勢州教王山開祖、近江園梨と云ふ、もと慧什の付法にて野澤の兩流を研き、重て華藏院寛曉に隨て博法灌頂の職位を受く、時に年四十二、當流を究む、然るに同學隆曉華藏院門跡を相承するを以て、憤慨して門跡相承の秘藏寶冊を負ふて勢州に走り、教王山内證院を觀め、之に居る、老後詳ならず。

隆澄（一八四六）北條時頼時宗時代

三位大僧正と云ふ、藤原長信の子、建保七年四月理智院に於て、良遍に傳法灌頂を受け、理智院第五世となり、再び仁和寺道深親王に兩部大法を傳法し、建長七年權僧正に任じ、正嘉二年僧綱を辭し、建長元年に再び僧正に還補し、長者に任じ、文承三年法務を領し、護持僧となり、冬十一月其職を辭す、同月十七日寂す、壽八十六。

真空（一八五四）鎌倉時宗時代

大通寺の開山、賴瑜の師範、初め覺念と云ひ、後に真空と云ふ、世に本幡上人、或は同心上人と云ふ、始め東大寺に住し、理性院行嚴に灌頂を受け、後に高野山に登り、明寂上人を禮し、事教の奥義を傳習し、金剛三昧院第五世を繼ぎ、後山城木幡郷觀音寺に住して、法化最も高く、門下に決を求むるもの多く、新義の賴瑜來叩し、疑義を決す、嘉禎年間鎌倉の大將軍夫人覺禪尼、空に歸して一院を洛西に建て、額して吉祥山大通寺遍照心院と云ふ、文永五年七月八日寂す、壽六十五。

淨尊（一九三〇死）鎌倉時頼時宗時代

醍醐山の高僧、御園律師又は中納言僧都と云ふ、成賢の室へ入り、傳法灌頂を受け、所作成辨せり、道教入寂に臨みて、親快に付法全からず、故に深賢を阿闍梨に選み、尊に諸聖教を預けたり、然るに憲深の威勢盛なるを以て、親快憲深の下に學習せしを以て、尊憤て、聖教寶器を駄して、山科の禪院に移りたるに、親快大に懺悔し、來訪陳謝せしを以て、皆其預る所を親快に附したり。

眞徹（一九三一死）鎌倉時宗時代

鎌倉稱名寺開山、初名は眞助、字は妙性、後に眞徹と改む。左大臣公宣の子、仁和寺、菩提院、行遍に隨ひ入壇灌頂し、鎌倉に稱名寺を開き、後寺を審海に附し、醍醐山に歸り、淨眞の燈を繼ぎて清住寺に住し、禁殿に修法すること數度、文永八年十二月十四日寂す。

道勝(一八九三) 鎌倉文永時代

東寺長者、藤原實氏の子、寛喜二年高野山貞曉の室に入りて愛育せられ、曉の命に依り、十四歳保壽院導守に隨て出家し、後高野山の明寂に遇うて諸尊法を傳ふ、後導守南山に隱れ、保壽の秘密寶篋を悉く勝に傳附し、仁和寺道明親王に隨て受法を命ず、乃ち仁治元年北院に於て傳法灌頂を受く、正嘉元年秋僧正に任じ、文應初年長者となり、弘長二年大僧正に轉じ、護持僧となり、三年東寺灌頂院に於て傳法灌頂を修し、道耀等四人に授く、文永五年蒙古退治に仁王法を修し、其十年七月十三日寂す、壽五十六。

頼賢(一九三五) 鎌倉文永時代

意教流の祖、字は尊圓、藏人阿闍梨と云ふ、成賢の室に入り、溫和にして師命に背くことなし、遂に具支灌頂を受け、功德院を創て開基となる、成賢僧正三大願あり、一には父母

を始め、法界の爲めに、一萬供の護摩を修せん、二には一夏九旬の間に、法華全部を暗誦せん、三には令法久住の爲に、世榮を離れんと、頼賢乃ち其願を繼ぎて、先づ法華を暗誦し、次に三ヶ年間護摩供を行す、成賢其志に感じて、寛喜三年一宗大事を附す、頼賢乃ち高野山金剛三昧院の安養院に遁れ、後に小田原實相院に移りて開基となり、龜山天皇より法橋上人位を授けられ、又關東にありては鎌倉雪の下常樂院を開基す、文永十年十二月七日寂す、壽七十八、其門に義能慈猛實融願行あり、共に一方に法幢を樹て、一流をなす。

親快(一九八七) 鎌倉建治時代

三寶院親快方の開祖、大納言法師と云ふ、唐橋雅親の子、幼にして道教の室に入る、道教付智法瀉瓶せんとするも、早世す、故に遺命して深賢に具支灌頂を受くべく、聖教を淨尊に預け置きたり、茲に於て成立の後、淨尊より諸聖教を受取り、曆仁二年具支灌頂を深賢に受けたるも、其前は當時報恩院憲深の威勢隆なりければ、之に受法したるを以て、其憲深に付法する所を記して、幸心鈔となし、深賢に受くる所を記して、土巨鈔となせり、憲深三寶院座主となるに及び、親快其嫡傳の聖教を地藏院の寶庫に移せしを以

て、憲深と快からず。憲深の寂するや、其徒定濟を擧げて座主となせしを以て、地藏院系に屬するもの甚だ快からず、之を二條上皇に訴ふ、然るに上皇もまた憲深に贊せしを以て、大に憤て、太秦の桂宮院澄禪の下に赴き、文永年間親玄實勝に傳法を授け、建治二年病に臥するや、門人上皇に座主職に補せんことを奏し、座主職の宣を受けたるに、快大に憤り、吾健在の日競望するも補せず、今死せんとする日之を補す、何んぞ吾を弄するの甚しきやと、宣書を却け、幾干もなくして死す、建治二年五月二十六日なり、享年六十二。

實深（一八六九）鎌倉嘉禎時代

醍醐山座主、蓮藏院僧正と云ふ、阿原公國の子、成賢の室に入り、傳法灌頂を受け、嘉禎二年憲深に重て印可を受け、建長七年醍醐山座主に任じ、八年退職して蓮藏院に居り、正元二年大宮皇后の産を祈り、三月僧正に任じ、三長者に加す、弘長元年憲深の瀉瓶に預り、報恩院第二となる、四年紫宸殿に御修法を勤め、建治三年九月六日寂す、壽六十九。

定濟（一九三七）鎌倉寬元時代

寶池院流の祖、寶池院大僧正と云ふ、三論學匠なり、内大臣定通の子、母は後醍醐上皇の乳母にして、稱童の日御遊の侍兒たり、帝曰く、我後に登極せば、則ち汝をして護持僧と爲さんと、故に出家の後も豊福にして内外の籍を獵り、忍辱山定親に依て顯密を學ぶ、乃ち憲深に詔して傳法灌頂を受しめ、建長八年勅に依り醍醐山座主に補し、正元二年憲深皇后安産を祈るの賞を讓られ、權法務に任ず、偶文應元年醍醐山經藏御影堂如意輪堂五大堂三寶院を灰燼にす、而して濟は常に俗姓の家に遊び、所受を廢するを以て、憲深の意に滿たず、實深を以て瀉瓶とせり、然るに憲深入滅するや、公威に依て寶庫を封緘し、上皇又付法に擬せんとせり、茲を以て實深嫡否を訴え、遂に定濟は付法にあらざるも三度の中に一度は修法も勤むべきこととなり、文永元年雨を祈り、三年蝕を祈り、四年權僧正に任じ、六年上皇東大寺戒壇に受戒するや、濟を戒和尚となし、後屢々修法して驗あり、濟一山大衆を會して曰く、今や金山灰燼となる、若し我門徒をして座主に任せしめば、乃ち伽藍を建立せんと、衆議之を納れたるを以て、遂に諸堂を造營して、結緣灌頂を行ふ、爾來定勝定任相繼て三寶院門跡を相承せるも、法器を繼承せず、建治五年十月十三日寂す、年六十三、仍て其流を寶池院流又は定濟方と稱し、或は門跡相承とも云ふ。

道寶(一八九七四)鎌倉嘉祿時代

勸修寺長史安祥寺僧正とも云ふ、八條良輔の子、相國道家の猶子、建保二年に生る、幼にして勸修寺成寶の室に入り、文暦化三會の講師となり、嘉禎三年勸修寺長吏となる、延應六年八月成寶の依囑に依り、榮然に傳法灌頂を受け、又安祥寺良瑜の脈譜を傳授し、兩寺に跨りて雷名を馳す、寛元三年長吏を辭し、文應中勅して復長吏に任じ、愛染法を修し、又日蝕を祈り、或は祈雨し、建治三年長者に登り、勅を奉じて伊勢大神宮に參し、三十日間蒙古降伏の法を修し、弘安六年法驗に依り、賞して大僧正に轉ず、六月大安寺別當となり、二年五大虚空藏法を禁殿に修し、四年東大寺別當となり、又五大虚空藏法を修す、其年八月七日寂す、壽六十八、其著理趣經秘訣は最も本有説を發揮したるものにして世に行はる。

法助(一八九八七)鎌倉延應時代

仁和寺主藤原道家の子、十二歳にして仁和寺道深の室に入りて得度し、延應元年一身阿闍梨となり、准三后となる、僧侶の准三后茲に始ると云ふ、寛永元年觀音院にて傳法

灌頂に沐し、建長元年仁和寺を領して、大に法鼓を鳴し、其門に集るもの多し、正嘉二年事務を性助親王に附し、乙訓の開田院に退居す、世開田准后又は關田御室と云ふ、弘安七年十一月二十日逝く、年五十八、付法二十六人あり。

叡尊(一九八六〇)鎌倉寬喜時代

真言律中興者、字は思圓、和州添上郡箕田の人、諡を興正菩薩と云ふ、建仁元年生る、八歳にして醍醐山西小坂の里の神巫の家に養はれ、年十四醍醐山安養院榮實の室に入り、性相を學び、二十八歳傳法灌頂を受く、三學全く備らざるを慨き、嘉禎元年東大寺不空羅索堂に於て同志四人と自誓得戒し、靜慶の傳法灌頂を受け、西大寺に住して、盛に密教の意に依りて律幢を立て、醍醐山に寶幢院を興して、理源大師觀賢の遺風に依て、律風を扇ぎ、寛元三年泉州家原寺に於て、肇て別受法を行し、龜山天皇及び皇妃に戒を授け、鑑真和尚傳來の法衣を賜り、正應三年八月二十五日西大寺に歿す、年九十、其流を西大寺流と稱す。

良胤(一九八七二)北條時頼時宗時代



岩倉方の祖字は大圓丹州三重の人、國府金剛薩埵院閑觀に隨て出家し、嘉禎三年清水寺觀音に祈り、金剛王院實賢に隨て傳法灌頂を受け、次て洛東岩倉觀勝寺に住し、之を禪林寺の東に移す、龜山帝の爲めに優遇せられ、東宮の護持僧となり、其等身の愛染明王を彫み、龜山上皇の落飾するや、其師となり、賞として近邑山林を賜ふも、僅に境内のみを受く、帝臨幸隔日なきを以て、仙宮を觀勝寺に營まんとすれども、辭して受けず、繪旨臻るに及て高野山に遁れたり、元寇の亂に詔を奉じて八幡宮に調伏法を修し、續て異國降伏の勅を受けて自ら五大明王を作り、長日護摩す、帝莊園を納れんとすれども受けず、屢々なるに及て、石山の龍洞に通る、後觀勝寺に還り、正應四年五月二十六日寂す、春秋八十、其流を岩倉方と稱し、今に至るまで盛なり。

實勝(一九〇二)鎌倉弘長時代

醍醐山座主、西園寺大相國公經の子、醍醐山に入り、親快に具支灌頂を受けたるも、多く生家のみに居り、親快の訃を聞て後登山す、然れども勅に依て地藏院を管し、醍醐山座主に任ぜられし故親快付法親玄より異議あり、遂に遍智院に退くの止むを得ざるに至る、後和融して、聖雲に付法し、正應四年三月十三日寂す、壽五十一、世に之を實勝法と稱す。

稱す。

憲靜(一九五五)鎌倉正仁時代

願行法の祖、願行上人と稱せらる、京兆の人、泉涌寺僧坊の室に入て出家し、意教上人の徳光を聞て、高野山に登り、弟子の禮を採る、後關東に隨從して、傳法灌頂を受け、又長樂寺の隆寛に隨て淨土教を傳ひ、鎌倉に大樂寺、理智光寺、並に不動の靈地たる大山寺を再興し、又鎌倉八幡に築地をなす、東寺の衰頽を嘆きて、大勸進をなして興隆す、宮中に於て法を説くこと數度、後宇多天皇其徳を稱して、宗燈上人の稱旨を賜ふ、永仁三年四月七日西八條の住坊に滅度す、其流を願行方と稱し、關東に相承せる寺院多し。

玄慶(一九五八)鎌倉正嘉時代

岳西院流の祖、式部卿法印と云ふ、正嘉元年報恩院に於て傳法灌頂を憲深に受け、雷名高く、醍醐山に岳西院を開て之に居り、其所受を記したるを玄慶法則と名く、永仁六年十二月六日寂す、付法に定耀聖忠あり、其流を岳西院流と云ふ。

經瑜(一九六〇)鎌倉弘安時代

仁和寺眞光院開祖、二位法印又は南勝院と稱す、傳法院覺禪に隨て灌頂を受け、賴瑜、隆盛、源意の三師に各法流を皆傳して、傳法院の各系を統一し、眞光院を營みて之に居り、興教大師所持の道具法軌聖教等皆其實庫に納む、今仁和寺に興教大師の遺墨あるは、此の所以なり、付法禪助賴瑜の二人を出せり。

覺濟(一八九八五)鎌倉正嘉元時代

醍醐山座主、山本僧正と云ひ、後に眞源と改む、三位兼季の子にして、初め醍醐山源運に四度を傳受し、尋て金剛玉院實賢に隨て灌法翻頂を受け、醍醐山座主に任じ、又金剛王院勝尊の下に傳法印可を受け、隨心院靜嚴の門を叩きて、金剛主院の聖教等皆受傳し、茲に一家風を擧げ、正應六清瀧宮に祈雨し、永仁五年又祈雨し、六年清瀧社に祈雨して、歡感あり、凡僧一藹は權律師たるべきの永旨を賜り、尋て金剛王院八世の席を繼ぎ、乾元三年正月二十二日寂す、壽七十七。

性仁(一九九二七)鎌倉弘安時代

仁和寺法親王、高雄御室と云ふ、後深草帝の子、五歳にして親王となり、滿仁と名けられ、

年十二、性助王に隨て出家し、後十八年にして觀音院に傳法灌頂を受け、性助薨するの、後寺務に居り、正應元年二品に叙し、十年深性親王を付弟となす、嘉元二年一品に叙せらる、是れ僧中の初例なり、親王高雄山に遷居するを以て高雄御室と稱す、深性親王の爲めに禪助を招て大法を付屬し、其年八月十日薨す、壽三十八。

賴瑜(一九八八六)鎌倉嘉元時代

新義加持説の創始者、大傳法院の中興、字は俊音、紀州那賀郡山崎村の豪族土生川氏に生る、其家今に連綿たり、性聰敏豪邁にして、玄心の下に出家し、高野山に登り、大傳法院の學侶となり、道悟に教相を學び、後東大寺に三論華嚴、興福寺に瑜伽唯識を學び、仁和寺に至て廣澤流を汲み、年三十三の比、十住心論の愚草を起筆し、是より漸く著作に従事し、小幡真空に廣澤流を傳ひ、又醍醐山憲深に報恩流の底を叩く、四十二歳にして、文永二年大傳法院の學頭の職に登り、丈六堂に傳法會を勤め、醍醐山實深の講に應じて、同山中性院に居り、後高野山に還て、大傳法院を再營し、其成るや、茲處に大傳法會を勤め、其談義を編みて、大疏愚草を草し、始て加持身説法の義を成立す、弘安三年醍醐山實勝高野山に登るに會し、中性院に於て秘密第三重の許可を受け、其流意に依りて自ら

一流をなす、瑜公の聲望漸く全山を壓するに至り、茲に弘安九年大傳法院大浴室建立のとなり、金剛峰寺の徒と争闘し、敗れて根來山に奔り、斷然意を決して、大傳法院密嚴院を根來山に移轉するとに定めぬ、之れ正應元年三月なり、堂宇未だ完からざるを以て、圓明寺に大傳法會を行ひ、嘉元二年正月元日滅す、年七十九、其著すもの、大疏指心鈔十六卷、同愚艸十八卷、釋論開解鈔三十六卷、釋論愚艸二十二卷、十卷章の鈔通計四十四卷、十住心論衆毛鈔十五卷、愚艸三十八卷、諸開題愚艸十數卷、野道鈔二卷、胎藏界入理鈔三卷、金剛界發慧鈔三卷、真俗雜記三十卷等百餘部三百餘卷あり。

### 能禪 (一八八九生) 鎌倉時頼時代

辨法印と云ふ、御史中丞爲視の子、元遍の資なり、宏教石清水に詣して付法の仁を祈り、其靈告に依て付弟子となし、寛嘉二年十月東寺灌頂堂に於て傳法灌頂に沐し、東寺定額僧となり、大悲心院に住す、其取傳する宏教取持の聖教、凡て二百餘合、之を鎌倉の無量壽院に寄付す、寶菩提院開祖亮禪は其付法なり。

### 宏教 (一九〇〇代) 鎌倉承元時代

鎌倉無量壽院住、本名は禪遍、少輔律師と云ふ、常侍曹郎中教經の子、承元元年慈尊院に於て、最寛に隨ひ異水金玉兩院の玄底を盡す、勅に依て鎌倉雪下無量壽院に住し、僧正に補す、博學にして甫文鈔金胎次第等を著す、其統を繼ぐものを、宏教方と稱す。

### 道耀 (一九六四死) 鎌倉弘長時代

龍華園と云ふ、高野一心院に住す、大政大臣實氏の子、東寺に於て道勝に隨て灌頂を受け、重て法助親王に隨て傳法灌頂を受け、東寺長者となる、志研磨にあり、華藏院流の聖軌廢て行はれざるを憾となし、聖慧親王宗覺の譯を集めて榮蕃鈔と云ふ、其後華藏院流此書に依て傳授を行ふ、傳法二十人付法道慧尙幼なるを以て、法流を扨尾山辨慧に預け、嘉元二年十二月二日卒す。

### 龜山上皇 (一八九九)

後深草天皇の御弟なり、正元元年即位し、在位十五年にして、位を皇太子に譲り、落飾して禪林寺法皇と稱し、東寺長者菩提院了遍大僧正を禮して傳法灌頂を受け、大阿闍梨となり、後宇多天皇の密教の統を繼ぎ、大覺寺に在り、嘉元三年九月十五日崩す。

信日（一九六七死）鎌倉弘安時代

高野山八傑の一、紀伊名草郡神宮の人、父は神官、母は和泉大鳥官吏の女、與正菩薩の外甥なり、幼にして櫻池院の慧深の室に入り、後大樂院賢雄に釋論を學ぶ、傳法灌頂を受け、西大寺の信慧に隨ひて具足戒を受け、戒律を學び、業成りて大樂院に住し、大疏及び釋論を講ず、嘉元三年龜山上皇召したまふも、疾を以て辭し、徳治二年二月廿四日寂す、著書金胎曼荼羅鈔四卷、大疏科文三十卷、綱要鈔三卷。

憲淳（一九一八）鎌倉弘安時代

後宇多法皇灌頂の師、國師僧正と云ふ、粟田良教の子、報恩院覺雅の室に入り、正應五年傳法灌頂を受く、東寺三の長者に任じ、乾元十年聖雲親王に受法す、曾て後宇多法皇と幼時の友なり、其縁に依りて後宇多法皇に灌頂を授け、三年八月二十三日化す、壽五十一歳。

榮尊（一九二〇生）鎌倉弘安時代

後宇多法皇の師範、三河僧正と云ふ、三州八名伊賀守藤原家房の子、左丞相兼教の猶子と爲り、榮然の室に入て傳法灌頂を受け、慈尊院四世を薰す、後宇多法皇勅して印可を尊に受け、小野流を收め給ふ、文應元年五月權僧正に任じ、聖濟に付法す。

聖雲（一九三一）鎌倉弘安時代

醍醐山座主、無品親王と云ふ、龜山帝の子、實勝の室に入り、傳法灌頂を親玄に受け、弘安十年實勝の印可を得て、賴瑜を依止師となし、地藏院流の正嫡となり、尋て憲淳に印可を受け、醍醐山座主に任じ、四年祈雨して驗あり、隨心院殿家に座主職を譲り、徳治三年再び座主に任じ、後遍智院に退き、正和三年六月十五日に薨す、壽四十四。

隆勝（一九二四）鎌倉時代の末葉

醍醐山の僧、釋迦院僧正、又水本の宰相と云ふ、四條隆行の子、憲淳の室に入りて雷名あり、永仁元年北條高時より祈禱を屬せられ、同五年具支灌頂を本師に受け、釋迦院に住す、後宇多法皇道順に詔して密器道具を借覽せんとするも聽さず、其逆隣に觸れ、諸聖教を持して鎌倉に奔る、依て鎌倉の寶藏に納む、又道順と付法の續否を争ひ、其正嫡を